

令和4年度

環境等測定調査結果

令和5年10月

福 島 県

目 次

資料 1	大気汚染の常時監視測定結果	1
資料 2	有害大気汚染物質モニタリング調査結果	2 6
資料 3	酸性雨モニタリング調査結果	3 2
資料 4	アスベストモニタリング調査結果	3 7
資料 5	公共用水域の水質測定結果	4 1
資料 6	地下水の水質測定結果	6 5
資料 7	ダイオキシン類調査結果	7 2
資料 8	騒音調査結果	8 0
資料 9	公害苦情調査の結果	1 0 3
資料10	猪苗代湖の水質測定結果等	1 1 0

令和4年度

大気汚染の常時監視測定結果

令和5年10月

福 島 県

大気汚染防止法第22条第1項の規定に基づき県内の大気汚染の状況を常時監視した結果について、同法第24条の規定に基づき公表します。

一般環境大気測定局（34局）は、光化学オキシダントを除く項目で環境基準（長期的評価）を達成しました。光化学オキシダントは有効測定局29局すべてにおいて環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダントの主な原因物質は、窒素酸化物（NO_x）や炭化水素であり、大気汚染防止法や自動車NO_x・PM法に基づく排出規制により、大気環境の一層の改善を図っています。

自動車排出ガス測定局（3局）は、すべての項目で環境基準（長期的評価）を達成しました。

指針値が設定されている非メタン炭化水素は、一般環境大気測定局2局、自動車排出ガス測定局2局で指針値を超過しました。

1 測定方法の概要

(1) 測定期間

令和4年4月～令和5年3月

(2) 実施機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市

(3) 測定局及び測定項目

ア 測定局

県内18市町村に所在する一般環境大気測定局（※1）34局と自動車排出ガス測定局（※2）3局において測定しました。

イ 測定項目

「大気汚染に係る環境基準」（表1-1）が定められている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び微小粒子状物質の6項目、並びに「大気汚染に係る指針」（表1-2）が定められている非メタン炭化水素です（表2）。

※1 一般環境大気測定局（一般局）…住宅地等の一般的な生活空間の大気汚染の状況を監視するため設置した測定局。

※2 自動車排出ガス測定局（自排局）…道路近傍の大気汚染の状況を監視するため設置した測定局。

表 1 - 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	<長期的評価> 1 日平均値の 2 % 除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		<短期的評価> 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	<長期的評価> 1 日平均値の 2 % 除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		<短期的評価> 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	<長期的評価> 1 日平均値の 2 % 除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		<短期的評価> 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間 (5 時から 20 時まで) の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超えないこと。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	<長期基準> 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。
		<短期基準> 1 日平均値のうち年間 98 パーセント値が 35 μg/m ³ 以下であること。

表 1 - 2 大気汚染に係る指針

物質	光化学オキシダント生成防止の為に大気中炭化水素濃度の指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06 ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20 ppmC から 0.31 ppmC の範囲にある。

表2 大気汚染物質（常時監視測定項目）について

物 質	各物質の説明
二酸化硫黄	石油、石炭等に含有する硫黄が燃焼により酸化されて発生する。森林や湖沼等に影響を与える酸性雨の原因物質となるほか、呼吸器へ影響を及ぼす原因になると考えられている。
一酸化炭素	炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼす。
浮遊粒子状物質	浮遊粉じんのうち、粒子径が10 μm以下の物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留する。高濃度になると肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線による光化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となる。高濃度になると、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物等植物へも影響を与える。
二酸化窒素	窒素酸化物は、物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素と二酸化窒素の形で大気中に存在する。光化学スモッグの原因物質の一つであり、発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。これらの発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。 また、二酸化窒素は、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質となる。
微小粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいこと等から、人への健康影響が懸念されている。
非メタン炭化水素	炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物の総称であり、大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与しないメタンを除いた非メタン炭化水素が用いられる。

2 測定結果の概要

県内の大気環境を環境基準（長期的評価）の達成状況でみると、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質については、すべての有効測定局（※3）で環境基準を達成しました。一方、光化学オキシダントについては、全国の環境基準達成率が低い状況（※4）と同様に、有効測定局29局すべてにおいて環境基準を達成しませんでした。

指針値が設定されている非メタン炭化水素は、一般環境大気測定局2局、自動車排出ガス測定局2局で指針値を超過しました（表3）。

また、すべての項目で環境基準（長期的評価）の達成状況と年平均値は、前年度と同程度でした（表4～6）。

※3 有効測定局…年間測定時間が6,000時間（1年は8,760時間）以上の測定局。光化学オキシダント、非メタン炭化水素、微小粒子状物質以外の大気汚染物質が適用される。微小粒子状物質は、年間測定日数が250日以上測定局。

※4 令和3年度における全国の環境基準達成率は、一般環境大気測定局で0.2%、自動車排出ガス測定局で0%となっています。

表3 環境基準の達成状況等

(令和4(2022)年度)

種別	市町村名	測定局	用途地域	環境基準項目										指針値 設定項目	
				二酸化硫黄		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		光化学オキシダント	二酸化窒素	微小粒子状物質		非メタン炭化水素	
				長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価			長期 基準	短期 基準		
一般環境 大気 測定局	福島市	南町住	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	—	—	—		
		森合	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	〇	〇	×		
		古川	—	—	—	—	〇	〇	—(注)3	〇	—(注)3	—(注)3	—		
	二本松市	二本松	—	—	—	—	〇	〇	×	—	—	—	—		
		郡山市	芳賀	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	〇	〇	—	
	須賀川市	堤下	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	—	—	〇		
		目和田	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—		
		安積	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—		
	白河市	須賀川	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	—	—	〇		
		白河	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	〇	〇	〇		
	棚倉町	棚倉	未	—	—	—	〇	〇	×	—	—	—	〇		
		矢吹	住	—	—	—	—	〇	〇	×	—	—	—		
	会津若松市	会津若松	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	〇	〇	×		
		喜多方	〇	〇	—	—	〇	〇	×	—	—	—	—		
	南会津町	南会津	〇	〇	—	—	〇	〇	×	—	〇	〇	〇		
		新地	未	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	—	—		
	相馬市	相馬	住	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	—	—		
		南相馬市	原町	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	〇	〇		
	双葉町	小高	〇	〇	—	—	〇	〇	×	—	—	—	—		
		双葉	〇	〇	—	—	〇	〇	×	—	—	—	—		
	富岡町	富岡	〇	〇	—	—	〇	〇	×	—	—	—	—		
		檜葉	未	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	〇	〇		
	広野町	広野	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	—	—	—		
いわき市		上中田	準工	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	—	—		
	花ノ井	住	〇	〇	—	—	—	—	—	—	—	—			
	金山	未	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	—	—			
	下川	準工	〇	〇	—	—	—	—	—	—	—	—			
	滝尻	住	〇	〇	—	—	〇	〇	—	—	—	—			
	大原	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	〇	〇	〇			
	中原	工	〇	〇	—	—	—	—	—	—	—	—			
	揚土	住	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	〇	〇			
	中央	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	—	—	—			
	常磐	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	—	—	—			
四倉	未	〇	〇	—	—	〇	〇	×	〇	—	—				
達成局数				23	23	0	0	29	29	0	20	9	9	8	
有効局数				23	23	0	0	29	29	29	20	9	9	10	
達成率(%)				100	100	—	—	100	100	0	100	100	100	80	
自動車 排出 測定局	福島市	松浪町	商	—	—	〇	〇	〇	〇	—	〇	—	—	〇	
	郡山市	台新	住	—	—	〇	〇	〇	〇	—	〇	〇	〇	×	
	いわき市	平	商	—	—	〇	〇	〇	〇	—	〇	—	—	×	
	達成局数				0	0	3	3	3	3	0	3	1	1	1
有効局数				0	0	3	3	3	3	0	3	1	1	3	
達成率(%)				—	—	100	100	100	100	—	100	100	100	33	
合計	達成局数				23	23	3	3	32	32	0	23	10	10	9
	有効局数				23	23	3	3	32	32	29	23	10	10	13
	達成率(%)				100	100	100	100	100	100	0	100	100	100	69

(注) 1 〇は環境基準を達成した局、×は環境基準を達成しなかった局、—は測定を実施していない局です。
 2 非メタン炭化水素は、環境基準ではなく光化学オキシダント生成防止のための指針値の上限(6時から9時の3時間平均値0.31ppmC)を超えた日があった局を×としました。
 3 古川局の光化学オキシダントは測定を停止しているため判定していません。また、微小粒子状物質は有効測定局でないため、判定していません。

表4 大気汚染物質の年平均値

(令和4(2022)年度)

種別	市町村名	測定局	用途地域	環境基準項目							指針値設定項目
				二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	光化学オキシダント (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	微粒子 (μg/m ³)	小粒子状物質 (μg/m ³)	非メタン炭化水素 (ppmC)
一般環境大気測定局	福島市	南町	住	0.000	—	0.015	0.042	0.006	—	—	
		森合	〃	0.000	—	0.009	0.041	0.005	7.4	0.11	
		古川	〃	—	—	0.011	— ^{(注)3}	0.004	— ^{(注)3}	—	
	二本松市	二本松	〃	—	—	0.010	0.044	—	—	—	
		郡山市	芳賀	〃	0.001	—	0.010	0.043	0.007	8.2	—
			堤下	〃	0.000	—	0.008	0.043	0.006	—	0.08
	日和田		〃	—	—	—	0.044	—	—	—	
		安積	〃	—	—	—	0.043	—	—	—	
	須賀川市	須賀川	〃	0.000	—	0.011	0.046	0.005	—	0.07	
	白河市	白河	〃	0.000	—	0.009	0.044	0.003	6.6	0.08	
	棚倉町	棚倉	未	—	—	0.009	0.041	—	—	0.07	
	矢吹町	矢吹	住	—	—	0.010	0.045	—	—	—	
	会津若松市	会津若松	〃	0.000	—	0.008	0.042	0.004	6.3	0.08	
	喜多方市	喜多方	〃	—	—	0.010	0.043	—	—	—	
	南会津町	南会津	〃	—	—	0.006	0.041	—	5.6	0.06	
	新地町	新地	未	0.001	—	0.009	0.042	0.003	—	—	
	相馬市	相馬	住	0.000	—	0.014	0.044	0.003	—	—	
	南相馬市	原町	〃	0.000	—	0.009	0.043	0.003	7.2	0.07	
		小高	〃	—	—	0.011	0.044	—	—	—	
	双葉町	双葉	〃	—	—	0.012	0.043	—	—	—	
	富岡町	富岡	〃	—	—	0.007	0.043	—	—	—	
	檜葉町	檜葉	未	0.000	—	0.009	0.044	0.003	6.5	0.04	
	広野町	広野	〃	0.001	—	0.010	0.045	0.002	—	—	
	いわき市		上中田	準工	0.001	—	0.010	0.042	0.006	—	—
			花ノ井	住	0.000	—	—	—	—	—	—
			金山	未	0.000	—	0.009	0.043	0.003	—	—
			下川	準工	0.000	—	—	—	—	—	—
			滝尻	住	0.001	—	0.011	—	—	—	—
			大原	〃	0.001	—	0.012	0.042	0.006	7.5	0.07
			中原	工	0.002	—	—	—	—	—	—
揚土			住	0.001	—	0.012	0.042	0.003	7.5	—	
中央台			〃	0.001	—	0.010	0.044	0.004	—	—	
常磐			〃	0.001	—	0.011	0.044	0.004	—	—	
	四倉	未	0.001	—	0.011	0.044	0.002	—	—		
一般局平均				0.001	—	0.010	0.043	0.004	7.0	0.07	
自動車排出局	福島市	松浪町	商	—	0.2	0.011	—	0.007	—	0.11	
		郡山市	台新	住	—	0.2	0.012	—	0.009	8.7	0.10
	いわき市	平	商	—	0.2	0.009	—	0.006	—	0.12	
		自排局平均			—	0.2	0.011	—	0.007	8.7	0.11
全測定局の平均				0.001	0.2	0.010	0.043	0.005	7.2	0.08	

(注) 1 光化学オキシダント濃度は昼間(5~20時)の日最高1時間値の年平均値です。

2 非メタン炭化水素は、6~9時の3時間平均値の年平均値です。

3 古川局の光化学オキシダントは測定を停止しており、「—」としています。また、微粒子状物質は、年間測定日が250日未満であり、有効測定局ではないため、「—」としています。

表5 環境基準の達成状況の推移（過去10年間）

測定項目等		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
二酸化硫黄	測定局数	24	23	22	23	23	23	23	23	23	23
	達成局数	24	23	22	23	23	23	23	23	23	23
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一酸化炭素	測定局数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	達成局数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	測定局数	30	30	30	31	32	32	32	31	30	32
	達成局数	30	30	30	31	32	32	32	31	30	32
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	測定局数	29	29	29	30	30	30	30	30	29	29
	達成局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	達成率(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二酸化窒素	測定局数	24	23	22	23	23	23	23	23	23	23
	達成局数	24	23	22	23	23	23	23	23	23	23
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
微小粒子状物質	測定局数	6	9	9	9	10	11	11	11	10	10
	達成局数	6	9	9	9	10	11	11	11	10	10
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※ 測定局数とは、年間の測定時間が6,000時間以上の有効測定局数又は年間の測定日数が250日以上の有効測定局数をいいます。

※ 長期的評価が設定されている項目については、長期的評価の達成状況を示します。

表6 主な大気汚染物質濃度の推移（全測定局の年平均値・過去10年間）

測定項目	(単位)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
二酸化硫黄	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001
一酸化炭素	(ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
浮遊粒子状物質	(mg/m ³)	0.014	0.014	0.014	0.011	0.011	0.013	0.013	0.011	0.009	0.010
光化学オキシダント	(ppm)	0.043	0.045	0.045	0.043	0.045	0.044	0.043	0.042	0.043	0.043
二酸化窒素	(ppm)	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005
微小粒子状物質	(μg/m ³)	11.9	11.4	10.4	9.1	8.6	9.1	7.5	7.5	6.7	7.2

※ 光化学オキシダントは、昼間（5～20時）の日最高1時間値の年平均値を示します。

(1) 一般環境大気測定局 (34局)

ア 二酸化硫黄

有効測定局23測定局すべてにおいて、長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しました(表7)。

有効測定局の年平均値は0.001 ppmで、年平均値の経年変化はほぼ横ばいであり、全国平均値を下回って推移しています(表8、図1)。

表7 環境基準の評価基準と達成状況

評価項目	長期的評価			短期的評価		
	1日平均値の2%除外値	1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		日平均値の最高値	1時間値の最高値	
評価基準	0.04ppm以下	無		0.04ppm以下	0.1ppm以下	
一般局	0.001 ~ 0.006	無		0.001 ~ 0.010	0.003 ~ 0.059	

表8 本県及び全国の二酸化硫黄濃度の推移(全測定局の年平均値)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
本県	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001
(有効局数)	(23)	(23)	(22)	(23)	(23)	(23)	(23)	(23)	(23)	(23)
全国	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	※5

(全国の年平均値に係る出典：大気汚染状況(環境省))

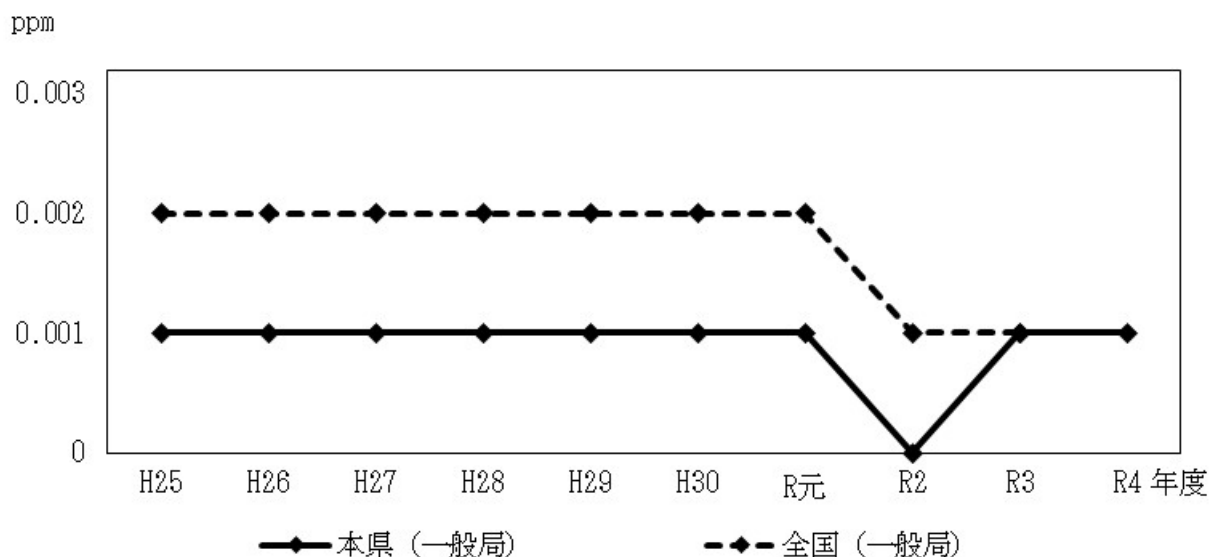


図1 本県及び全国の二酸化硫黄濃度の推移(全測定局の年平均値)

※5 令和4年度の全国の年平均値は、令和5年度末に環境省から公表される予定です。

イ 浮遊粒子状物質

有効測定局29測定局すべてにおいて、長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しました（表9）。

有効測定局の年平均値は0.010 mg/m³で、年平均値の経年変化は減少傾向であり、全国平均値を下回って推移しています（表10、図2）。

表9 環境基準の評価基準と達成状況

評価項目	長期的評価			短期的評価		
	1日平均値の2%除外値	1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無		日平均値の最高値	1時間値の最高値	
評価基準	0.10mg/m ³ 以下	無		0.10mg/m ³ 以下	0.20mg/m ³ 以下	
一般局	0.020 ~ 0.033	無		0.029 ~ 0.069	0.052 ~ 0.173	

表10 本県及び全国の浮遊粒子状物質の推移（全測定局の年平均値）

	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
一般局	本県	0.014	0.014	0.013	0.011	0.011	0.013	0.012	0.010	0.009	0.010
	(有効局数)	(27)	(27)	(27)	(28)	(29)	(29)	(29)	(28)	(27)	(29)
	全国	0.020	0.020	0.019	0.017	0.017	0.017	0.015	0.014	0.012	※5

（全国の年平均値に係る出典：大気汚染状況（環境省））

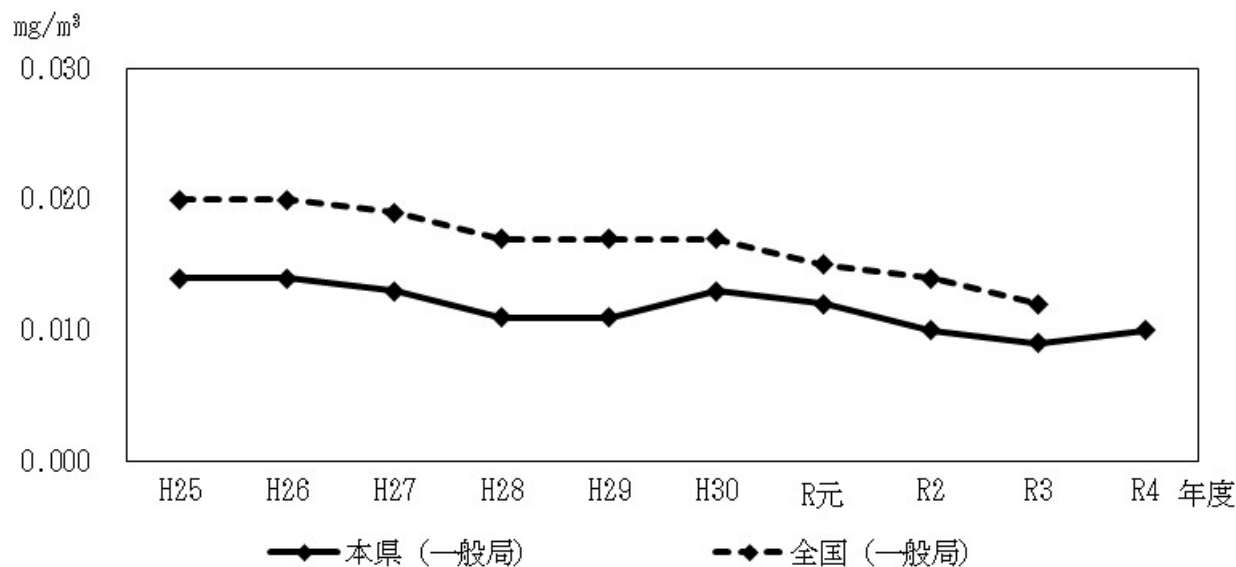


図2 本県及び全国の浮遊粒子状物質の推移（全測定局の年平均値）

ウ 光化学オキシダント

(ア) 測定結果

有効測定局29測定局すべてにおいて、環境基準を達成しませんでした（表11）。

光化学オキシダント濃度の昼間（5時から20時まで）の日最高1時間値の全測定局の年平均値は0.043 ppmで、年平均値の経年変化はほぼ横ばいであり、全国平均値を下回って推移しています（表12、図3）。

(イ) 光化学スモッグ注意報等（※6）発令状況

令和4年度は、光化学スモッグ注意報等の発令はありませんでした。

表11 環境基準の評価基準と達成状況

評価項目	昼間の1時間値											
	最高値		0.06ppmを超えた時間数		測定時間数		0.06ppm以下であった割合					
評価基準	0.06ppm以下		-		-		-					
一般局	0.079	～	0.106	88	～	212	5208	～	5433	96.1	～	98.4

表12 本県及び全国の光化学オキシダント濃度の推移

（昼間の日最高1時間値の全測定局の年平均値）

	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
一般局	本県	0.043	0.045	0.045	0.043	0.045	0.044	0.043	0.042	0.043	0.043
	(有効局数)	(29)	(29)	(29)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(29)	(29)
	全国	0.046	0.047	0.047	0.048	0.047	0.048	0.047	0.047	0.047	0.047

（全国の年平均値に係る出典：大気汚染状況（環境省））

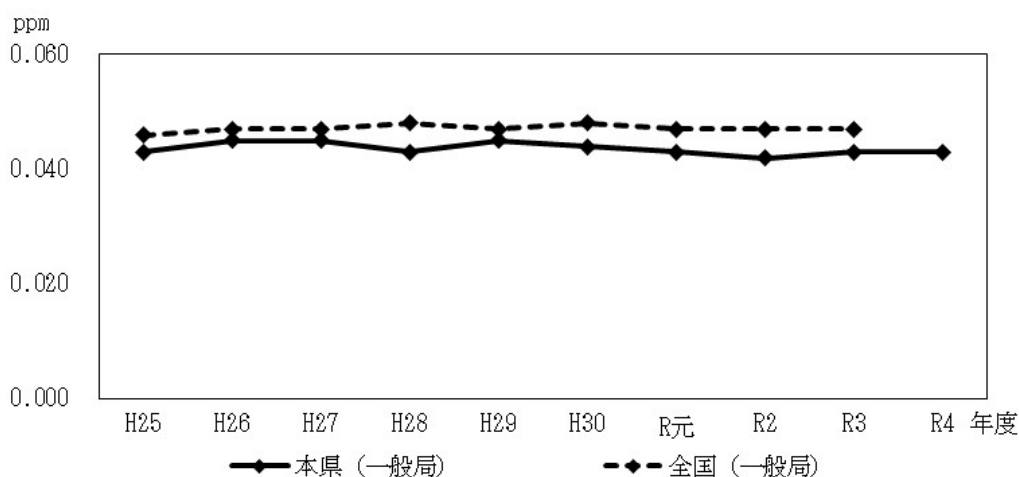


図3 本県及び全国の光化学オキシダント濃度の推移

（昼間の日最高1時間値の全測定局の年平均値）

※6 光化学スモッグ予報 … 1時間値が0.10 ppm以上になり、かつ、上昇傾向にあるときに発令する。
光化学スモッグ注意報… 1時間値が0.12 ppm以上になり、かつ、気象条件からみてこの状態が継続すると認められるときに発令する。

エ 二酸化窒素

有効測定局20測定局すべてにおいて、環境基準を達成しました（表13）。

有効測定局の年平均値は0.004 ppmで、年平均値の経年変化は減少傾向であり、全国平均値を下回って推移しています。（表14、図4）

表13 環境基準の評価基準と達成状況

評価項目	1日平均値の年間98%値		
評価基準	0.06ppmを超えないこと		
一般局	0.005	～	0.016

表14 本県及び全国の二酸化窒素濃度の推移（全測定局の年平均値）

	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
一般局	本県	0.007	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
	(有効局数)	(21)	(20)	(19)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)
	全国	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	※5

（全国の年平均値に係る出典：大気汚染状況（環境省））

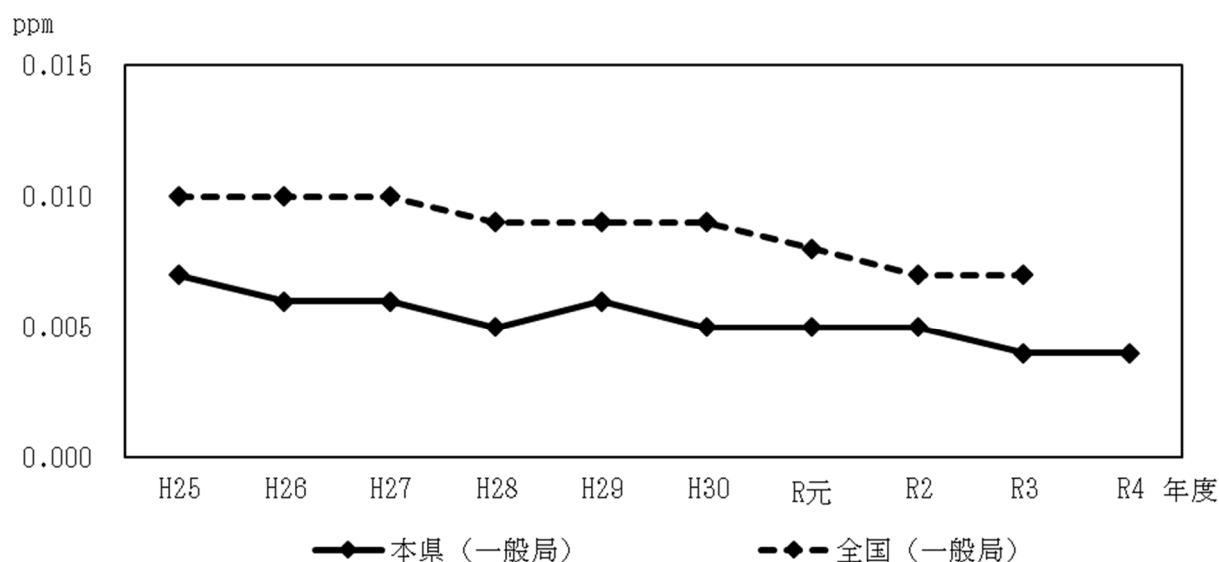


図4 本県及び全国の二酸化窒素濃度の推移（全測定局の年平均値）

オ 微小粒子状物質

(ア) 測定結果

有効測定局9測定局すべてにおいて、長期基準及び短期基準による環境基準を達成しました（表15）。

有効測定局の年平均値は $7.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ で、年平均値の経年変化は減少傾向であり、全国平均値を下回って推移しています（表16、図5）。

表15 環境基準の評価基準と達成状況

評価項目	長期基準			短期基準		
	年平均値			日平均値の年間98%値		
評価基準	$15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			$35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下		
一般局	5.6	～	8.2	15.5	～	20.0

表16 本県及び全国の微小粒子状物質の推移（全測定局の年平均値）

	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
一般局	本県	11.9	11.4	10.4	9.0	8.5	9.0	7.4	7.4	6.6	7.0
	(有効局数)	(6)	(9)	(9)	(9)	(9)	(10)	(10)	(10)	(9)	(9)
	全国	15.3	14.7	13.1	11.9	11.6	11.2	9.8	9.5	8.3	※5

（全国の年平均値に係る出典：大気汚染状況（環境省））

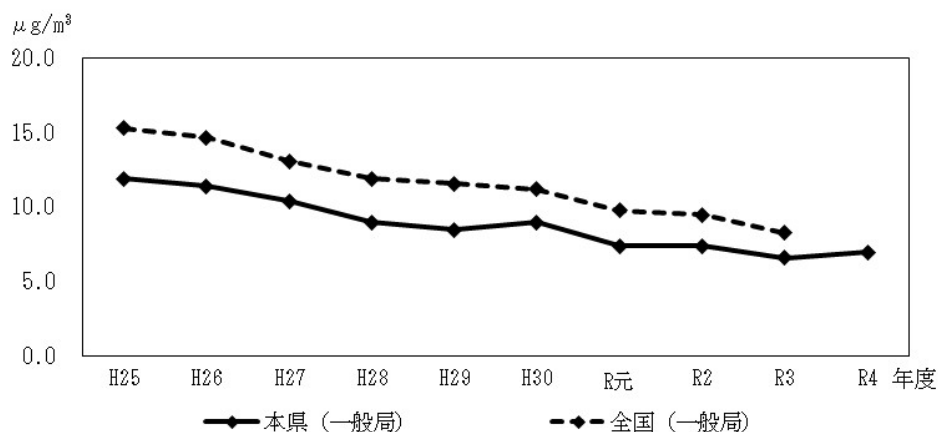


図5 本県及び全国の微小粒子状物質の推移（全測定局の年平均値）

(イ) 「注意喚起」情報提供状況

令和4年度は「注意喚起」情報（※7）の発出はありませんでした。

※7 「注意喚起」情報…日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過する場合（5時～7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過する場合、又は5時～12時の1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過する場合に超過すると判断に発出する。

カ 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの生成防止の観点から指針値（表1）が定められており、森合局及び会津若松局において、指針値の上限（0.31 ppmC）を超過しました（表17）。

一般局の3時間平均値の年平均値は0.07 ppmC（※8）で、年平均値の経年変化は減少傾向であり、全国平均値を下回って推移しています（表18、図6）。

表17 指針の評価基準と達成状況

評価項目	指針設定項目		
	6～9時3時間平均値の最高値		
評価基準	0.31ppmC以下		
一般局	0.13	～	0.39

表18 本県及び全国の非メタン炭化水素の推移（全測定局の年平均値）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
一般局	本県	0.12	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09	0.08	0.07	0.07
	(有効局数)	(10)	(10)	(9)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)
	全国	0.14	0.14	0.13	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	※5

(全国の年平均値に係る出典：大気汚染状況（環境省）)

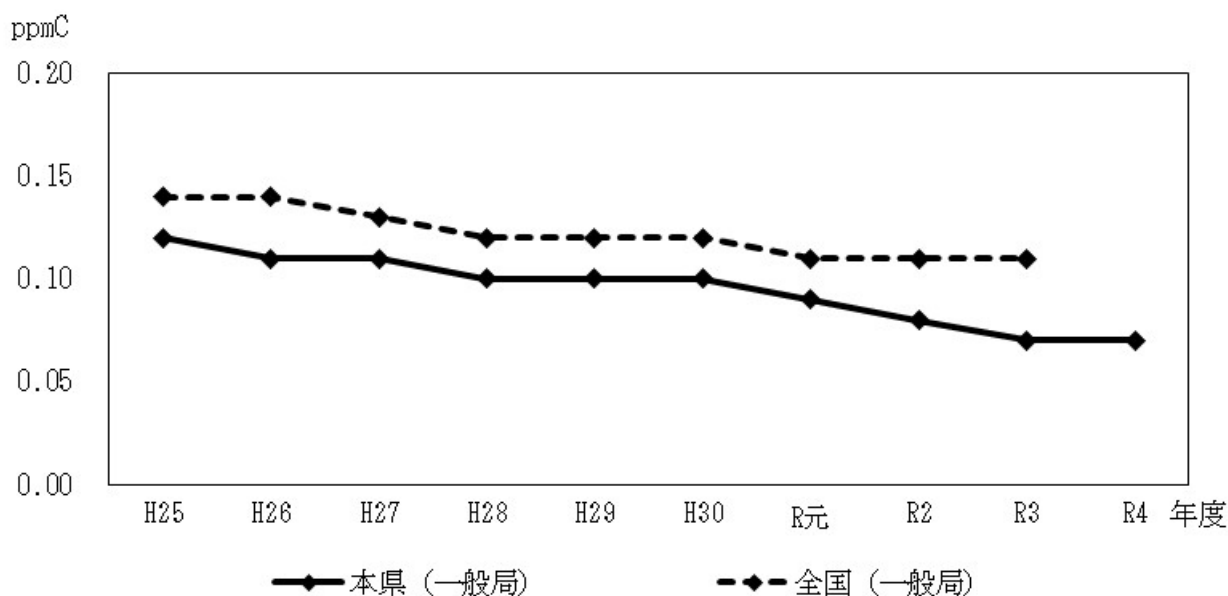


図6 本県及び全国の非メタン炭化水素の推移（全測定局の年平均値）

※8 ppmC…炭素換算での百万分率

(2) 自動車排出ガス測定局（3局）

ア 一酸化炭素

有効測定局3測定局すべてにおいて、長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しました（表19）。

有効測定局の年平均値は0.2 ppmで、年平均値の経年変化はほぼ横ばいであり、全国平均値を下回って推移しています（表20、図7）。

表19 環境基準の評価基準と達成状況

評価項目	長期的評価			短期的評価		
	1日平均値の2%除外値			1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		
評価基準	10ppm以下			無		
自排局	0.3	～	0.3	無		

表20 本県及び全国の一酸化炭素濃度の推移（全測定局の年平均値）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
本県	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
(有効局数)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
全国	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	※5

（全国の年平均値に係る出典：大気汚染状況（環境省））

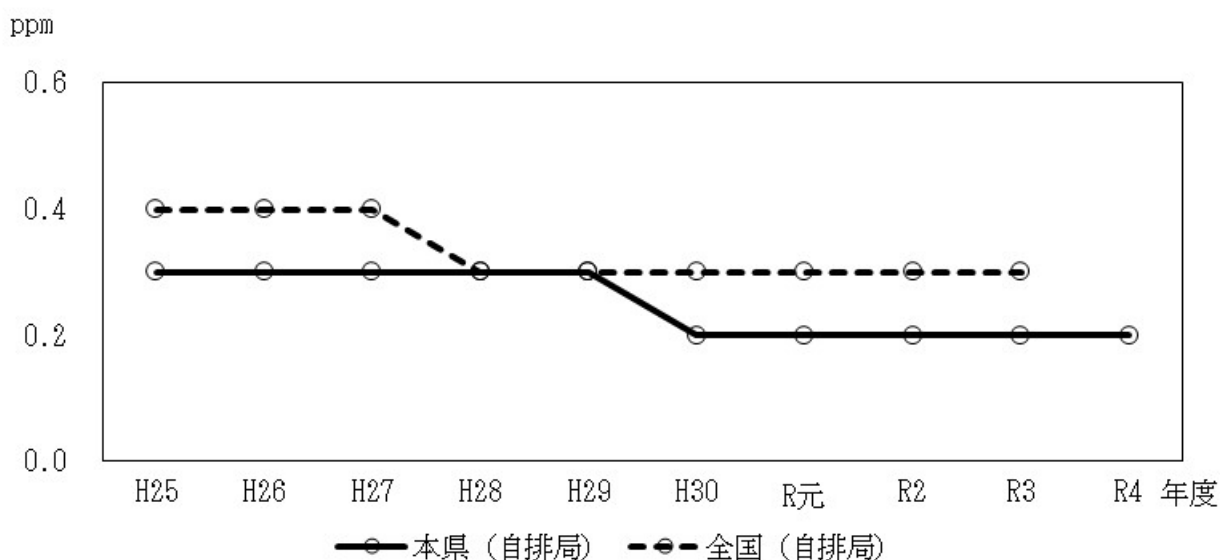


図7 本県及び全国の一酸化炭素濃度の推移（全測定局の年平均値）

イ 浮遊粒子状物質

有効測定局3局すべてにおいて、長期的及び短期的評価による環境基準を達成しました（表21）。

有効測定局の年平均値は0.011 mg/m³で、年平均値の経年変化は減少傾向であり、全国平均値を下回って推移しています（表22、図8）。

表21 環境基準の評価基準と達成状況

評価項目	長期的評価			短期的評価		
	1日平均値の2%除外値	1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無		日平均値の最高値	1時間値の最高値	
評価基準	0.10mg/m ³ 以下	無		0.10mg/m ³ 以下	0.20mg/m ³ 以下	
自排局	0.024 ~ 0.03	無		0.048 ~ 0.063	0.063 ~ 0.100	

表22 本県及び全国の浮遊粒子状物質の推移（全測定局の年平均値）

	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
自排局	本県	0.016	0.017	0.017	0.013	0.013	0.014	0.013	0.013	0.010	0.011
	(有効局数)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
	全国	0.022	0.021	0.020	0.018	0.017	0.017	0.015	0.015	0.013	※5

（全国の年平均値に係る出典：大気汚染状況（環境省））

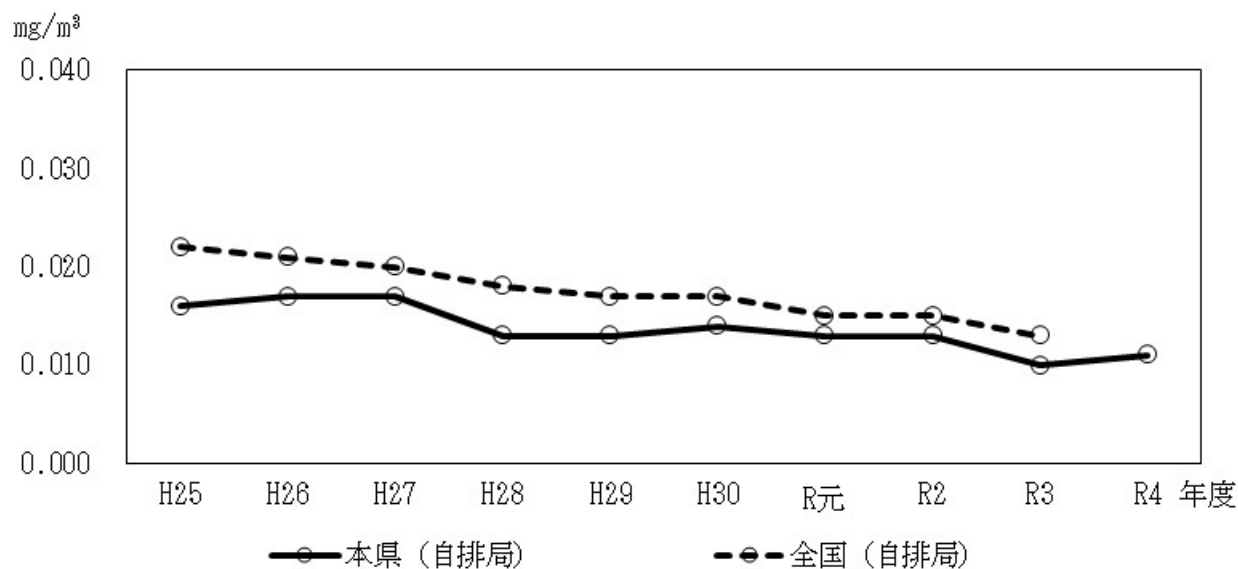


図8 本県及び全国の浮遊粒子状物質の推移（全測定局の年平均値）

ウ 二酸化窒素

有効測定局3測定局すべてにおいて、環境基準を達成しました（表23）。

有効測定局の年平均値は0.007ppmで、年平均値の経年変化は減少傾向であり、全国平均値を下回って推移しています（表24、図9）。

表23 環境基準の評価基準と達成状況

評価項目	1日平均値の年間98%値		
評価基準	0.06ppmを超えないこと		
自排局	0.012	～	0.018

表24 本県及び全国の二酸化窒素濃度の推移（全測定局の年平均値）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
本県	0.013	0.014	0.013	0.011	0.011	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007
(有効局数)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
全国	0.020	0.019	0.019	0.017	0.017	0.016	0.015	0.014	0.014	※5

（全国の年平均値に係る出典：大気汚染状況（環境省））

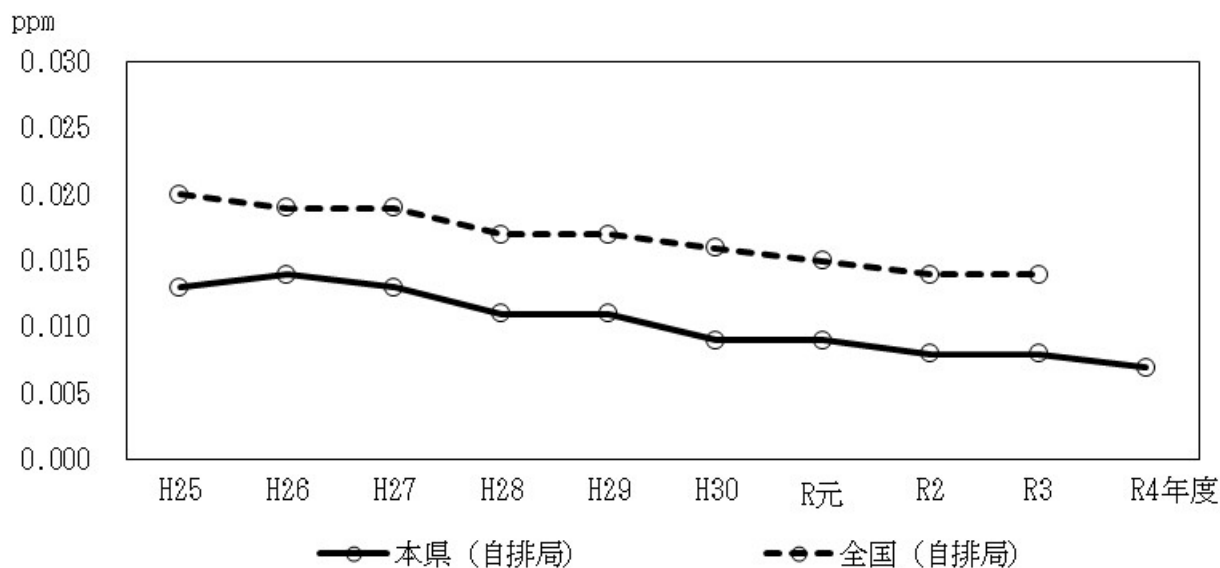


図9 本県及び全国の二酸化窒素濃度の推移（全測定局の年平均値）

エ 微小粒子状物質

有効測定局 1 測定局において、長期基準及び短期基準による環境基準を達成しました（表25）。

有効測定局の年平均値は $8.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ で、年平均値は全国平均値を下回って推移しています（表26、図10）。

表25 環境基準の評価基準と達成状況

評価項目	長期基準	短期基準
	年平均値	日平均値の年間98%値
評価基準	$15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
自排局	8.7	20.9

表26 本県及び全国の微小粒子状物質の推移（全測定局の年平均値）

	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
自排局	本県	-	-	-	10.1	9.5	10.1	8.5	8.7	7.8	8.7
	(有効局数)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	全国	16.0	15.5	13.9	12.6	12.5	12.0	10.4	10.0	8.8	※5

(全国の年平均値に係る出典：大気汚染状況（環境省）)

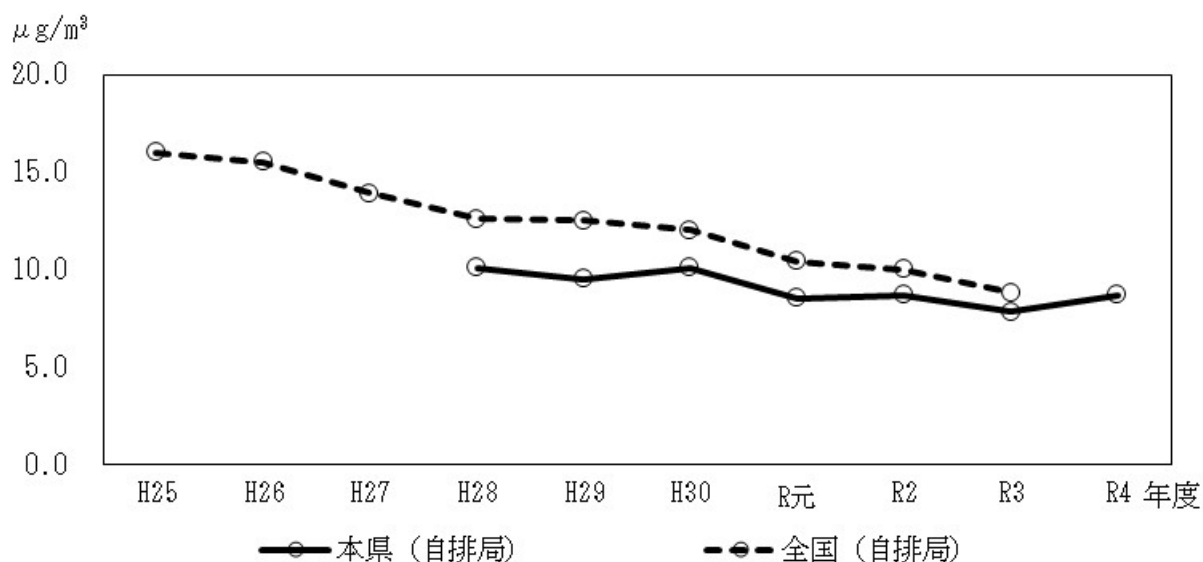


図10 本県及び全国の微小粒子状物質の推移（全測定局の年平均値）

オ 非メタン炭化水素

測定局3測定局のうち台新局及び平局において、指針値の上限(0.31 ppmC)を超過しました(表27)。

測定局の3時間平均値の年平均値は0.11ppmCで、年平均値は全国平均値を下回って推移しています(表28、図11)。

表27 指針の評価基準と達成状況

評価項目	指針設定項目		
	6～9時3時間平均値の最高値		
評価基準	0.31ppmC以下		
自排局	0.25	～	2.05

表28 本県及び全国の非メタン炭化水素の推移(全測定局の年平均値)

	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
自排局	本県	0.09	0.09	0.13	0.13	0.13	0.13	0.11	0.09	0.10	0.11
	(有効局数)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
	全国	0.18	0.17	0.16	0.15	0.15	0.14	0.13	0.13	0.12	※5

(全国の年平均値に係る出典：大気汚染状況(環境省))

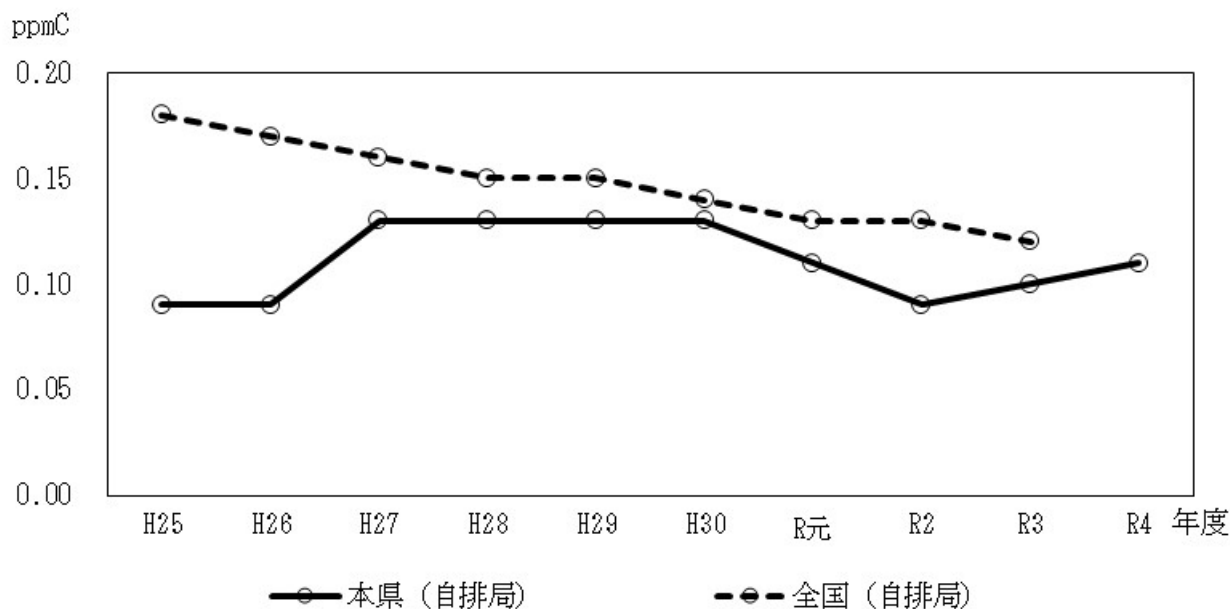


図11 本県及び全国の非メタン炭化水素の推移(全測定局の年平均値)

3 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析

(1) 調査地点及び調査時期

調査地点及び調査時期は表 29 のとおりです。

表 29 調査地点及び調査時期

調査地点 (一般環境大気測定局)	調査時期
芳賀局 (郡山市)	春季、夏季、秋季、冬季
会津若松局 (会津若松市)	夏季
檜葉局 (檜葉町)	秋季
揚土局 (いわき市)	夏季

(2) 実施機関

福島県、郡山市及びいわき市

(3) 調査方法

試料採取方法及び分析方法は、「環境大気常時監視マニュアル」第 6 版 (平成 22 年 3 月)、「微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析ガイドライン」(平成 23 年 7 月 環境省水・大気環境局)及び「大気中微小粒子状物質 (PM2.5) 成分測定マニュアル」(令和元年 5 月 環境省水・大気環境局)に基づいて実施しました。

(4) 調査結果

各地点における各物質の平均値は表 30-1 及び表 30-2 のとおりです。

表 31 から表 34 の結果から、PM2.5 の成分は、硫酸イオン及び有機炭素が約 5 割を占めており、地域又は季節によって多少の成分割合の差が見られるものの、概ね同様の成分組成でした (図 12~15 参照)。

ア 季節毎の比較

硫酸イオンは、一般的に光化学反応に伴う二次生成の活性化により春季や夏季に増加すると考えられており、芳賀局の結果は、それと調和的な傾向を示しました。有機炭素については、特に春季・夏季に割合が大きく、一般的には工場等から排出された VOC から生成される二次有機粒子や植物燃料由来、植物そのものから出た成分が粒子化したものなどが含まれていると考えられています。硝酸イオンは、工場や自動車といった人為起源から排出された窒素酸化物が大気中で反応して生成され、秋季・冬期に割合が大きくなる傾向を示します。芳賀局の本調査結果も同様の傾向でした。一般的に気温が高い夏季にはガス状物質として、気温が低い冬季には粒子状物質として存在すると考えられています。

イ 地域による比較

本分析では、濃度差が生じる要因を明らかにすることはできませんが、発生源の状況、気象条件、地形の状況等の地域差によって濃度差が生じる可能性が考えられます。

ウ 年度による比較

揚土局では、夏季における経年変化として、年による増減はあるものの割合に大きな変動は見られませんでした。

表30-1 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析結果

	調査地点	芳賀局			
	調査期間	春 5月12日～5月26日	夏 7月21日～8月4日	秋 10月20日～11月3日	冬 1月19日～2月2日
	質量濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	9.6	8.5	7.0	5.8
イオン成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	塩化物イオン	0.17	0.10	0.17	0.18
	硝酸イオン	0.74	0.37	0.45	0.62
	硫酸イオン	2.2	1.8	0.91	1.1
	ナトリウムイオン	0.064	0.067	0.060	0.081
	アンモニウムイオン	1.1	0.80	0.49	0.60
	カリウムイオン	0.048	0.057	0.050	0.039
	マグネシウムイオン	0.0074	0.0093	0.0057	0.0080
	カルシウムイオン	0.038	0.025	0.032	0.033
炭素成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	有機炭素	2.7	3.3	2.5	1.4
	元素状炭素	0.91	0.76	0.65	0.50
	炭化補正值	0.70	0.76	0.56	0.29
分析項目 無機元素成分 (ng/m^3)	ナトリウム	67	65	69	90
	アルミニウム	80	28	44	59
	ケイ素	163	53	105	135
	カリウム	73	61	69	60
	カルシウム	43	25	45	50
	スカンジウム	0.014	<0.009	<0.011	<0.015
	チタン	8.4	5.0	5.9	9.2
	バナジウム	0.38	0.32	0.22	0.17
	クロム	1.4	0.99	1.7	1.7
	マンガン	4.8	2.7	4.6	3.2
	鉄	87	50	71	66
	コバルト	0.062	0.024	0.031	0.064
	ニッケル	0.66	0.47	0.38	0.21
	銅	2.5	3.1	2.8	1.8
	亜鉛	17	15	17	8.3
	ヒ素	0.78	0.92	0.30	0.42
	セレン	0.49	0.35	0.23	0.18
	ルビジウム	0.26	0.12	0.16	0.17
	モリブデン	0.56	1.33	0.58	0.31
	アンチモン	0.55	0.49	0.51	0.33
	セシウム	0.025	<0.013	<0.014	<0.011
	バリウム	8.8	8.1	6.4	16
	ランタン	0.061	0.032	0.028	0.034
	セリウム	0.094	0.044	0.048	0.063
	サマリウム	<0.015	<0.014	<0.017	<0.010
	ハフニウム	<0.013	<0.018	<0.010	<0.011
	タンタム	0.29	0.53	0.40	0.13
タンタル	<0.016	<0.020	<0.015	<0.011	
トリウム	0.012	<0.013	<0.011	<0.010	
鉛	3.4	2.1	2.0	1.6	

注)

- 1 各測定値は、対象期間中の平均値を示しています。
- 2 期間中の平均値を求める際、測定値に検出下限値未満があった場合には検出下限値の2分の1の値を用いて平均値を算出しました。測定結果は、JIS Z 8401に従って、質量濃度は小数点以下一桁になるように丸めて表示し、それ以外の測定値は原則有効数字2桁としました。
- 3 「<」が示されている値は、検出下限値未満であったことを示します。
- 4 平均値が検出下限値未満の場合には検出下限値を示しました。

表30-2 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析結果

分析項目	調査地点	会津若松局	檜葉局	揚土局
	調査期間	夏	秋	夏
		7月21日～8月4日	10月20日～11月3日	7月21日～8月4日
	質量濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	8.1	4.4	9.1
イオン成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	塩化物イオン	0.011	0.060	0.0084
	硝酸イオン	0.055	0.11	0.038
	硫酸イオン	1.2	0.68	2.5
	ナトリウムイオン	0.050	0.10	0.10
	アンモニウムイオン	0.46	0.24	0.80
	カリウムイオン	0.018	0.028	0.018
	マグネシウムイオン	0.011	0.014	0.016
	カルシウムイオン	<0.008	<0.007	<0.018
炭素成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	有機炭素	3.5	1.4	2.8
	元素状炭素	0.190	0.18	0.29
	炭化補正值	0.72	0.35	0.63
無機元素成分 (ng/m^3)	ナトリウム	66	106	127
	アルミニウム	19	16	23
	ケイ素	72	100	56
	カリウム	40	31	41
	カルシウム	13	13	14
	スカンジウム	<0.007	<0.013	<0.007
	チタン	2.4	1.7	3.4
	バナジウム	0.19	0.22	0.82
	クロム	0.66	0.33	0.99
	マンガン	1.4	1.2	1.8
	鉄	22	21	33
	コバルト	<0.015	<0.015	0.028
	ニッケル	0.19	0.24	0.62
	銅	1.2	0.80	5.1
	亜鉛	6.8	4.8	22
	ヒ素	0.53	0.38	6.9
	セレン	0.22	0.20	1.5
	ルビジウム	0.078	0.046	0.089
	モリブデン	0.20	0.14	0.74
	アンチモン	0.25	0.24	0.75
	セシウム	0.0080	<0.008	<0.007
	バリウム	1.6	0.72	1.6
	ランタン	0.017	0.018	0.044
	セリウム	0.025	0.021	0.043
	サマリウム	<0.008	<0.011	<0.007
	ハフニウム	0.0080	<0.003	0.0075
	タンタム	5.1	0.39	0.55
	タンタル	0.010	<0.0013	<0.005
	トリウム	<0.008	<0.0025	<0.008
	鉛	1.3	1.1	9.7

注)

- 1 各測定値は、対象期間中の平均値を示しています。
- 2 期間中の平均値を求める際、測定値に検出下限値未満があった場合には検出下限値の2分の1の値を用いて平均値を算出しました。測定結果は、JIS Z 8401に従って、質量濃度は小数点以下一桁になるように丸めて表示し、それ以外の測定値は原則有効数字2桁としました。
- 3 「<」が示されている値は、検出下限値未満であったことを示します。
- 4 平均値が検出下限値未満の場合には検出下限値を示しました。

表31 成分毎の割合の推移（芳賀局）

		R4			
		春	夏	秋	冬
分析項目 (%)	塩化物イオン	1.8	1.2	2.4	3.1
	硝酸イオン	7.7	4.3	6.4	10.7
	硫酸イオン	22.9	21.7	13.0	18.8
	ナトリウムイオン	0.7	0.8	0.9	1.4
	アンモニウムイオン	11.5	9.4	7.0	10.4
	カリウムイオン	0.5	0.7	0.7	0.7
	マグネシウムイオン	0.1	0.1	0.1	0.1
	カルシウムイオン	0.4	0.3	0.5	0.6
	有機炭素	28.1	38.8	35.7	24.3
	元素状炭素	9.5	8.9	9.3	8.7
	無機元素	5.9	3.8	6.4	8.8
	その他	11.0	10.1	17.7	12.3

表32 成分毎の割合の推移（会津若松局）

		R元	R2	R3	R4
		冬	秋	冬	夏
分析項目 (%)	塩化物イオン	2.1	1.5	2.6	0.1
	硝酸イオン	17.1	5.7	15.6	0.7
	硫酸イオン	20.0	11.2	24.6	15.0
	ナトリウムイオン	1.1	1.2	1.5	0.6
	アンモニウムイオン	12.4	5.5	14.3	5.7
	カリウムイオン	1.1	0.5	0.8	0.2
	マグネシウムイオン	0.1	0.1	0.2	0.1
	カルシウムイオン	0.1	0.2	0.2	0.0
	有機炭素	22.9	28.4	15.0	43.2
	元素状炭素	6.6	7.8	5.4	2.3
	無機元素	2.8	6.7	3.9	3.1
	その他	13.6	31.3	16.1	28.8

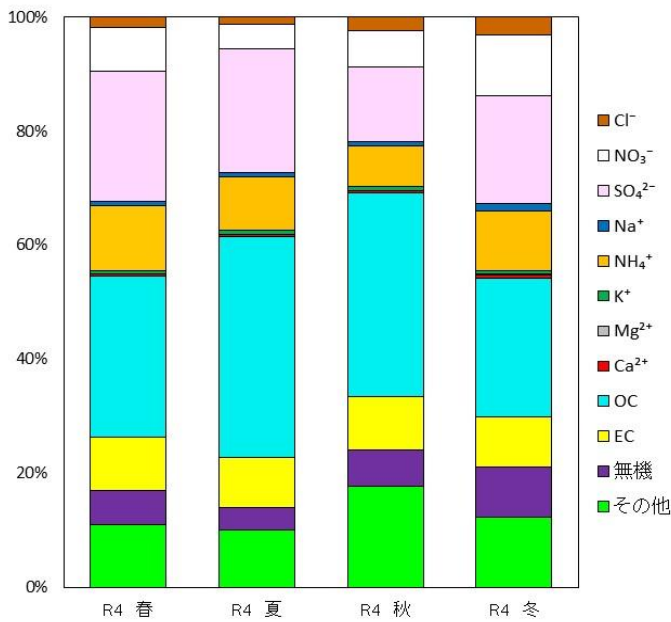


図12 成分毎の割合の推移（芳賀局）

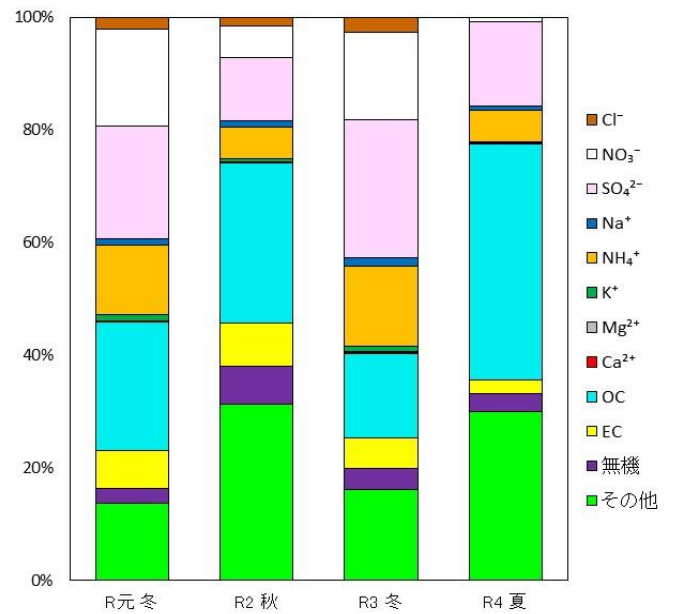


図13 成分毎の割合の推移（会津若松局）

表33 成分毎の割合の推移（原町局／檜葉局）

		R元	R2	R3	R4
		冬	秋	冬	秋
分析項目 (%)	塩化物イオン	0.3	2.2	1.3	1.4
	硝酸イオン	0.8	6.5	7.2	2.5
	硫酸イオン	34.8	26.7	30.0	15.5
	ナトリウムイオン	1.2	2.5	2.1	2.3
	アンモニウムイオン	12.0	10.7	12.2	5.4
	カリウムイオン	0.4	0.8	0.9	0.6
	マグネシウムイオン	0.2	0.2	0.2	0.3
	カルシウムイオン	0.1	0.3	0.8	0.0
	有機炭素	27.2	17.8	17.6	31.8
	元素状炭素	2.5	7.0	4.6	4.1
	無機元素	2.9	6.9	6.8	6.8
	その他	17.7	18.4	16.4	29.2

※令和元年度から令和2年度までは原町局、
令和3年度から令和4年度は檜葉局の測定結果

表34 成分毎の割合の推移（揚土局）

		R元	R2	R3	R4
		夏	夏	夏	夏
分析項目 (%)	塩化物イオン	0.4	0.3	0.4	0.1
	硝酸イオン	1.3	1.7	1.0	0.4
	硫酸イオン	34.0	22.9	22.0	27.2
	ナトリウムイオン	1.1	1.0	2.3	1.1
	アンモニウムイオン	10.6	6.7	5.2	8.8
	カリウムイオン	0.5	0.5	0.8	0.2
	マグネシウムイオン	0.1	0.1	0.3	0.2
	カルシウムイオン	0.2	0.1	0.4	0.0
	有機炭素	21.5	21.5	25.7	30.8
	元素状炭素	6.2	7.1	5.2	3.2
	無機元素	4.9	2.8	4.8	3.9
	その他	19.3	35.3	31.8	24.1

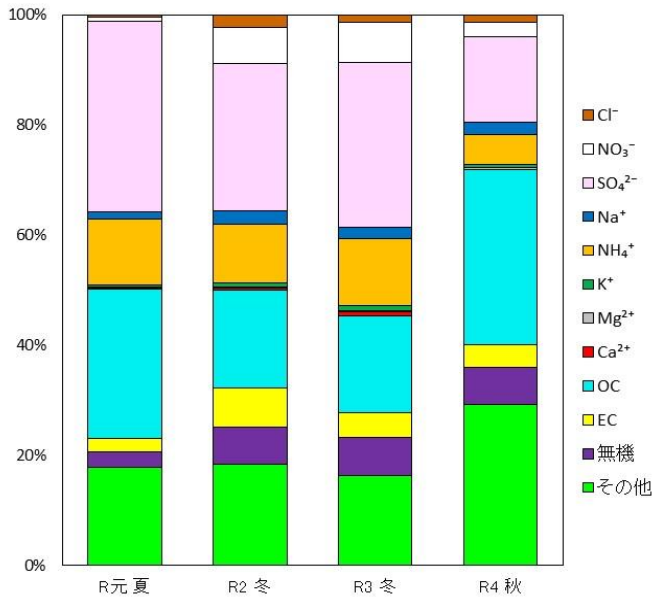


図14 成分毎の割合の推移（原町局／檜葉局）

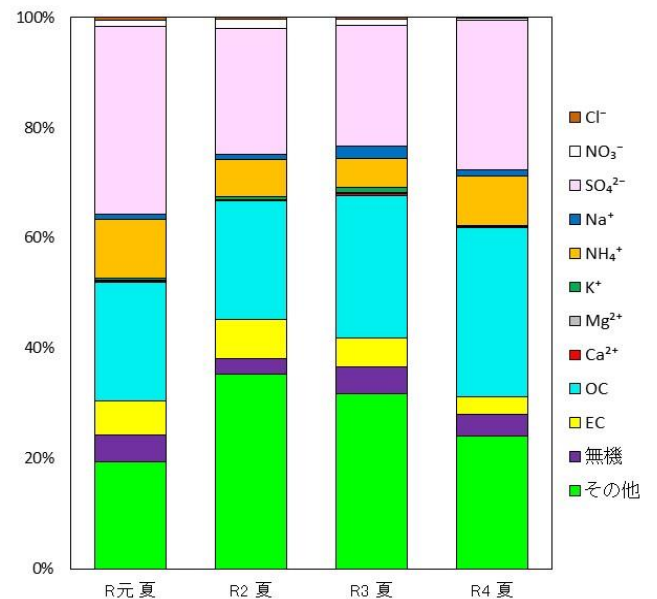


図15 成分毎の割合の推移（揚土局）

令和4年度

有害大気汚染物質モニタリング
調査結果

令和5年10月

福 島 県

大気汚染防止法第 22 条第 1 項の規定に基づき、県内の有害大気汚染物質による大気の汚染状況のモニタリング調査を行った結果について、同法第 24 条の規定に基づき公表します。

一般環境 7 地点、発生源周辺 2 地点及び道路沿道 1 地点の計 10 地点で測定した結果、環境基準が設定されている 4 物質は、すべての測定地点で環境基準を達成しました。

環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（以下、「指針値」という。）が設定されている 11 物質のうち、ヒ素及びその化合物において、大原局（13 ng/m³）及び中原局（7.9 ng/m³）の 2 地点で、指針値（6 ng/m³）を超過しました。発生源の事業場への立入調査などを行い、施設の維持管理状況及び排ガス処理施設の修繕・更新状況等の把握に努めるとともに、引き続き排出削減等を要請していきます。ヒ素及びその化合物以外の 10 物質は、すべての測定地点で指針値を下回りました。

1 調査の内容

(1) 測定期間

令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月

(2) 実施機関

福島県、福島市、郡山市及びいわき市

(3) 測定地点

県内 5 市のうち、一般環境 7 地点、発生源周辺 2 地点及び道路沿道 1 地点の計 10 地点において実施しました。

表－1 測定地点一覧

地域分類 (地点数)	市町村	測定地点	所在地	測定機関
一般環境 (7)	会津若松市	大気測定局（会津若松局）	西栄町 4－6 1	福島県
	白河市	大気測定局（白河局）	寺小路 2 8	
	福島市	福島市放射線モニタリングセンター	桜木町 8－1 3	福島市
	郡山市	開成山公園	開成 1 丁目	郡山市
			大気測定局（芳賀局）	
	いわき市	いわき市	大気測定局（揚土局）	平字揚土 5
大気測定局（上中田局）			錦町重殿 1 5	
発生源周辺 (2)	いわき市	大気測定局（大原局）	小名浜大原字六反田 2 2	いわき市
		大気測定局（中原局）	小名浜字中原 5－1	
道路沿道 (1)	福島市	大気測定局（松浪町局）	松浪町 3－4 6	福島市

(4) 測定物質

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長一部改訂）」で測定対象となっている環境基準設定物質等21物質（福島県：12物質、福島市：12物質、郡山市：21物質、いわき市：21物質）を測定しました。

(5) 測定方法

「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」（平成31年3月環境省）に基づき、各地点で月1回の連続24時間サンプリングを実施しました。

2 調査の結果

(1) 環境基準設定物質

すべての測定物質、測定地点で環境基準を達成しました（表-2）。

ア ベンゼン

各測定地点の年平均値の範囲は $0.41\sim 0.60 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で環境基準 ($3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) を達成しました。

イ トリクロロエチレン

各測定地点の年平均値の範囲は $0.021\sim 0.21 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で環境基準 ($130 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) を達成しました。

ウ テトラクロロエチレン

各測定地点の年平均値の範囲は $0.0050\sim 0.039 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で環境基準 ($200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) を達成しました。

エ ジクロロメタン

各測定地点の年平均値の範囲は $0.52\sim 1.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で環境基準 ($150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) を達成しました。

(2) 指針値設定物質

ヒ素及びその化合物の指針値を超過する地点がありました（表-2）。

ア アクリロニトリル

各測定地点の年平均値の範囲は $0.0098\sim 0.013 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値 ($2 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

イ アセトアルデヒド

各測定地点の年平均値の範囲は $1.1\sim 2.9 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値 ($120 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

ウ 塩化ビニルモノマー

各測定地点の年平均値の範囲は $0.0030\sim 0.029 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値 ($10 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

エ 塩化メチル

各測定地点の年平均値の範囲は $1.1\sim 1.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で

指針値(94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)を下回りました。

オ クロロホルム

各測定地点の年平均値の範囲は 0.077~0.18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値(18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)を下回りました。

カ 1, 2-ジクロロエタン

各測定地点の年平均値の範囲は 0.046~0.083 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値(1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)を下回りました。

キ 水銀及びその化合物

各測定地点の年平均値の範囲は 1.3~7.1 ng/m^3 であり、すべての地点で指針値(40 ng/m^3)を下回りました。

ク ニッケル化合物

各測定地点の年平均値の範囲は 0.73~1.0 ng/m^3 であり、すべての地点で指針値(25 ng/m^3)を下回りました。

ケ ヒ素及びその化合物

一般環境測定地点の年平均値の範囲は 0.29~1.6 ng/m^3 であり、すべての地点で指針値(6 ng/m^3)を下回りました。

発生源周辺の2地点については、大原局が 13 ng/m^3 、中原局が 7.9 ng/m^3 であり、いずれも指針値を超過しました。

指針値超過地点については、発生源の事業場への立入調査などを行い、施設の維持管理状況及び排ガス処理施設の修繕・更新状況等の把握に努めるとともに、引き続き排出削減等を要請していきます。

コ 1, 3-ブタジエン

各測定地点の年平均値の範囲は 0.0052~0.052 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値(2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)を下回りました。

サ マンガン及びその化合物

各測定地点の年平均値の範囲は 5.8~7.8 ng/m^3 であり、すべての地点で指針値(140 ng/m^3)を下回りました。

(3) その他の物質

クロム及びその化合物、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ [a] ピレン、ホルムアルデヒドの6物質については、環境基準や指針値が設定されていないことから、全国の調査結果と比較したところ、すべての測定地点で令和3年度における全国の年平均値以下もしくは同程度の濃度でした(表-2)。

表-2 令和4年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果の概要

測定物質名 (単位)	地域分類	地点数					測定値		全国の状況 ^{※1}		環境基準 (指針値) ^{※2}	
		福島県	福島市	郡山市	いわき市	計	平均値	年平均値の範囲	平均値	年平均値の最大値		
環境基準設定物質	ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	1	2	1	6	0.50	0.41~ 0.60	0.71	2.0	3
	沿道		1				1	0.50	0.50	0.89	1.8	
	トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	1	2	1	6	0.088	0.021~ 0.21	0.33	4.0	130
	テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	1	2	1	6	0.014	0.0050~ 0.039	0.087	0.60	200
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	1	2	1	6	0.83	0.52~ 1.2	1.3	6.7	150	
指針値設定物質	アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境			2	1	3	0.012	0.0098~ 0.013	0.046	0.62	(2)
	アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2		2	1	5	2.0	1.1~ 2.9	2.1	13	(120)
	塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境			2	1	3	0.012	0.0030~ 0.029	0.037	2.7	(10)
	塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境		1	2	1	4	1.3	1.1~ 1.5	1.4	8.7	(94)
	クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2		2	1	5	0.12	0.077~ 0.18	0.24	10	(18)
	1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境		1	2	1	4	0.068	0.046~ 0.083	0.12	0.62	(1.6)
	水銀及びその化合物 (ng/m^3)	一般環境	2	1	2	2	7	1.5	1.3~ 1.7	1.7	2.8	(40)
		発生源周辺				1	1	7.1	7.1	2.1	11	
	ニッケル化合物 (ng/m^3)	一般環境		1	2	1	4	0.82	0.73~ 1.0	2.1	18	(25)
ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	一般環境	2		2	1	5	0.60	0.29~ 1.6	0.82	3.9	(6)	
	発生源周辺				2	2	10	7.9~13	3.2	20		

測定物質名 (単位)	地域分類	地点数					測定値		全国の状況※1		環境基準 (指針値) ※2	
		福 島 県	福 島 市	郡 山 市	い わ き 市	計	平均値	年平均値 の範囲	平均値	年平均値 の最大値		
指針値 設定 物質	1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			2	1	3	0.034	0.0052~ 0.052	0.058	0.64	(2.5)	
	沿道		1			1	0.018	0.018	0.087	0.50		
	マンガン及び その化合物(ng/m^3)			2	1	3	6.6	5.8~7.8	15	110	(140)	
そ の 他 の 物 質	クロム及び その化合物(ng/m^3)	2		2	1	5	1.1	0.64~ 1.9	3.7	27	—	
	六価クロム(ng/m^3)			2			0.085	0.076~ 0.094	/	/	—	
	酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	1	2	1	6	0.044	0.035~ 0.059	0.061	0.22	—
		沿道		1			1	0.054	0.054	0.068	0.15	
	トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	1	2	1	6	3.6	1.8~ 7.3	5.4	79	—
		沿道		1			1	2.3	2.3	8.5	210	
	ベリリウム及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境			2	1	3	0.0088	0.0053 ~0.011	0.015	0.10	—
	ベンゾ[a]ピレン (ng/m^3)	一般環境			2	1	3	0.049	0.039~ 0.059	0.15	2.3	—
		沿道		1			1	0.083	0.083	0.13	1.1	
	ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2		2	1	5	1.7	1.3~2.0	2.4	10	—

※1: 出典: 令和3年度大気汚染状況について(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告)(環境省)

※2: ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは環境基準。アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物は指針値。クロム及びその化合物(六価クロムを含む。)、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒドは、優先取組物質で基準となる値は設定されていないため「—」としています。

令和4年度

酸性雨モニタリング調査結果

令和5年10月

福 島 県

地球的規模の環境問題の一つである降水の酸性化（酸性雨）については、全国的にpH 4～5の降水が確認されています。これは欧米とほぼ同程度であり生態系への影響が懸念されていることから、県内の酸性雨の実態を把握するため、モニタリング調査を実施しました。

この調査結果は、令和4年度における県内の酸性雨の状況を調査した結果を取りまとめたものです。

令和4年度における降水のpHは前年度に比べ、羽鳥ではわずかに低くなりましたが、全体的な傾向としてpHは上昇傾向にあります（図－2）。令和3年度の全国平均と比べると、pHは高い値となり、電気伝導率は低い値となりました（表－4）。

1 酸性雨調査の概要

(1) 測定期間・頻度

令和4年4月～令和5年3月

原則として2週間ごとに捕集。ただし、調査地点「羽鳥」は1か月ごとに捕集。

(2) 実施機関

福島県、郡山市及びいわき市

(3) 調査地点及び捕集方法等

表1のとおり。

表1 調査地点及び採取方法等

調査地点	調査地点の場所	調査実施機関	捕集方法
会津若松	会津若松市追手町7-5 (会津若松合同庁舎)	福島県 会津地方振興局	ろ過式雨水採取器により捕集
朝日	郡山市朝日3-5-7 (郡山市環境保全センター)	郡山市 環境保全センター	〃
堀口	郡山市逢瀬町多田野字元寺1-1 (郡山市上下水道局堀口浄水場)	郡山市 環境保全センター	〃
いわき	いわき市小名浜大原字六反田22 (いわき市環境監視センター)	いわき市 環境監視センター	〃
羽鳥	岩瀬郡天栄村大字田良尾字芝草 (羽鳥湖付近)	福島県 環境創造センター	〃
三春	田村郡三春町深作10-2 (環境創造センター)	福島県 環境創造センター	自動開閉式採取器により捕集

(4) 調査項目等

降水量、pH、電気伝導率、水素イオン (H⁺)、硫酸イオン (SO₄²⁻)、硝酸イオン (NO₃⁻)、塩化物イオン (Cl⁻)、アンモニウムイオン (NH₄⁺)、カルシウムイオン (Ca²⁺)、マグネシウムイオン (Mg²⁺)、カリウムイオン (K⁺)、ナトリウムイオン (Na⁺) の 12 項目

2 調査結果

各地点の pH の平均値は 5.05 ~ 5.56、電気伝導率の平均値は 4.8 ~ 18.3 μS/cm でした。端数処理の関係で総イオン沈着量が各イオン沈着量の合計と一致していません。

表 - 2 平均濃度 [mg/L]

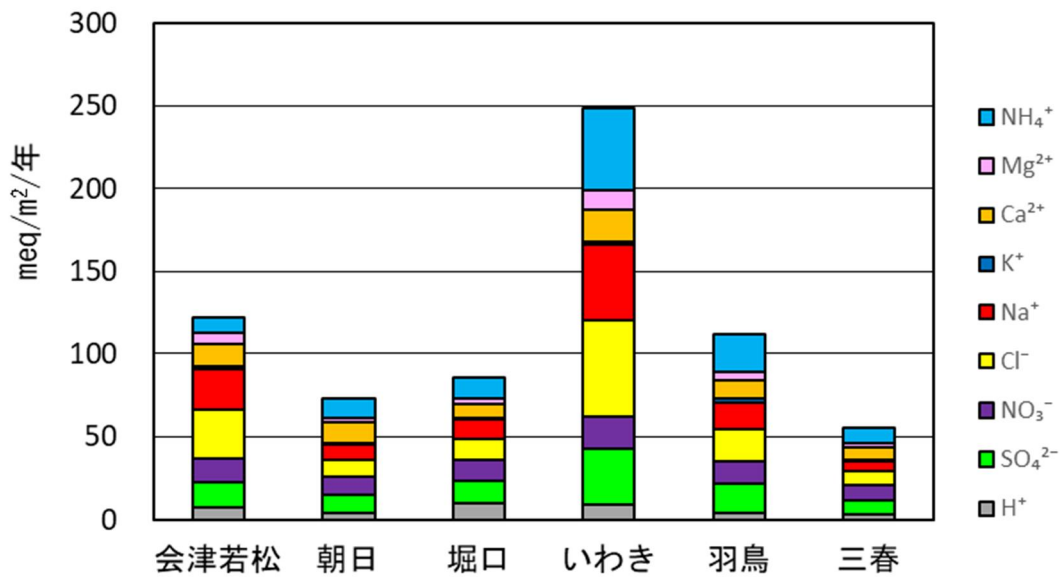
調査地点	年間降水量 (mm)	pH の年間平均値	電気伝導率の年間平均値 (μS/cm)	平均濃度 (mg/L)									
				SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	NH ₄ ⁺	nss-SO ₄ ²⁻	nss-Ca ²⁺
会津若松	1092.6	5.18	9.1	0.68	0.81	0.96	0.51	0.06	0.25	0.08	0.15	0.55	0.23
朝日	907.0	5.39	7.3	0.61	0.74	0.40	0.23	0.05	0.27	0.04	0.22	0.55	0.26
堀口	1101.3	5.05	8.5	0.61	0.71	0.41	0.23	0.05	0.14	0.04	0.21	0.55	0.14
いわき	1172.0	5.11	18.3	1.39	0.99	1.76	0.90	0.05	0.33	0.12	0.77	1.33	0.31
羽鳥	1375.9	5.56	6.7	0.63	0.61	0.48	0.27	0.06	0.16	0.05	0.30	0.56	0.15
三春 ^{※1}	937.7	5.47	4.8	0.44	0.63	0.31	0.16	0.04	0.16	0.03	0.18	0.40	0.15

表 - 3 年間沈着量 [meq/m²/年]^{※2}

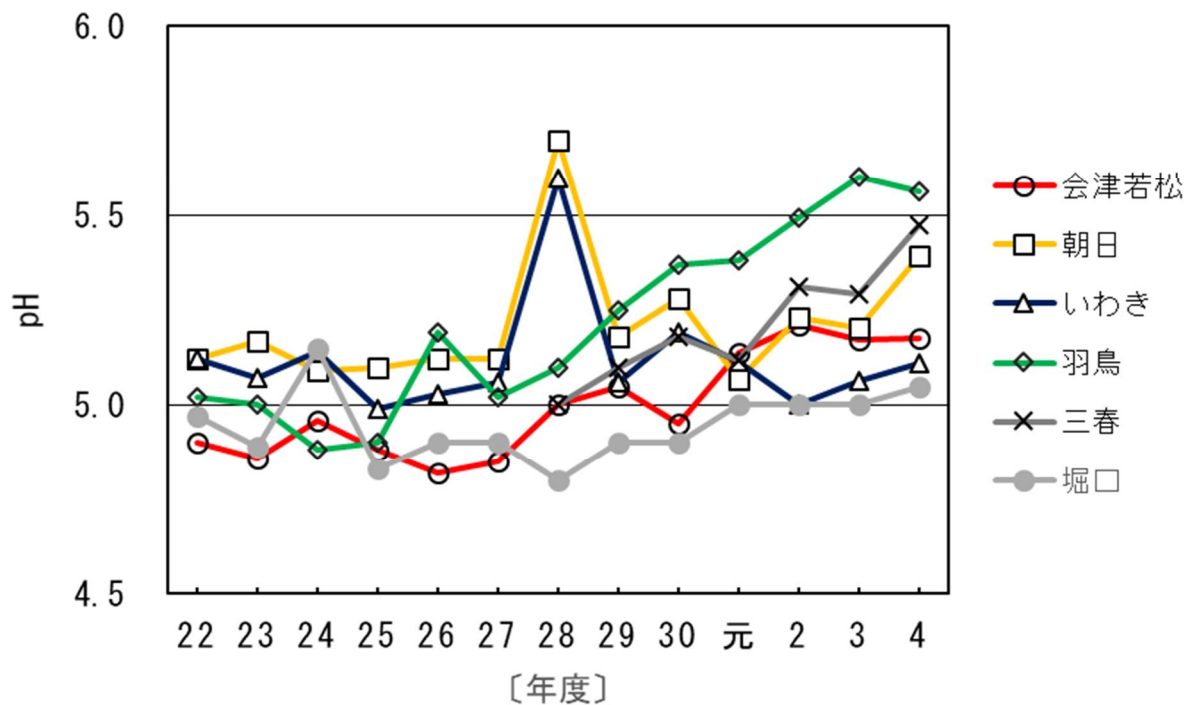
調査地点	年間沈着量 (単位: meq/m ² /年)											
	H ⁺	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	NH ₄ ⁺	Total-ion	nss-SO ₄ ²⁻	nss-Ca ²⁺
会津若松	7.3	15.4	14.2	29.5	24.1	1.6	13.7	6.8	8.8	121.4	12.5	12.6
朝日	3.7	11.5	10.8	10.3	8.9	1.2	12.2	2.9	11.2	72.7	10.4	11.8
堀口	9.8	14.0	12.5	12.6	11.2	1.3	7.9	3.4	13.0	85.8	12.6	7.4
いわき	9.1	33.9	18.8	58.2	46.1	1.6	19.4	11.8	49.8	248.6	31.3	18.2
羽鳥	3.8	18.1	13.6	18.7	16.2	2.3	11.1	5.2	22.7	111.6	16.2	10.4
三春 ^{※1}	3.1	8.5	9.4	8.0	6.3	0.9	7.2	2.5	9.2	55.1	7.7	7.0

※1 三春の pH、電気伝導率、各イオン濃度及び年間沈着量は、一部の期間のデータを除いて算出。(10月中旬から11月上旬、翌年1月上旬から中旬、2月中旬から3月中旬に採取した検体の量(貯水量)が少なかったため。)

※2 単位であるイオン成分沈着量「meq」の「m(ミリ)」は千分の一、「eq」は中和反応等の化学反応性に基づいて定められた元素や化合物の一定量である「化学当量(chemical equivalent)」を表す。



図－1 調査結果（地点別イオン成分沈着量）



図－2 各調査地点のpHの平均値の推移

表— 4 調査結果の比較（年平均値）

	年 間 降水量 (mm)	pHの 年間 平均値	電気 伝導率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	上段：年間沈着量（単位： $\text{meq}/\text{m}^2/\text{年}$ ）											
				下段：総イオン沈着量に対する割合（単位：％）											
				H ⁺	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	NH ₄ ⁺	Total- ion	nss- SO ₄ ²⁻	nss- Ca ²⁺
福島県 (R4年度)	1097.7	5.25	9.3	6.1	16.9	13.2	22.9	18.8	1.5	11.9	5.4	19.1	115.8	15.1	11.3
				5.3	14.6	11.4	19.8	16.2	1.3	10.3	4.7	16.5	100.0	13.1	9.7
福島県 (R3年度)	1323.6	5.24	10.0	7.7	19.7	13.8	39.9	33.1	1.6	13.3	8.9	21.4	159.3	17.1	12.1
				4.8	12.4	8.7	25.0	20.8	1.0	8.3	5.6	13.4	100.0	10.7	7.6
全国 (R3年度)	2064.7	5.07	18.1	18.4	36.7	18.2	133.6	115.5	3.9	12.0	26.8	18.9	384.0	22.7	7.1
				4.8	9.5	4.7	34.8	30.1	1.0	3.1	7.0	4.9	100.0	5.9	1.8

注釈 端数処理の関係で総イオン沈着量が各イオン沈着量の合計と一致していない場合があります。

令和4年度

アスベストモニタリング調査結果

令和5年10月

福 島 県

令和4年度における県内の一般環境大気中アスベスト濃度を調査した結果をとりまとめたので、公表します。

令和4年度の一般環境大気中アスベスト濃度調査は、県内の主に住宅の用に供する地域9地点と避難指示が解除された区域における被災家屋等の解体が多い地域2地点の調査を行った結果、参考となる基準（※）と比較するといずれも低い値でした。

※ 参考となる基準：大気汚染防止法第18条の5に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（10本/L）

1 調査地点、調査頻度及び実施機関

調査地点は、工業専用地域や車道等を除く、県民が通常生活している地域内に設定し、令和4年度は県内6市2町において、主に住宅の用に供する地域と被災家屋等の解体が多い地域で調査を実施しました。（表1）

なお、主に住宅の用に供する地域では、1回の調査につき3日間測定し、その各日の測定値の幾何平均値を測定結果としました。被災家屋等の解体が多い地域では、1回の調査につき1日間測定し、その測定値を測定結果としました。

2 測定方法

「アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版）」（平成29年7月環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき、位相差顕微鏡で総繊維数濃度を計測した上で、福島県、福島市及び郡山市実施分については総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合、いわき市実施分については総繊維数濃度にかかわらず、電子顕微鏡でアスベスト濃度を定量しました。

3 調査結果

県内の一般環境大気中のアスベスト濃度はND（検出下限値未満）、アスベスト以外の繊維を含む総繊維数濃度はND～0.49本/Lの範囲であり、令和3年度調査結果（アスベスト濃度はND、総繊維数濃度はND～0.56本/L）と比較すると大きな変化はありませんでした。（表2）

また、大気汚染防止法第18条の5に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（10本/L）と比較すると低い値でした。

表1 調査地点、調査頻度及び実施機関一覧

市町村名	調査地点（所在地）	調査頻度	実施機関
白河市	大気測定局（白河測定局） （白河市寺小路28）	年4回	福島県
会津若松市	会津若松合同庁舎 （会津若松市追手町7-5）		
南会津町	南会津合同庁舎 （南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1）		
南相馬市	南相馬合同庁舎 （南相馬市原町区錦町1丁目30）		
南相馬市 （解体地区）	被災家屋等の解体が多い地域 （南相馬市小高区東町2丁目地内）	年2回	福島県
浪江町 （解体地区）	被災家屋等の解体が多い地域 （双葉郡浪江町大字権現堂字北深町地内）		
福島市	福島市放射線モニタリングセンター （福島市桜木町8-13）	月1回	福島市
	福島市児童公園 （福島市桜木町7-36）		
郡山市	郡山市環境保全センター （郡山市朝日3丁目5-7）	年4回	郡山市
いわき市	大気測定局（大原測定局） （いわき市小名浜大原字六反田22）	年4回	いわき市
	大気測定局（四倉測定局） （いわき市四倉町狐塚字松橋20）		

表2 一般環境大気中アスベスト濃度調査結果

市町村名	調査地点	調査時期	アスベスト濃度 (総繊維数濃度) 単位：本/L
白河市	大気測定局 (白河測定局)	春期 (5月)	— (ND)
		夏期 (7月)	— (ND)
		秋期 (10月)	— (0.056)
		冬期 (1月)	— (ND)
会津若松市	会津若松 合同庁舎	春期 (5月)	— (ND)
		夏期 (7月)	— (ND)
		秋期 (10月)	— (ND)
		冬期 (1月)	— (ND)
南会津町	南会津 合同庁舎	春期 (5月)	— (ND)
		夏期 (7月)	— (ND)
		秋期 (10月)	— (ND)
		冬期 (1月)	— (ND)
南相馬市	南相馬 合同庁舎	春期 (5月)	— (ND)
		夏期 (7月)	— (ND)
		秋期 (10月)	ND (0.49)
		冬期 (1月)	— (ND)
	解体地区	1回目 (5月)	— (ND)
		2回目 (10月)	— (ND)
浪江町	解体地区	1回目 (5月)	— (ND)
		2回目 (10月)	— (ND)
福島市	福島市 放射線モニタリング センター	春期 (4~6月)	— (ND)
		夏期 (7~9月)	— (ND)
		秋期 (10~12月)	— (ND)
		冬期 (1~3月)	— (ND)
	福島市 児童公園	春期 (4~6月)	— (ND)
		夏期 (7~9月)	— (ND)
		秋期 (10~12月)	— (ND)
		冬期 (1~3月)	— (ND)
郡山市	郡山市 環境保全センター	春期 (5月)	— (0.16)
		夏期 (8月)	— (0.12)
		秋期 (10月)	— (0.20)
		冬期 (1月)	— (0.21)
いわき市	大気測定局 (大原測定局)	春期 (5月)	ND (0.15)
		夏期 (8月)	ND (0.20)
		秋期 (11月)	ND (0.056)
		冬期 (1月)	ND (0.081)
	大気測定局 (四倉測定局)	春期 (5月)	ND (0.081)
		夏期 (8月)	ND (0.29)
		秋期 (11月)	ND (ND)
		冬期 (1月)	ND (0.056)

※ アスベスト濃度の単位は、大気1Lあたりのアスベスト繊維数である。

※ 「—」は、環境省マニュアルに基づき、電子顕微鏡法によるアスベストの同定を行わなかったもの。

令和 4 年度

公共用水域の水質測定結果

令和 5 年 1 0 月

福 島 県

この測定結果は、水質汚濁防止法第15条第1項の規定に基づき県内の公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視した結果をとりまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

令和4年度は、福島県内計198地点で公共用水域の測定を実施しました。健康項目では、調査を行った81地点すべてで環境基準を達成しました。生活環境項目の中で水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(湖沼及び海域)の環境基準達成率は、河川100%、湖沼46.7%、海域76.9%で、全水域では87.5%でした。

また、全窒素・全燐の環境基準達成率は、湖沼71.4%、海域100%で、水生生物の生息状況の適応性に係る項目(全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS))の環境基準達成率は、河川及び湖沼とも100%でした。

1 測定内容

(1) 測定期間

令和4年4月～令和5年3月

(2) 測定機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市及び国土交通省(東北地方整備局及び北陸地方整備局)

(3) 測定地点及び測定項目

ア 測定地点数

表-1 測定水域数及び測定地点数

区分	環境基準の類型指定状況	測定地点数等								
		河川数等	水域数	地点数	地点数の測定機関別内訳					
					福島県	福島市	郡山市	いわき市	東北地方整備局	北陸地方整備局
河川	指定有	40(38)	60(46)	94(55)	53	3	6	18	9	5
	指定無	36(9)	36(9)	39(9)	17	5	7	10	0	0
	小計	76(47)	96(55)	133(64)	70	8	13	28	9	5
湖沼	指定有	15(4)	15(4)	28(8)	24	0	3	0	0	1
	指定無	3(2)	3(2)	3(2)	1	0	0	0	2	0
	小計	18(6)	18(6)	31(10)	25	0	3	0	2	1
海域	指定有	13(5)	13(5)	34(7)	14	0	0	20	0	0
合計		107(58)	127(66)	198(81)	109	8	16	48	11	6

(注) 1 指定の有無は、生活環境の保全に関する環境基準の類型のあてはめの有無を示す。
2 ()内は、測定地点数の内数であり、健康項目の測定地点数を示す。

イ 測定項目

測定項目は、測定地点の状況等により選定して測定しました。

表－2 測定項目

区分		項目名
健康項目		カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
生活環境項目		pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
その他の項目	要監視項目	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェントロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、フェノール、ホルムアルデヒド、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、ペルフルオロオクタンズルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)
	トリハロメタン生成能	トリハロメタン生成能(クロロホルム生成能、ジブロモクロロメタン生成能、プロモジクロロメタン生成能、プロモホルム生成能)

2 測定結果の概要

(1) 環境基準の達成状況

ア 健康項目

カドミウム等27の健康項目は、河川、湖沼及び海域の81地点で測定した結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

また、過去5年間における測定結果でも環境基準の超過はありませんでした。

イ 生活環境項目

(ア) BOD又はCOD

水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(湖沼及び海域)の環境基準達成率は、河川100%、湖沼46.7%、海域76.9%で、全水域では87.5%でした(表－3)。

なお、環境基準未達成は11水域でした(表－4)。

表－3 年度別BOD又はCODの環境基準の達成状況

区分	環境基準 類型	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
		達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数/ 測定水域数
河川	A	100	100	100	100	100	45/45
	B	100	100	91.7	91.7	100	12/12
	C	100	100	100	100	100	3/3
		100	100	98.3	98.3	100	60/60
湖沼	A	66.7	66.7	57.1	60.0	46.7	7/15
海域	A	71.4	71.4	71.4	100	57.1	4/7
	B	100	100	100	100	100	6/6
		84.6	84.6	84.6	100	76.9	10/13
合計		92.0	92.0	89.7	92.0	87.5	77/88

表－4 令和4年度にCODの環境基準を達成しなかった
湖沼・海域の測定結果

(単位：mg/L)

区分	水系名		環境基準点名 (市町村名)	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	基準値 (mg/L以下)
	水域名								
湖沼	阿賀野川	尾瀬沼	湖心 (檜枝岐村)	<u>4.7</u>	<u>3.9</u>	<u>4.9</u>	<u>4.5</u>	<u>4.4</u>	3
		奥只見貯水池	湖心	2.5	2.6	<u>3.2</u>	2.9	<u>3.1</u>	3
		田子倉貯水池	湖心	2.6	2.9	2.7	2.8	<u>3.5</u>	3
		秋元湖	湖心 (北塩原村)	<u>3.7</u>	<u>3.9</u>	<u>3.6</u>	<u>3.5</u>	<u>4.3</u>	3
		曾原湖	湖心 (北塩原村)	2.7	3.0	3.0	<u>3.1</u>	<u>3.5</u>	3
		雄国沼	湖心 (北塩原村)	<u>6.1</u>	<u>5.3</u>	<u>6.1</u>	<u>5.5</u>	<u>5.0</u>	3
	東山ダム貯水池	東山ダムサイト (会津若松市)	<u>4.3</u>	<u>3.9</u>	<u>3.6</u>	<u>3.9</u>	<u>4.2</u>	3	
阿武隈川	千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト (石川町)	<u>6.1</u>	<u>7.5</u>	<u>5.6</u>	<u>5.5</u>	<u>7.2</u>	3	
海域	相双地区 地先海域	相双地区地先海域	釣師浜漁港沖約 2,000m付近	<u>2.4</u>	1.9	<u>2.3</u>	1.8	<u>2.6</u>	2
			真野川沖約2,000m付 近	1.9	1.9	1.6	1.9	<u>2.4</u>	2
			請戸川沖約2,000m付 近	1.9	2.0	1.3	1.6	<u>2.4</u>	2
	相馬港及 び相馬地 先海域	相馬港及び相馬地 先海域	地藏川沖約2,500m付 近	2.0	1.9	1.5	1.9	<u>2.6</u>	2
			相馬港南防波堤屈曲 部から西約200m付近	<u>2.4</u>	<u>2.1</u>	1.7	1.9	<u>2.6</u>	2
	南相馬市 原町区地 先海域	南相馬市原町区地 先海域	南相馬市特別都市下 水路沖約1,000m付近	1.9	2.0	1.9	1.7	<u>2.4</u>	2
			新田川沖約1,000m付 近	1.8	<u>2.1</u>	1.9	1.6	<u>2.9</u>	2
			新田川沖約5,000m付 近	1.8	1.9	1.4	1.9	<u>2.5</u>	2

- (注) 1 表中の数値はCODの75%水質値を示す。(75%水質値についてはP64メモ参照)
 2 下線付数値は環境基準未達成であることを示す。
 3 千五沢ダム貯水池は、令和7年度までの暫定目標値：COD 5mg/Lを設定。

(イ) 全窒素・全燐

湖沼や海域の富栄養化の代表的指標である全窒素・全燐の環境基準達成率は、湖沼71.4%、海域100%でした(表－5)。

なお、環境基準未達成水域は2水域でした(表－6)。

表－5 年度別全窒素・全燐の環境基準の達成状況

区分	環境基準類型	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
		達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数 / 指定水域数
湖沼	I	—	—	—	—	—	—
	II	80	80	80	80	80	4/5
	III	50	50	50	50	50	1/2
		71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	5/7
海域	I	—	—	—	—	—	—
	II	100	100	100	100	100	1/1
	III	100	100	100	100	100	1/1
		100	100	100	100	100	2/2

表－6 令和4年度に全窒素・全燐の環境基準を達成しなかった湖沼の測定結果

(単位：mg/L)

区分	水域名	環境基準点名 (市町村名)	項目	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	基準値 (mg/L 以下)
湖沼 (注)	東山ダム 貯水池	東山ダムサイト (会津若松市)	全燐	<u>0.014</u>	<u>0.013</u>	<u>0.013</u>	<u>0.015</u>	<u>0.015</u>	0.01
	千五沢ダム 貯水池	千五沢ダムサイト (石川町)	全窒素	<u>1.1</u>	<u>0.95</u>	<u>0.79</u>	<u>0.78</u>	<u>0.69</u>	0.4
			全燐	<u>0.060</u>	<u>0.052</u>	<u>0.043</u>	<u>0.050</u>	<u>0.043</u>	0.03

- 1 各基準点における表層の年間平均値を評価する。
- 2 全窒素・全燐ともに環境基準を満足している場合に達成水域とする。
- 3 下線付数値は環境基準未達成であることを示す。
- 4 千五沢ダム貯水池は、令和7年度までの暫定目標値：全窒素0.8mg/L、全燐0.05mg/Lを設定。

(ウ) 全亜鉛・ノニルフェノール・LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から、水生生物の保全に係る水質環境基準が定められ、平成18年度から順次、県内の各水域に環境基準のあてはめが行われています。

令和4年度の河川及び湖沼の環境基準達成率は、全ての項目で100%でした（表－7）。

表-7 全亜鉛・ノニルフェノール・LASの環境基準の達成状況

区分	項目	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
		達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数/ 測定水域数
河川	全亜鉛	97.7	100	100	100	100	60/60
	ノニルフェノール	100	100	100	100	100	57/57
	LAS	100	100	100	100	100	55/55
湖沼	全亜鉛	100	100	100	100	100	15/15
	ノニルフェノール	100	100	100	100	100	15/15
	LAS	100	100	100	100	100	15/15

(注) 指定水域は、河川60水域、湖沼15水域である。

(2) その他の項目の測定結果

ア 要監視項目の測定結果

要監視項目については、14河川1湖沼2海域の19地点で測定した結果、全ての地点で指針値の超過はありませんでした。

※ 要監視項目：（項目及び指針値については、P62参照）

「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、環境庁（現環境省）が平成5年3月に設定したものの。

要監視項目の測定結果を評価する上で設定された、長期間摂取に伴う健康への影響を考慮して算定された値を指針値としている。

イ トリハロメタン生成能の測定結果

9河川4湖沼の13地点で測定した結果、トリハロメタン生成能の年平均値は0.004mg/L未満～0.11mg/Lの範囲で、9地点で水質目標値を達成しました。

水質目標値が未達成だったのは、阿武隈川中流（蓬莱橋）、三春ダムサイト、摺上川ダムサイト、千五沢ダムサイトでした。

※ トリハロメタン生成能：（水質目標値等については、P64参照）

水中のフミン質などの有機物が浄水処理過程の塩素処理により分解、塩素化されて生成するものであり、ある水が一定の条件下でもつトリハロメタンの潜在的な生成量のことをトリハロメタン生成能という。

水質目標値は水域の最高平均水温により決定し、30～35℃では0.05mg/L、15℃以下では0.09mg/Lで、水温が5℃下がると水質目標値は0.01mg/L上昇する。

3 汚濁原因と対策

河川では、全ての水域で環境基準を達成しました。

湖沼では、8水域でCODに係る環境基準が未達成、2水域で全燐、1水域で全窒素の環境基準が未達成でした。

海域では、3水域でCODに係る環境基準が未達成でした。

環境基準が未達成の水域についての汚濁原因と対策は次のとおりです。

(1) 湖沼

ア 千五沢ダム貯水池（環境基準未達成項目：COD、全窒素及び全燐）

汚濁原因は、農業系、生活系、畜産系の排水のほか、山林などの土地系が主なものと考えられます。

千五沢ダム貯水池に流入する河川の流域は「生活排水対策重点地域」に指定されており、流域自治体と連携して農業集落排水処理施設への接続率向上や浄化槽の整備促進等の対策を推進するとともに、耕種農家に対する指導や畜産農業経営等に対する家畜排せつ物の処理対策等の指導を実施しています。

イ 尾瀬沼（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

ウ 奥只見貯水池（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

エ 田子倉貯水池（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

オ 秋元湖（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

カ 曾原湖（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

キ 雄国沼（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

ク 東山ダム貯水池（環境基準未達成項目：COD、全燐）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がほとんどないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

(2) 海域

ア 相双地区地先海域（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、海流等による影響を受けたものと考えられます。

イ 相馬港及び相馬地先海域（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、海流等による影響を受けたものと考えられます。

ウ 南相馬市原町区地先海域（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、海流等による影響を受けたものと考えられます。

水質測定結果（BOD又はCOD）

1 河川の各調査地点におけるBOD75%水質値の経年変化

（単位：mg/L） No. 1

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
阿賀野川	阿賀野川(1)	A,イ (2 mg/L以下)	S48.3.31	○ 1	田島橋	0.6	0.7	0.8	0.8	0.7
				2	大川橋上流	0.7	0.7	0.6	0.9	0.6
	阿賀野川(2)	A,イ (2 mg/L以下)	H14.7.15	3	馬越橋	0.5	<0.5	0.6	0.8	0.5
				○ 4	宮古橋	1.5	0.7	1.0	1.3	1.1
	阿賀野川(3)	A,ハ (2 mg/L以下)	S48.3.31	5	山科地先	1.3	0.8	1.4	1.0	0.9
				○ 6	新郷ダム	0.5	0.8	1.3	0.7	0.8
	只見川	A,イ (2 mg/L以下)	S49.3.26	○ 7	西谷橋	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5
				○ 8	藤橋	0.9	0.6	0.7	0.6	0.6
	伊南川	A,イ (2 mg/L以下)	S49.3.26	○ 9	青柳橋	<0.5	0.7	0.9	0.6	0.5
				○ 10	黒沢橋	0.6	0.8	0.6	0.7	0.6
	田付川	A,ロ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 11	大橋	0.5	0.5	0.9	0.5	<0.5
		A,イ (2 mg/L以下)	H21.3.23	○ 12	下川原橋	0.9	1.0	1.3	1.0	0.9
	宮川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 13	細工名橋	1.0	1.1	1.3	1.0	1.1
	旧宮川	B,イ (3 mg/L以下)	S57.6.22	○ 14	丈助橋	1.6	1.5	1.8	1.6	1.8
	濁川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 15	濁川橋	1.2	1.1	1.4	0.8	0.8
		A,イ (2 mg/L以下)	H21.3.23	○ 16	山崎橋	0.8	0.8	1.5	0.9	1.1
	日橋川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 18	南大橋	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6
	湯川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 19	滝見橋	0.9	1.0	0.9	0.9	0.8
○ 20				新湯川橋	1.8	1.6	3.4	3.1	2.2	
B,ロ (3 mg/L以下)		21		阿賀野川合流前	1.3	1.7	2.0	2.4	2.2	
旧湯川	B,ロ (3 mg/L以下)	S57.6.22	○ 22	栗ノ宮橋	1.0	1.2	1.6	1.1	1.2	
阿武隈川	阿武隈川上流	A,イ (2 mg/L以下)	S46.5.25	○ 33	羽太橋	0.7	0.8	1.1	0.8	0.8
	阿武隈川中流(1)	B,イ (3 mg/L以下)	H14.7.15	34	田町大橋上流 400m	1.2	0.8	1.4	1.2	0.9
				35	川ノ目橋	1.7	1.4	1.7	2.4	1.7
				36	江持橋	1.2	1.3	1.5	1.0	1.1
	○ 37	阿久津橋	1.3	1.3	1.4	1.2	1.2			
	阿武隈川中流(2)	B,ロ (3 mg/L以下)	S46.5.25	38	高田橋	3.4	2.8	2.9	2.5	2.0
39				蓬莱橋	2.0	1.8	2.1	1.8	1.8	
○ 40				大正橋	1.5	1.5	1.5	1.3	1.3	

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
 2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
 3 類型等は令和4年4月1日現在のもの。

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
阿 武 隈 川	広瀬川 (小国川)	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 41	館ノ腰橋上流	0.9	0.9	1.0	1.0	0.7
				○ 44	広瀬川合流前	1.8	1.7	1.5	1.5	1.6
		B, イ (3 mg/L以下)		42	地藏川原橋	1.6	1.0	1.2	1.0	1.0
				○ 43	阿武隈川合流前	1.4	1.1	1.0	1.1	0.9
	摺上川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	49	十綱橋	1.2	1.1	0.9	0.9	0.7
				○ 50	阿武隈川合流前	1.3	1.2	0.8	0.9	0.8
	松川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 52	阿武隈川合流前	0.7	0.6	<0.5	<0.5	<0.5
	荒川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 53	日ノ倉橋上流	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
			H21. 3. 23	○ 54	阿武隈川合流前	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	五百川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	64	石筵川合流後	1.7	0.9	1.3	0.9	0.9
				65	上関下橋	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7
				○ 66	阿武隈川合流前	1.6	1.6	1.6	1.4	1.3
	逢瀬川	A, イ (2 mg/L以下) B, イ (3 mg/L以下) C, イ (5 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 67	馬場川合流点前	1.5	1.3	1.4	1.2	1.1
				○ 68	幕ノ内橋上流	3.0	2.0	2.5	2.2	2.1
				○ 69	阿武隈川合流前	3.7	2.7	3.4	2.9	3.4
	大滝根川 (谷田川)	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	73	船引橋	1.4	1.2	1.2	1.2	0.8
				○ 74	阿武隈川合流前	1.5	1.5	1.6	1.3	1.2
				75	谷田川橋	1.7	2.0	2.0	1.6	1.5
	釈迦堂川	A, イ (2 mg/L以下) B, イ (3 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 79	須賀川市水道取水点	1.2	1.4	1.4	1.5	1.2
○ 80				阿武隈川合流前	1.5	1.5	1.2	1.2	1.2	
社川	A, イ (2 mg/L以下)	S46. 5. 25	81	社川橋	1.8	1.5	1.4	1.2	1.6	
			○ 82	王子橋	1.6	1.5	1.5	1.3	1.3	
今出川	B, ハ (3 mg/L以下)	H13. 3. 27	○ 83	猫啼橋	1.6	1.5	1.6	1.5	1.2	
北須川	A, イ (2 mg/L以下)	H13. 3. 27	○ 84	やなぎ橋	0.7	0.9	0.7	1.2	0.8	
那珂川	黒川	A, イ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	○ 89	栃木県境	0.9	1.0	0.9	0.8	0.7
久慈川	久慈川	A, ロ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	○ 90	松岡橋	1.4	1.1	1.2	1.0	1.2
				○ 91	高地原橋	1.1	1.2	1.0	0.9	1.1
相 双 地 区 水 域	小泉川	A, イ (2 mg/L以下)	S53. 4. 7	○ 94	小泉橋	1.4	1.3	1.2	1.7	1.1
		B, イ (3 mg/L以下)	H20. 2. 26	○ 95	百間橋	1.9	2.0	1.7	1.3	1.0
	宇多川	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 96	堀坂橋	0.8	1.0	0.9	<0.5	0.5
		A, イ (2 mg/L以下)	H19. 10. 5	○ 97	百間橋	0.8	0.9	0.8	0.6	0.5

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
3 類型等は令和4年4月1日現在のもの。

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
相 双 地 区 水 域	真野川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 98	落合橋	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0
		A, イ (2 mg/L以下)	H20. 2. 26	○ 99	真島橋	0.7	1.1	0.8	1.0	0.8
	新田川	A, イ (2 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 100	木戸内橋	0.7	0.8	0.7	0.8	0.5
		A, イ (2 mg/L以下)	H19. 10. 5	○ 101	鮭川橋	0.9	0.9	0.8	1.0	0.9
	小高川	A, イ (2 mg/L以下)	H20. 2. 26	○ 103	善丁橋	1.0	1.5	1.0	0.8	1.2
		A, イ (2 mg/L以下)		○ 104	ハツカラ橋	0.8	1.3	0.9	1.0	1.0
	請戸川	A, イ (2 mg/L以下)	S48. 3. 31	105	室原橋	<0.5	0.8	0.7	<0.5	0.5
				○ 106	請戸橋	0.8	0.8	0.7	1.0	0.7
	高瀬川	A, イ (2 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 107	慶応橋	0.6	0.8	0.7	0.7	0.7
	木戸川	A, イ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	112	西山橋	0.7	1.2	0.5	0.5	0.6
				○ 113	長瀬橋	0.6	0.9	0.7	0.7	0.7
				○ 114	木戸川橋	0.8	0.7	0.7	0.5	0.7
	浅見川	A, イ (2 mg/L以下)	S53. 4. 7	115	広野町 水道取水点上流	<0.5	0.5	0.5	0.7	<0.5
				○ 116	坊田橋	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5
い わ き 地 区 水 域	大久川 (小久川)	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 117	蔭磯橋	1.5	1.2	1.0	0.9	1.4
				118	連郷橋	1.4	1.3	1.3	1.1	1.2
	夏井川	A, ロ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 120	北ノ内橋	1.0	0.9	1.2	1.2	1.2
				○ 121	久太夫橋	1.2	0.6	0.7	0.8	1.0
	好間川	A, イ (2 mg/L以下)	H19. 10. 5	○ 122	六十枚橋	1.5	1.6	1.0	1.0	1.0
				H18. 3. 24	○ 123	岩穴つり橋	0.8	0.6	0.7	0.6
	仁井田川	B, イ (3 mg/L以下)	H18. 3. 24		○ 124	夏井川合流前	2.9	1.7	2.0	1.7
				A, イ (2 mg/L以下)	127	霞田橋	1.3	0.8	1.2	1.2
	藤原川	C, ハ (5 mg/L以下)	S48. 3. 31		○ 128	松葉橋	1.2	1.0	1.6	1.3
				○ 131	愛谷川橋	1.3	1.0	1.0	0.9	1.3
				132	島橋	2.3	2.9	3.4	4.6	4.1
	鮫川	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 133	みなと大橋	3.1	3.0	2.2	2.3	1.6
				○ 137	井戸沢橋	1.2	0.8	0.7	0.8	0.8
	蛭田川	B, イ (3 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 138	鮫川橋	1.2	1.4	1.2	1.1	1.3
C, ハ (5 mg/L以下)				○ 142	小埜橋	2.4	1.5	1.2	1.7	2.7
	○ 143	蛭田橋	2.6	1.8	2.6	2.9	3.1			

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
3 類型等は令和4年4月1日現在のもの。
4 小高川ハツカラ橋は橋梁工事のため令和元年度までは白銀橋で実施した。

2 湖沼の各調査地点におけるCOD75%水質値の経年変化 (単位: mg/L)

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
湖沼	大川ダム貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	H15.3.27	○ 144	湖心	2.1	2.2	2.0	2.4	2.3
	尾瀬沼	A,イ (3 mg/L以下)	S56.4.10	○ 145	湖心	4.7	3.9	4.9	4.5	4.4
	奥只見貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	H18.3.24	○ 146	湖心	2.5	2.6	3.2	2.9	3.1
	田子倉貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 147	湖心	2.6	2.9	2.7	2.8	3.5
	沼沢湖	A,イ (3 mg/L以下)	H20.2.26	○ 148	湖心	1.9	2.3	2.8	2.2	2.7
	猪苗代湖	A,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 149	湖心	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4
				150	小石ヶ浜水門	1.5	1.8	1.5	1.7	2.1
				151	天神浜	1.5	2.3	1.9	2.2	2.1
				152	安積疏水取水口	1.4	1.8	1.3	1.6	1.9
				153	高橋川河口付近	1.9	2.3	2.4	2.6	2.1
				154	浜路浜	1.2	1.3	1.2	1.1	1.1
				155	舟津港	1.2	1.3	1.0	1.1	1.2
	桧原湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 157	湖心	2.2	2.3	2.3	2.6	2.6
				158	湖北部	2.4	2.6	2.4	2.7	2.9
				159	湖南部	2.4	2.9	2.3	2.3	2.6
	小野川湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 160	湖心	2.5	2.9	2.3	2.8	2.9
				161	湖東部	2.6	3.4	2.3	2.7	2.8
				162	湖西部	2.6	2.8	2.3	2.6	3.0
	秋元湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 163	湖心	3.7	3.9	3.6	3.5	4.3
				164	湖東部	3.5	4.0	3.0	3.5	3.8
				165	湖西部	3.5	3.9	3.0	3.3	3.4
	曾原湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 166	湖心	2.7	3.0	3.0	3.1	3.5
	雄国沼	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 167	湖心	6.1	5.3	6.1	5.5	5.0
磐梯五色沼湖沼群	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 168	毘沙門沼湖心	1.8	2.1	2.0	1.7	2.0	
東山ダム貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	H13.3.27	○ 169	東山ダムサイト	4.3	3.9	3.6	3.9	4.2	
羽鳥湖	A,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 170	湖心	2.4	2.7	—	2.8	3.0	
千五沢ダム貯水池	A,ニ (3 mg/L以下) 令和7年度までの暫定目標 5.0mg/L	H13.3.27	○ 171	千五沢ダムサイト	6.1	7.5	5.6	5.5	7.2	

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
 2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
 3 類型等は令和4年4月1日現在のもの。

3 海域の各調査地点におけるCOD75%水質値の経年変化 (単位: mg/L)

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H30年	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
海 域	相双地区 地先海域	A,イ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	○ 175	釣師浜漁港沖約2,000m付近	2.4	1.9	2.3	1.8	2.6
				○ 176	真野川沖約2,000m付近	1.9	1.9	1.6	1.9	2.4
				○ 177	請戸川沖約2,000m付近	1.9	2.0	1.3	1.6	2.4
				178	東京電力(株)第一原子力発電所沖約1,000m	1.9	1.9	1.4	1.7	2.0
				179	東京電力(株)第二原子力発電所沖約1,000m	1.8	1.9	1.3	1.6	2.1
				180	東京電力(株)広野火力発電所沖約1,000m付近	1.8	1.9	1.3	1.6	2.0
	松川浦 海域	A,イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 181	漁業権区域区1号中央付近	0.7	0.7	0.9	0.9	0.9
				○ 182	漁業権区域区3号中央付近	0.7	0.9	0.7	1.3	0.9
				183	浦の出入口付近	0.7	0.8	0.8	0.5	0.9
	相馬港 及び相馬 地先海域	A,イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 184	地藏川沖約2,500m付近	2.0	1.9	1.5	1.9	2.6
				○ 185	相馬港南防波堤屈曲部から西約200m付近	2.4	2.1	1.7	1.9	2.6
	南相馬市 原町区 地先海域	A,イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 186	南相馬市特別都市下水路沖約1,000m付近	1.9	2.0	1.9	1.7	2.4
				○ 187	新田川沖約1,000m付近	1.8	2.1	1.9	1.6	2.9
				○ 188	新田川沖約5,000m付近	1.8	1.9	1.4	1.9	2.5
	いわき市 地先海域 (漁港内 除く)	A,イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 189	中之作港沖約1,000m付近	1.2	1.7	1.6	1.1	1.6
				○ 190	豊間漁港沖約1,500m付近	1.2	1.7	1.5	1.0	1.1
				○ 191	夏井川沖約1,500m付近	1.3	1.9	1.6	1.0	1.4
	久之浜港	B,イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 192	A及びB防波堤の接部から西約150m付近	1.5	1.8	1.6	0.8	1.4
	四倉港	B,イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 193	埠頭先東約30m付近	1.4	1.7	2.0	1.2	1.7
	豊間漁港	B,イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 194	中防波堤先端から西約30m付近(豊間地区)	1.5	2.2	1.8	1.1	1.4
				○ 195	漁港内中央付近(沼ノ内船溜)	1.4	1.9	2.0	1.1	1.6
	江名港	B,イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 196	東内防波堤先端から北西約50m付近	1.4	1.7	2.0	1.5	1.5
	中之作港	B,イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 197	西防波堤先端から南約200m付近	0.9	1.7	1.6	1.0	1.4
	小名浜港	B,イ (3 mg/L以下)	S47. 3. 31	○ 198	四号埠頭先	1.4	2.1	2.2	1.4	2.0
				199	西防波堤第2の北約400m付近	1.3	2.7	1.9	1.3	2.1
				200	漁港区内	1.5	2.6	2.0	1.3	1.8
	常磐沿岸 海域	A,イ (2 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 201	蛭田川沖南南東約2,500m付近	1.5	1.7	2.1	1.6	1.7
				○ 202	鮫川沖南約2,000m付近	1.5	1.9	1.6	1.5	1.4
203				照島の東南東約800m付近	1.4	1.7	2.0	1.0	1.4	
204				蛭田川沖東約1,000m付近	1.4	1.8	1.8	1.8	1.8	
205				勿来港外の漁港区内	1.4	1.9	3.0	1.7	1.6	
206				小浜港外の漁港区内	1.5	1.8	1.9	1.2	1.7	
常磐沿岸 海域(小名 浜港沖)	A,イ (2 mg/L以下)	S53. 4. 7	○ 207	番所灯台から真方位245度線上約2,000m付近	1.5	1.7	1.7	1.2	1.5	
			○ 208	八崎灯台から真方位115度線上約1,500m付近	1.4	1.7	1.7	1.7	1.6	

(注) 1 連番号の○印は、環境基準点を示す。

2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。

3 類型等は令和4年4月1日現在のもの。

水質測定結果（全窒素・全燐）

1 湖沼の各調査地点における全窒素・全燐の経年変化 （単位：mg/L）

水域名	類型等(基準値) 指定年月日	全窒素 全燐	連番号	調査地点名	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
大川ダム 貯水池	Ⅲ, イ (全燐0.03mg/L以下) H15. 3. 27	全燐	○ 144	湖心	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011
猪苗代湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 149	湖心	0.003	0.003	<0.003	0.003	0.004
			150	小石ヶ浜水門	0.004	0.004	0.003	0.003	0.005
			151	天神浜	0.006	0.007	0.006	0.006	0.008
			152	安積疏水取水口	0.005	0.004	0.004	<0.003	0.004
			153	高橋川河口付近	0.008	0.009	0.012	0.010	0.011
			154	浜路浜	0.006	0.006	0.005	0.004	0.005
			155	舟津港	0.005	0.005	0.005	0.004	0.006
桧原湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 157	湖心	0.005	0.005	0.004	0.006	0.008
			158	湖北部	0.006	0.006	0.005	0.006	0.009
			159	湖南部	0.005	0.005	0.004	0.007	0.007
小野川湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 160	湖心	0.005	0.007	0.004	0.005	0.007
			161	湖東部	0.007	0.007	0.004	0.005	0.007
			162	湖西部	0.006	0.007	0.004	0.005	0.009
秋元湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 163	湖心	0.005	0.005	0.004	0.004	0.010
			164	湖東部	0.006	0.005	0.004	0.005	0.010
			165	湖西部	0.007	0.007	0.005	0.005	0.009
東山ダム 貯水池	Ⅱ, ニ (全燐0.01mg/L以下) H13. 3. 27	全燐	○ 169	東山ダムサイト	0.014	0.013	0.013	0.015	0.015
千五沢ダム 貯水池	Ⅲ, ニ (全窒素0.4mg/L以下 ：令和7年度までの 暫定目標0.8mg/L) (全燐0.03mg/L以下 ：令和7年度までの 暫定目標0.05mg/L) H13. 3. 27	全窒素	○ 171	千五沢ダムサイ ト	1.1	0.95	0.79	0.78	0.69
		全燐	○ 171	千五沢ダムサイ ト	0.060	0.052	0.043	0.050	0.043

- (注) 1 調査結果は、表層値の年間平均値。
 2 連番号の○印は、環境基準点を示す。
 3 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
 4 類型等は令和4年4月1日現在のもの。

2 海域の各調査地点における全窒素・全燐の経年変化 (単位：mg/L)

水域名	類型等(基準値) 指定年月日	全窒素 全燐	連番号	調査地点名	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
松川浦 海域	Ⅱ, イ (全窒素0.3mg/L以下) (全燐0.03mg/L以下) H9. 3. 14	全窒素	○ 181	漁業権区域区 1号中央付近	0.22	0.26	0.27	0.28	0.28
			○ 182	漁業権区域区 3号中央付近	0.19	0.27	0.26	0.27	0.25
			183	浦の出入口付近	0.18	0.19	0.22	0.21	0.22
		全燐	○ 181	漁業権区域区 1号中央付近	0.019	0.023	0.023	0.025	0.028
			○ 182	漁業権区域区 3号中央付近	0.018	0.024	0.017	0.025	0.021
			183	浦の出入口付近	0.018	0.022	0.020	0.020	0.022
小名浜港	Ⅲ, イ (全窒素0.6mg/L以下) (全燐0.05mg/L以下) H22. 12. 14	全窒素	○ 198	四号埠頭先	0.49	0.54	0.60	0.36	0.28
			199	西防波堤第2の 北約400m付近	1.2	1.2	0.71	0.90	0.64
			200	漁港区内	0.40	0.36	0.51	0.44	0.24
		全燐	○ 198	四号埠頭先	0.025	0.032	0.033	0.027	0.019
			199	西防波堤第2の 北約400m付近	0.040	0.047	0.12	0.039	0.030
			200	漁港区内	0.029	0.031	0.029	0.036	0.024

- (注) 1 調査結果は、表層値の年間平均値。
 2 連番号の○印は、環境基準点を示す。
 3 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
 4 類型等は令和4年4月1日現在のもの。



【令和4年度】

- は環境基準を達成しなかった水域 (BOD又はCOD)
- 145 尾瀬沼：湖心(檜枝岐村) 146 奥只見貯水池：湖心(檜枝岐村) 147 田子倉貯水池：湖心(只見町) 163 秋元湖：湖心(猪苗代町)
- 166 曾原湖：湖心(北塩原村) 167 雄国沼：湖心(北塩原村) 169 東山ダム貯水池：東山ダムサイト(会津若松市)
- 171 千五沢ダム貯水池：千五沢ダムサイト(石川町) 175 相双地区地先海域：釣師浜漁港沖約2,000m付近(新地町)
- 176 相双地区地先海域：真野川沖約2,000m付近(南相馬市) 177 相双地区地先海域：請戸川沖約2,000m付近(浪江町)
- 184 相馬港及び相馬地先海域：地蔵川沖約2,500m付近(相馬市) 185 相馬港及び相馬地先海域：相馬港南防波堤屈曲部から西約200m付近(相馬市)
- 186 南相馬市原町区地先海域：南相馬市特別都市下水路沖約1,000m付近(南相馬市)
- 187 南相馬市原町区地先海域：新田川沖約1,000m付近(南相馬市) 188 南相馬市原町区地先海域：新田川沖約5,000m付近(南相馬市)

参考

BOD又はCODの濃度順位（令和4年度）

BOD（COD）が低い地点

【 河 川 】 (単位：mg/L)

順位	河川名	測定地点名	BOD75%値	市町村
1(1)	荒川(上流部)	日ノ倉橋上流	<0.5	福島市
1(1)	荒川(下流部)	阿武隈川合流前		福島市
1(1)	松川	阿武隈川合流前		福島市
1(5)	田付川	大橋		喜多方市

【 湖 沼 】 (単位：mg/L)

順位	湖沼名	測定地点名	COD75%値	市町村
1(1)	猪苗代湖	湖心	1.4	猪苗代町 会津若松市 郡山市
2(2)	磐梯五色沼 湖沼群	<small>びしゃもんぬま</small> 毘沙門沼湖心	2.0	北塩原村
3(4)	大川ダム貯水池	湖心	2.3	下郷町

【 海 域 】 (単位：mg/L)

順位	海域名	測定地点名	COD75%値	地続き市町村
1(2)	松川浦海域	漁業権区域区1号中央付近	0.9	相馬市
1(11)		漁業権区域区3号中央付近		
3(3)	いわき市地先海域 (漁港内除く)	豊間漁港沖約1,500m付近	1.1	いわき市

(注) 1 環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%水質値が小さいものから順位をつけたもの。

2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の()内は前年度の順位を示す。

BOD (COD) が高い地点

【 河 川 】 (単位：mg/L)

順位	河川名	測定地点名	BOD75%値	市町村
1(2)	逢瀬川	阿武隈川合流前	3.4	郡山市
2(2)	蛭田川	蛭田橋	3.1	いわき市
3(6)		小埜橋	2.7	

【 湖 沼 】 (単位：mg/L)

順位	湖沼名	測定地点名	COD75%値	市町村
1(1)	<small>せんごさわ</small> 千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト	7.2	石川町
2(1)	雄国沼	湖心	5.0	北塩原村
3(3)	尾瀬沼	湖心	4.4	檜枝岐村 群馬県片品村

【 海 域 】 (単位：mg/L)

順位	海域名	測定地点名	COD75%値	地続き市町村
1(8)	南相馬市原町区 地先海域	新田川沖約1,000m付 近	2.9	南相馬市
2(5)	相双地区地先海域	釣師浜漁港沖約 2,000m付近	2.6	新地町
2(1)	相馬港及び 相馬地先海域	地蔵川沖約2,500m付 近		相馬市
2(1)		相馬港南防波堤屈曲 部から西約200m付近		

(注) 1 環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%水質値が高いものから環境基準の適合・不適合に関係なく順位をつけたもの。

2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の()内は前年度の順位を示す。

(参考) 水質汚濁に係る環境基準

(水質汚濁に係る環境基準について (抄) 昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値としている。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

※測定方法は省略(以下同じ)。

2 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃 度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級・自然環境保全及 びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下	別に水 域類型 ごとに 指定す る水域
A	水道2級・水産1級・水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下	
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上		
D	工業用水2級・農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上		
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L以上		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）
- 3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

” 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

” 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用

” 2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用

” 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

” 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

” 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※ 大腸菌群数は令和3年度までふん便汚染の指標として用いられてきたが、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として、令和4年度から「大腸菌数」が適用されている。

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその 塩 (LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	別に水 域類型 ごとに 指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A及び生物Bの水域のうち、生物Bの欄に 掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚 仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04 mg/L以下	

備考 基準値は年間平均値とする。

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上		
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上		
備 考							
1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水産生物用ならびに水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※ 大腸菌群数は令和3年度までふん便汚染の指標として用いられてきたが、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として令和4年度から「大腸菌数」が適用されている。

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
備 考				
1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域タイプの指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水について、全磷の項目の基準値は適用しない。				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産 1種：サケ科魚類およびアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

C

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩 (LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A及び生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04 mg/L以下	
備考 基準値は年間平均値とする。					

ウ 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃 度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽 出物質(油分等)	
A	水産1級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	検出されないこと	別に水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級・工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—		
備考							
1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。							
2 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出す							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※ 大腸菌群数は令和3年度までふん便汚染の指標として用いられてきたが、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として令和4年度から「大腸菌数」が適用されている。

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの。（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種・工業用水及び生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

C

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその 塩(LAS)	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01 mg/L以下	別に水域類 型ごとに指 定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006 mg/L以下	

要監視項目に係る指針値

1 人の健康の保護に関するもの

項目	指針値	項目	指針値
クロホルム	0.06mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	クロロニトロフェン (CNP)	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	ニッケル	—
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
クロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下	ペフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	0.00005mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下	及びペフルオロオクタン酸 (PFOA)	(暫定)※

(注) 平成5年3月8日環水管第21号通知、平成11年2月22日環水企第58号・環水管第49号通知、平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号通知、平成21年11月30日環水大水発第091130004号・環水大土発第091130005号通知、令和2年5月28日環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号通知

※PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOS及びPFOAの合計値

2 水生生物の保全に関するもの

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 mg/L以下
		生物特 A	0.006 mg/L以下
		生物 B	3 mg/L以下
		生物特 B	3 mg/L以下
	海域	生物 A	0.8 mg/L以下
		生物特 A	0.8 mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下
		生物 B	0.08 mg/L以下
		生物特 B	0.01 mg/L以下
	海域	生物 A	2 mg/L以下
		生物特 A	0.2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 mg/L以下
		生物特 A	1 mg/L以下
		生物 B	1 mg/L以下
		生物特 B	1 mg/L以下
	海域	生物 A	0.3 mg/L以下
		生物特 A	0.03 mg/L以下
4-t- オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001 mg/L以下
		生物特 A	0.0007mg/L以下
		生物 B	0.004 mg/L以下
		生物特 B	0.003 mg/L以下
	海域	生物 A	0.0009mg/L以下
		生物特 A	0.0004mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.02 mg/L以下
		生物 B	0.02 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.1 mg/L以下
		生物特 A	0.1 mg/L以下
2, 4- ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03 mg/L以下
		生物特 A	0.0003mg/L以下
		生物 B	0.03 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下

(注) 平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号 環境省環境管理局水環境部長通知、平成25年3月27日付け環水大発1303272号 環境省水・大気環境局長通知

トリハロメタン生成能の濃度に係る水質目標値

(平成7年5月8日付け環水管第120号 環境庁水質管理課長通知)

指定水域の水温	水質目標値(年平均値、単位:mg/L)
15℃以下	0.09
15℃を超え20℃以下	0.08
20℃を超え25℃以下	0.07
25℃を超え30℃以下	0.06
30℃を超え35℃以下	0.05

(注) 1 水域の水温は、当該水域の月平均値の年間最高値とします。

2 当該浄水場に高度浄水処理施設が整備され及び整備されようとしている場合にあっては、当該施設のトリハロメタン生成能の削減後の残存率で除した値を目標値とします。

メモ

① 75%水質値について

75%水質値とは、年間の日間平均値の全データを、その値が小さいものから順に並べ0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値のことで、生活環境項目であるBOD及びCODの環境基準の達成状況の評価の判断に用います。

② 大腸菌数の単位について

CFU : Colony Forming Unit (コロニー形成単位)。大腸菌の増殖に必要な最小限の栄養素のみを含む培地で検体を培養し、発育したコロニー数を数えることで生菌数を算出するものです。

令和4年度

地下水の水質測定結果

令和5年10月

福 島 県

この測定結果は、水質汚濁防止法第15条第1項の規定に基づき県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視した結果をとりまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

令和4年度は、概況調査として県内を概ね10km四方に区分したメッシュのうち、27メッシュの各1地点で測定したところ、1地点で鉛、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、環境基準の超過が見られました。

また、有害物質使用等工場・事業場周辺の30地点で測定したところ、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、環境基準の超過が見られました。

継続監視調査として過去にテトラクロロエチレンなどの有機塩素化合物や硝酸性窒素等が環境基準を超過した地点等の水質の推移を監視するため測定した、235地点（123地区）のうち、環境基準を超過したのは63地点（42地区）でした。引き続き水質の監視を継続します。

1 調査内容

(1) 調査期間

令和4年4月～令和5年3月

(2) 調査機関

福島県、福島市、郡山市及びいわき市

表－1 調査機関別地下水の水質測定地点数

調査機関		福島県	福島市	郡山市	いわき市	合計
概況調査	ローリング方式	20	1	2	4	27
	定点方式	19	2	4	5	30
継続監視調査		187	32	14	2	235
汚染井戸周辺地区調査		29	0	0	0	29
合計		255	35	20	11	321

(3) 調査種別測定地点及び測定項目

ア 概況調査

(ア) ローリング方式

県内を概ね10km四方のメッシュに区分した合計113メッシュを5年程度の周期で調査を実施しており、令和4年度は27メッシュの27地点（9市8町6村）で水質測定を行いました。測定項目は、環境基準項目（表－2）の28項目です。

また、27地点の内10地点（5市2町）で要監視項目（表－3）の測定を行いました。

(イ) 定点方式

テトラクロロエチレンや鉛等の有害物質を使用又は製造している工場・事業場の周辺30地点（10市5町3村）で水質測定を行いました。測定項目は、環境基準項目の28項目のうち工場・事業場の有害物質使用状況等により選定しました。

イ 継続監視調査

平成元年度以降の概況調査等により環境基準を超過した地点、又は環境基準以下で検出され継続監視が必要と判断された地点の経年的な水質を監視するために123地区235地点（13市17町7村）の水質測定を行いました。測定項目は、汚染の認められた項目等です。

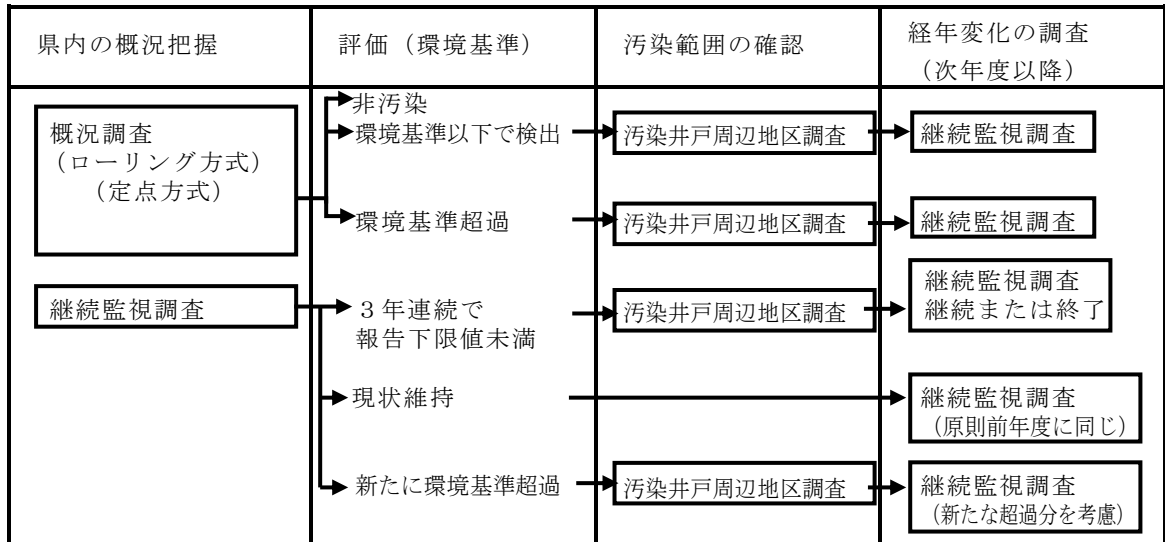
ウ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において環境基準以下で検出があった地点や、継続監視調査で新たに環境基準超過が判明した地点等の汚染範囲を確認するため、周辺地区の調査を実施しています。

また、継続監視調査で十分に濃度が低下した場合、調査の終了を検討するために周辺地区の調査を行うこととしています。

令和4年度は5地区29地点（2市1町1村）で調査を行いました。

地下水の水質調査の流れ



表－2 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、クロロエチレン、1,4-ジオキサン

表－3 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅 (有機銅)、クロロタロニル (TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス (DDVP)、フェノブカルブ (BPMC)、イプロベンホス (IBP)、クロルニトロフェン (CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオktan酸 (PFOA)

※ 要監視項目：(項目及び指針値については、P62参照)

「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、環境庁(現環境省)が平成5年3月に設定したもの。

2 調査結果の概要

調査結果の概要を表－4に示します。

表－4 調査結果の概要

調査の種類	環境基準超過項目	単位	基準超過地点数 /測定地点数	超過範囲※	環境基準 (指針値)
概況 調査	鉛	mg/L	1/27	0.020	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		1/27	15	10
	全マンガン		1/10	0.31	(0.2)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		1/30	14	10
	計(実地点数)	-	4/57	-	-
継続監視調査	カドミウム	mg/L	1/2	0.0092	0.003
	砒素		6/20	0.018~0.16	0.01
	1,2-ジクロロエチレン		9/130	0.046~0.38	0.04
	トリクロロエチレン		10/143	0.012~0.24	0.01
	テトラクロロエチレン		11/138	0.015~1.0	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		12/33	11~47	10
	ふっ素		16/56	0.82~3.8	0.8
	ほう素		1/9	3.8	1
	クロロエチレン		8/89	0.0037~0.20	0.002
	計(実地点数)		-	63/235	-
汚染井戸周辺地 区調査	総水銀	mg/L	1/11	0.0027	0.0005
	ふっ素		2/4	0.87~1.1	0.8
	計(実地点数)	-	3/29	-	-

※超過範囲は各基準超過地点の年平均値です。

(1) 概況調査

ア ローリング方式

環境基準項目は、27地点のうち、1地点で鉛、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について環境基準超過が見られました。

また、要監視項目は、測定した10地点のうち、1地点で全マンガンについて指針値超過が見られました。

イ 定点方式

30地点のうち、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について環境基準超過が見られました。

(2) 継続監視調査

235地点（123地区）のうち、環境基準を超過したのは63地点（42地区）でした。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

29地点（5地区）のうち、環境基準を超過したのは3地点（2地区）でした。詳細は表－5のとおりです。

表－5 汚染井戸周辺地区調査

地区名	調査の経緯、対応等	測定地点数	環境基準超過地点数	測定項目
平田村 西山地区	事業者の社員寮において生活用水（飲用を含む）として利用されていた井戸水について、事業者が自主的に水質検査を実施したところ、総水銀が環境基準を超過して検出されたことを確認しました。 汚染井戸周辺地区調査を実施したところ、A井戸から環境基準を超える総水銀が検出されました。 このため、令和5年度以降はA井戸で継続監視調査を実施します。	11	1	総水銀 アルキル水銀
鏡石町 桜町周辺地区	令和4年度の概況調査で、B井戸から環境基準を超える硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されました。 汚染井戸周辺地区調査の結果、他に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超えた井戸は確認されなかったため、令和5年度以降はB井戸の継続監視調査を実施します。	5	0	硝酸性窒素 亜硝酸性窒素

地区名	調査の経緯、対応等	測定地点数	環境基準超過地点数	測定項目
相馬市 程田周辺地区	<p>令和4年度の概況調査で、C井戸から環境基準を超える鉛が検出されました。</p> <p>汚染井戸周辺地区調査の結果、他に鉛が環境基準を超えた井戸は確認されなかったため、令和5年度以降はC井戸の継続監視調査を実施します。</p>	1	0	鉛
喜多方市 豊川周辺地区	<p>継続監視調査の対象井戸が3年以上連続で環境基準値未満となり、継続調査の終了を検討するため周辺井戸の調査を実施したところ、全ての井戸で環境基準値未満となりました。</p> <p>このため、当該地区での継続監視調査を終了します。</p>	4	0	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン クロロエチレン
喜多方市 長内周辺地区	<p>令和2年度に確認された土壌汚染に起因する地下水汚染について、事業者が管理する敷地境界井戸において、砒素の環境基準超が確認されたことから、汚染の範囲を確認するため、県が周辺の14井戸で調査を行ったところ、全ての井戸で環境基準未満でした。</p> <p>また、事業者が自主的に実施した地下水調査において、周辺住民宅のD井戸でふっ素の環境基準超過が確認されたことから、汚染の範囲を確認するため、県が周辺の4井戸で調査を行ったところ事業者の敷地境界近傍の2井戸で環境基準を超えるふっ素が検出されました。</p> <p>このため、令和5年度以降は調査を行った4地点のうち、最も事業者の敷地境界から離れたE井戸で継続監視調査を実施するとともに、引き続き、地下水汚染の拡散防止措置が適切に行われるよう監視を行うとともに、事業者を指導します。</p>	8 (18) [*]	2	砒素 ふっ素

※ 本件は同じ井戸について継続監視調査との重複や、複数回調査を行った事例があるため、延べ数を（ ）内に記入しています。

参考 令和4年度地下水測定結果 基準超過状況

項目	概況調査						継続監視調査			汚染井戸周辺地区調査			合計		環境基準 (mg/L以下)	
	ローリング方式		定点方式		地点数	超過率 (%)	地点数	超過率 (%)	地点数	超過率 (%)	地点数	超過率 (%)	地点数	超過率 (%)		
	超過 地点数	超過率 (%)	超過 地点数	超過率 (%)												超過 地点数
カドミウム	27	0	0.0	3	0	0.0	2	1	50.0	-	-	-	32	0	0.0	0.003
全シアン	27	0	0.0	6	0	0.0	7	0	0.0	-	-	-	40	0	0.0	検出されないこと
鉛	27	1	3.7	8	0	0.0	9	0	0.0	1	0	0.0	45	1	2.2	0.01
六価クロム	27	0	0.0	8	0	0.0	12	0	0.0	-	-	-	47	0	0.0	0.02
砒素	27	0	0.0	5	0	0.0	20	6	30.0	8	0	0.0	60	6	10.0	0.01
総水銀	27	0	0.0	2	0	0.0	3	0	0.0	12	1	8.3	44	1	2.3	0.0005
アルギル水銀	2	0	0.0	-	-	-	2	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0	検出されないこと
PCB	27	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0	-	-	-	31	0	0.0	検出されないこと
ジクロロメタン	27	0	0.0	11	0	0.0	29	0	0.0	-	-	-	67	0	0.0	0.02
四塩化炭素	27	0	0.0	2	0	0.0	8	0	0.0	-	-	-	37	0	0.0	0.002
1,2-ジクロロエタン	27	0	0.0	4	0	0.0	120	0	0.0	4	0	0.0	155	0	0.0	0.004
1,1-ジクロロエチレン	27	0	0.0	12	0	0.0	130	0	0.0	4	0	0.0	173	0	0.0	0.1
1,2-ジクロロエチレン	27	0	0.0	12	0	0.0	130	9	6.9	4	0	0.0	173	9	5.2	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	27	0	0.0	5	0	0.0	138	0	0.0	4	0	0.0	174	0	0.0	1
1,1,2-トリクロロエタン	27	0	0.0	3	0	0.0	120	0	0.0	4	0	0.0	154	0	0.0	0.006
トリクロロエチレン	27	0	0.0	14	0	0.0	143	10	7.0	4	0	0.0	188	10	5.3	0.01
テトラクロロエチレン	27	0	0.0	5	0	0.0	138	11	8.0	4	0	0.0	174	11	6.3	0.01
1,3-ジクロロプロペン	27	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	-	-	-	29	0	0.0	0.002
チウラム	27	0	0.0	2	0	0.0	-	-	-	-	-	-	29	0	0.0	0.006
シマジン	27	0	0.0	2	0	0.0	-	-	-	-	-	-	29	0	0.0	0.003
チオベンカルブ	27	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	0	0.0	0.02
ベンゼン	27	0	0.0	4	0	0.0	7	0	0.0	-	-	-	38	0	0.0	0.01
セレン	27	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	-	-	-	31	0	0.0	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	27	1	3.7	5	1	20.0	33	12	36.4	5	0	0.0	70	14	20.0	10
ふっ素	27	0	0.0	10	0	0.0	56	16	28.6	2	2	100.0	95	18	18.9	0.8
ほう素	27	0	0.0	10	0	0.0	9	1	11.1	-	-	-	46	1	2.2	1
クロロエチレン (順化ビニルモノマー)	27	0	0.0	8	0	0.0	89	8	9.0	4	0	0.0	128	8	6.3	0.002
1,4-ジオキサン	27	0	0.0	-	-	-	5	0	0.0	-	-	-	32	0	0.0	0.05
実地点数	27	2	7.4	30	1	3.3	235	63	26.8	29	3	10.3	321	69	21.5	-

令和4年度

ダイオキシン類調査結果

令和5年10月

福 島 県

この調査結果は、ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項に基づき、県内の大気、水質、底質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を常時監視した結果をとりまとめたもので、同法第27条第3項の規定により公表するものです。令和4年度は、全167検体について調査を行い、いずれも環境基準を達成していました。

1 調査内容

実施した調査とその概要（検体数）は、表－1のとおりです。

表－1 調査項目と検体数

調査項目	調査機関					計
	福島県	福島市	郡山市	いわき市	国交省	
一般環境大気	8	2	2	2	－	14
公共用水域（水質・底質）	36	6	6	21	6	75
地下水	6	1	2	4	－	13
一般環境土壌	6	1	1	2	－	10
発生源周辺環境大気	33	－	－	－	－	33
発生源周辺環境土壌	20	－	2	－	－	22
合計	109	10	13	29	6	167

2 調査結果

（1）一般環境大気調査

年2回（夏、冬）、7地域の7地点で調査をしました。

結果は年平均値0.0038～0.018 pg-TEQ/m³の範囲で、7地点すべてで大気環境基準（0.6 pg-TEQ/m³）を達成しました。（表－2）

（2）公共用水域（水質・底質）調査

県内の代表的な水域の35地点（河川29地点、湖沼2地点、海域4地点）で、水質と底質の調査を実施しました。

その結果、水質は0.034～0.78 pg-TEQ/Lの範囲（複数回測定している場合は、年平均値）で、すべての地点で水質の環境基準（1 pg-TEQ/L）を達成しました。（表－3－1、表－3－2）

また、底質は0.13～4.0 pg-TEQ/gの範囲で、すべての地点で底質の環境基準（150 pg-TEQ/g）を達成しました。（表－3－1、表－3－2）

（3）地下水調査

県内9市町村の13井戸を選定し、地下水を調査しました。

結果は0.033～0.094 pg-TEQ/Lの範囲で、すべての井戸で水質の環境基準

(1 pg-TEQ/L) を達成しました。(表-4)

(4) 一般環境土壌調査

県内の9市町村において公園など一般環境にある土壌、計10地点を調査しました。

結果は0.0019~66 pg-TEQ/gの範囲で、すべての地点で土壌の環境基準(1,000 pg-TEQ/g)を達成しました。(表-5)

(5) 発生源周辺環境大気調査

廃棄物焼却炉などダイオキシン類の発生源とされる施設を有する6工場・事業場を選定し、その周辺において1事業場あたり3地点で、年1回又は年2回、調査を実施しました。

結果は年平均値0.0047~0.010 pg-TEQ/m³の範囲で、18地点すべてで大気の環境基準(0.6 pg-TEQ/m³)を達成しました。(表-6)

(6) 発生源周辺環境土壌調査

廃棄物焼却炉などダイオキシン類の発生源とされる施設を有する8工場・事業場を選定し、1事業場あたり数地点、計22地点を調査しました。

結果は0.050~47 pg-TEQ/gの範囲で、すべての地点で土壌の環境基準(1,000 pg-TEQ/g)を達成しました。(表-7)

表－２ 一般環境大気調査

(大気環境基準値 0.6pg-TEQ/m³)

No.	地域名	市町村名	調査地点名	調査結果 (pg-TEQ/m ³)		環境 基準 の適否※	調査機関
				夏期	冬期		
1	県北	福島市	信夫ヶ丘球場	夏期	0.0060	○	福島市
				冬期	0.0069		
				年平均値	0.0065		
2	県中	郡山市	郡山市音楽・文化交流館	夏期	0.0048	○	郡山市
				冬期	0.0080		
				年平均値	0.0064		
3	県南	白河市	福島県立白河旭高等学校	夏期	0.024	○	福島県
				冬期	0.011		
				年平均値	0.018		
4	会津	会津若松市	福島県立葵高等学校	夏期	0.0044	○	福島県
				冬期	0.0036		
				年平均値	0.0040		
5	南会津	南会津町	福島県南会津保健福祉事務所	夏期	0.0053	○	福島県
				冬期	0.0043		
				年平均値	0.0048		
6	相双	南相馬市	仲町児童センター	夏期	0.0037	○	福島県
				冬期	0.0039		
				年平均値	0.0038		
7	いわき	いわき市	いわき市立平第一小学校	夏期	0.0072	○	いわき市
				冬期	0.0072		
				年平均値	0.0072		
計	7地域	7市町	7地点	—	—	—	—

※ 大気環境基準の適否は、年平均値で評価する。

表-3-1 公共用水域（河川）

（水質環境基準値：1pg-TEQ/L、底質環境基準値：150pg-TEQ/g）

No.	水域名	調査地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	摺上川	幸橋	0.072	○	0.16	○	福島市
2	八反田川	阿武隈川合流点前	0.18	○	0.14	○	福島市
3	松川	松川橋上流	0.047	○	0.15	○	福島市
4	五百川	阿武隈川合流前	0.24	○	0.14	○	福島県
5	東根川	阿武隈川合流前	0.49	○	0.38	○	福島県
6	逢瀬川	阿武隈川合流前（1回目）	1.4	○	0.17	○	郡山市
		阿武隈川合流前（2回目）	0.15		-	-	
		年平均値	0.78		-	-	
7	大滝根川	阿武隈川合流前（1回目）	0.22	○	0.13	○	郡山市
		阿武隈川合流前（2回目）	0.049		-	-	
		年平均値	0.13		-	-	
8	阿武隈川	江持橋（須賀川）	0.075	○	0.23	○	国土交通省
9	阿武隈川	阿久津橋（阿久津）	0.073	○	0.22	○	国土交通省
10	釈迦堂川	須賀川市水道取水地点	0.14	○	0.18	○	福島県
11	社川	王子橋	0.14	○	0.16	○	福島県
12	夏井川	北ノ内橋	0.13	○	0.14	○	福島県
13	阿武隈川	羽太橋	0.034	○	0.13	○	福島県
14	黒川	栃木県境	0.04	○	0.14	○	福島県
15	久慈川	高地原橋	0.071	○	0.16	○	福島県
16	阿賀野川	新郷ダム	0.048	○	0.29	○	福島県
17	只見川	藤橋	0.049	○	1.3	○	福島県
18	田付川	下川原橋	0.15	○	0.19	○	福島県
19	旧宮川	丈助橋	0.44	○	4.0	○	福島県
20	阿賀野川	田島橋	0.055	○	0.14	○	福島県
21	真野川	真島橋	0.093	○	1.5	○	福島県
22	新田川	鮭川橋	0.088	○	0.17	○	福島県
23	小高川	ハツカラ橋	0.13	○	0.14	○	福島県
24	夏井川	六十枚橋（1回目）	0.29	○	0.46	○	いわき市
		六十枚橋（2回目）	0.068		-	-	
		年平均値	0.18		-	-	

No.	水域名	調査地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
25	夏井川	山下谷橋 (1回目)	0.090	○	0.42	○	いわき市
		山下谷橋 (2回目)	0.055		0.44	○	
		年平均値	0.073		-	-	
26	大久川	蔭磯橋	0.33	○	3.3	○	いわき市
27	藤原川	みなと大橋	0.17	○	3.4	○	いわき市
28	鮫川	鮫川橋	0.30	○	1.4	○	いわき市
29	蛭田川	蛭田橋	0.74	○	1.4	○	いわき市

※ 水質について複数回測定しているときの環境基準の適否は、年間平均値で評価する。

表-3-2 公共用水域 (湖沼・海域)

(水質環境基準値：1 pg-TEQ/L、底質環境基準値：150 pg-TEQ/g)

No.	水域名	調査地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	摺上川ダム貯水池	摺上川ダムサイト	0.067	○	1.6	○	国土交通省
2	猪苗代湖	小石ヶ浜水門	0.034	○	3.3	○	福島県
3	松川浦海域	漁業権区域区1号中央付近	0.23	○	0.22	○	福島県
4	いわき市地先海域	夏井川沖約1,500m付近	0.050	○	0.40	○	いわき市
5	小名浜港	四号埠頭先	0.063	○	3.6	○	いわき市
6	常磐沿岸海域	鮫川沖南約2,000m付近	0.049	○	0.44	○	いわき市

表－４ 地下水調査

(水質環境基準値 1pg-TEQ/L)

No.	地域名	市町村名	調査地点名	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否	調査機関
1	県北	福島市	飯野町明治	0.033	○	福島市
2	県北	桑折町	桑島三	0.044	○	福島県
3	県中	郡山市	田村町守山	0.051	○	郡山市
4	県中	郡山市	喜久田町堀之内	0.050	○	郡山市
5	県中	小野町	大字塩庭	0.033	○	福島県
6	県南	矢祭町	大字内川	0.049	○	福島県
7	会津	湯川村	大字浜崎	0.033	○	福島県
8	南会津	南会津町	田島	0.033	○	福島県
9	相双	広野町	大字下浅見川	0.035	○	福島県
10	いわき	いわき市	四倉町上仁井田	0.094	○	いわき市
11	いわき	いわき市	平	0.049	○	いわき市
12	いわき	いわき市	常磐藤原町	0.049	○	いわき市
13	いわき	いわき市	錦町	0.050	○	いわき市

表－５ 一般環境土壌調査

(土壌環境基準値 1,000pg-TEQ/g)

No.	地域名	市町村名	調査地点名	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
1	県北	福島市	松川工業第二公園	0.025	○	福島市
2	県北	川俣町	旧川俣南小学校グラウンド	0.0019	○	福島県
3	県中	郡山市	郡山市総合地方卸売市場	6.0	○	郡山市
4	県中	須賀川市	翠ヶ丘公園内妙見遊園地	45	○	福島県
5	県南	矢吹町	小池公園	0.15	○	福島県
6	会津	三島町	三島町民運動場	0.017	○	福島県
7	南会津	檜枝岐村	中土合公園	66	○	福島県
8	相双	飯舘村	飯舘村地域防災センター	0.0039	○	福島県
9	いわき	いわき市	大久町小久	0.055	○	いわき市
10	いわき	いわき市	川前町川前	0.71	○	いわき市

表－6 発生源周辺環境大気調査

(大気環境基準値 0.6pg-TEQ/m³)

No.	発生源の地点	調査地点数	年平均値の範囲 (pg-TEQ/m ³)	環境基準 の適否※	調査機関
1	二本松市上竹	3 地点 (各年 2 回)	0.0059～0.0063	○	福島県
2	三春町八島台	3 地点 (各年 1 回)	0.0052～0.0057	○	福島県
3	白河市亀石	3 地点 (各年 2 回)	0.0080～0.0088	○	福島県
4	喜多方市熱塩加納町山田	3 地点 (各年 2 回)	0.0064～0.010	○	福島県
5	南会津町山口	3 地点 (各年 2 回)	0.0056～0.0063	○	福島県
6	南相馬市原町区桜井町	3 地点 (各年 2 回)	0.0047～0.0057	○	福島県

※ 大気環境基準の適否は、年平均値で評価する。

表－7 発生源周辺環境土壌調査

(土壌環境基準値 1,000pg-TEQ/g)

No.	発生源の地点	調査地点数	調査結果の範囲 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
1	二本松市上竹	9 地点	0.093～3.8	○	福島県
2	郡山市富久山町久保田	1 地点	0.22	○	郡山市
3	郡山市日和田	1 地点	0.050	○	郡山市
4	三春町八島台	1 地点	0.49	○	福島県
5	白河市亀石	2 地点	5.2～6.1	○	福島県
6	喜多方市熱塩加納町山田	3 地点	0.54～3.2	○	福島県
7	南会津町山口	4 地点	1.4～47	○	福島県
8	南相馬市原町区桜井町	1 地点	1.9	○	福島県

令和4年度
騒音調査結果

令和5年10月

福島県

騒音調査結果は、次の騒音調査について実施したものをとりまとめたものです。
 なお、各表中の割合（％）の合計と内訳は、端数処理の関係で一致していない場合があります。

	調査の種類	根拠法令	調査機関
I	福島空港航空機騒音調査	環境基本法	福島県
II	自動車騒音の常時監視調査	騒音規制法	福島県、市
III	環境騒音調査	環境基本法	関係市町村
IV	自動車交通騒音実態調査	騒音規制法	関係市町村

I 福島空港航空機騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法第16条の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定を行った福島空港周辺の地域で実施した騒音測定結果について、環境基準の維持達成状況をとりとまとめたものです。

環境基準の類型指定地域内の4地点で各4季節、合計16回の測定を行い、いずれの季節毎及び年間平均値とも、環境基準（62デシベル以下）を達成しました。

1 調査の概要

(1) 調査時期

- ①春 季：令和4年5～6月 ②夏 季：令和4年7月
 ③秋 季：令和4年10月 ④冬 季：令和5年1～2月

(2) 調査機関

福島県

(3) 調査地点

環境基準の類型指定地域内の4地点（図－1）

- ①滑走路北側延長線方向 1地点（須賀川市）
 ②滑走路南側延長線方向 3地点（玉川村2地点、石川町1地点）

(4) 調査方法

「航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）」に基づき、自動測定装置を用いて、連続7日間の騒音測定を行いました。

評価にあたっては、1日ごとの L_{den} を求め、各地点の L_{den} 値のパワー平均値を算出し、環境基準と比較しました。

2 調査結果の概要

3市町村の4地点について、季節毎の測定結果は42～50デシベルの範囲であり、年間平均値は43～48デシベルの範囲でした（表－1）。

表-1 令和4年度福島空港周辺の航空機騒音測定結果

地点 番号	測定地点	測定 時期	騒音発生 回数	騒音の 測定結果 L _{den} (dB)	年間 平均値 L _{den} (dB)	環境基準 L _{den} (dB)
①	須賀川市 雨田地区	春季	83	44	43	Ⅱ 類型 62以下
		夏季	40	42		
		秋季	60	42		
		冬季	108	45		
②	玉川村 小高地区	春季	142	48	48	
		夏季	63	45		
		秋季	76	45		
		冬季	173	50		
③	玉川村 川辺地区	春季	92	45	46	
		夏季	80	46		
		秋季	79	46		
		冬季	111	47		
④	石川町 中野地区	春季	80	44	45	
		夏季	78	44		
		秋季	66	44		
		冬季	103	46		

(注) 騒音の測定結果は、1日ごとのL_{den}をパワー平均したものです。

参 考〔航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）〕

環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準として、次のとおり定められています。

地域の類型	基準値 L _{den} (dB)	当てはめる地域
I	57dB以下	専ら住居の用に供される地域
II	62dB以下	類型 I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

県は、平成17年福島県告示第469号により、福島空港の周辺地域を類型IIとして指定しました。

■時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) について

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル。評価については、算式アにより1日ごとのL_{den}を算出し、全測定日のL_{den}について算式イによりパワー平均値を算出する。

算式ア

$$10\log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i、j及びk：各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目

L_{AE, di}：午後7時から午前7時までの時間帯におけるi番目のL_{AE}

L_{AE, ej}：午前7時から午後10時までの時間帯におけるj番目のL_{AE}

L_{AE, nk}：午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目のL_{AE}

T₀：基準化時間（1秒）

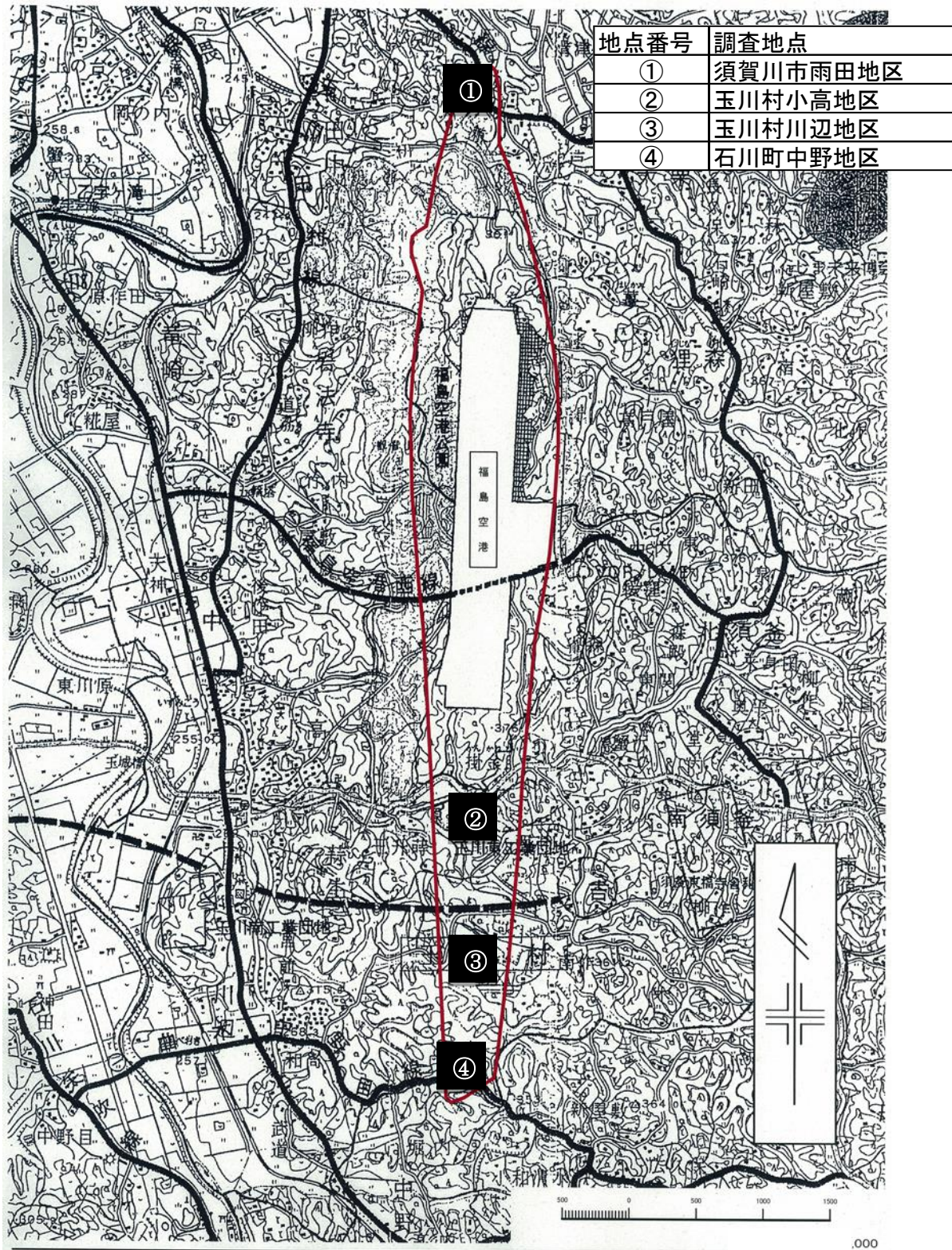
T：観測1日の時間（86400秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N：測定日数

L_{den, i} とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。



(注)航空機騒音に係る環境基準のⅡ類型を当てはめた指定地域の範囲は、上図の朱線で囲まれた地域である。
 ただし、福島空港の敷地、福島空港公園の区域及び河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域を除く。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。

(承認番号 平18総復、第1033号)

図-1 福島空港周辺の騒音測定地点図

II 自動車騒音の常時監視調査結果

環境基本法第16条に基づく騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定地域（以下「指定地域」という。）内において、騒音規制法第18条に基づき県が実施した自動車交通騒音の常時監視調査結果について、同法第19条に基づき公表します。また、県内の市が実施した同調査について、報告のあった11市の調査結果も併せて公表します。

評価対象の11市1町1村の261路線926区間において、道路端から50mの範囲内に存在する住居等76,985戸のうち、昼間及び夜間の両時間帯で環境基準を達成したのは73,549戸で、達成率は95.5%でした。道路種類別環境基準達成状況では、一般国道に面する地域の達成率が最も低く、92.0%となっています。

1 調査の概要

(1) 調査及び評価年度

令和4年9月から令和5年1月

(2) 調査機関

福島県（西郷村及び石川町における調査）、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、本宮市

(3) 調査方法

「騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）」に基づき、「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編（道路に面する地域）」に定める方法により、道路近傍騒音を測定しました。

(4) 評価方法

(3)の調査結果に基づき、道路端から50mの範囲内に存在する住居等の騒音レベルを推計し、環境基準の達成戸数とその割合を把握する「面的評価」を行いました。

2 調査結果の概要

評価区間における評価対象戸数76,985戸のうち、昼間及び夜間の両時間帯で環境基準を達成したのは、73,549戸（達成率95.5%）でした。

このうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域（近接空間）において、両時間帯で環境基準を達成したのは29,422戸のうち27,994戸（達成率95.1%）でした。一方、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用されない地域（非近接空間）において、両時間帯で環境基準を達成したのは47,563戸のうち45,555戸（達成率95.8%）となっています。

詳細は、表2-1及び表2-2のとおりです。

表 2-1 環境基準達成状況

		評価区間内 戸数	環境基準達成状況 (単位 上段：戸、下段：%)		
			昼・夜とも 達成	昼・夜の いずれかが 非達成	昼・夜とも 非達成
福島市	全 体	9,144	8,810 (96.3)	188 (2.1)	146 (1.6)
	近接空間	3,341	3,103 (92.9)	135 (4.0)	103 (3.1)
	非近接空間	5,803	5,707 (98.3)	53 (0.9)	43 (0.7)
会津若松市	全 体	6,595	6,544 (99.2)	19 (0.3)	32 (0.5)
	近接空間	2,333	2,308 (98.9)	10 (0.4)	15 (0.6)
	非近接空間	4,262	4,236 (99.4)	9 (0.2)	17 (0.4)
郡山市	全 体	21,406	19,232 (89.8)	716 (3.3)	1,458 (6.8)
	近接空間	8,116	7,426 (91.5)	73 (0.9)	617 (7.6)
	非近接空間	13,290	11,806 (88.8)	643 (4.8)	841 (6.3)
いわき市	全 体	13,027	12,727 (97.7)	77 (0.6)	223 (1.7)
	近接空間	4,512	4,326 (95.9)	46 (1.0)	140 (3.1)
	非近接空間	8,515	8,401 (98.7)	31 (0.4)	83 (1.0)
白河市	全 体	5,433	5,349 (98.5)	47 (0.9)	37 (0.7)
	近接空間	2,275	2,227 (97.9)	38 (1.7)	10 (0.4)
	非近接空間	3,158	3,122 (98.9)	9 (0.3)	27 (0.9)
須賀川市	全 体	5,160	4,894 (94.8)	178 (3.4)	88 (1.7)
	近接空間	2,189	2,113 (96.5)	31 (1.4)	45 (2.1)
	非近接空間	2,971	2,781 (93.6)	147 (4.9)	43 (1.4)
喜多方市	全 体	2,561	2,561 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	近接空間	1,089	1,089 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	非近接空間	1,472	1,472 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

		評価区間内 戸数	環境基準達成状況 (単位 上段：戸、下段：%)		
			昼・夜とも 達成	昼・夜の いずれかが 非達成	昼・夜とも 非達成
相馬市	全 体	2,868	2,833 (98.8)	34 (1.2)	1 (0.0)
	近接空間	1,086	1,055 (97.1)	31 (2.9)	0 (0.0)
	非近接空間	1,782	1,778 (99.8)	3 (0.2)	1 (0.1)
二本松市	全 体	4,164	4,106 (98.6)	44 (1.1)	14 (0.3)
	近接空間	1,792	1,765 (98.5)	17 (0.9)	10 (0.6)
	非近接空間	2,372	2,341 (98.7)	27 (1.1)	4 (0.2)
南相馬市	全 体	2,648	2,636 (99.5)	10 (0.4)	2 (0.1)
	近接空間	956	952 (99.6)	4 (0.4)	0 (0.0)
	非近接空間	1,692	1,684 (99.5)	6 (0.4)	2 (0.1)
本宮市	全 体	2,010	1,943 (93.7)	28 (4.2)	39 (2.0)
	近接空間	763	697 (86.4)	27 (8.4)	39 (5.3)
	非近接空間	1,247	1,246 (98.2)	1 (1.7)	0 (0.1)
西郷村	全 体	482	440 (91.3)	42 (8.7)	0 (0.0)
	近接空間	176	141 (80.1)	35 (19.9)	0 (0.0)
	非近接空間	306	299 (97.7)	7 (2.3)	0 (0.0)
石川町	全 体	1,487	1,474 (99.1)	1 (0.1)	12 (0.8)
	近接空間	794	792 (99.7)	0 (0.0)	2 (0.3)
	非近接空間	693	682 (98.4)	1 (0.1)	10 (1.4)
合計	全 体	76,985	73,549 (95.5)	1,384 (1.8)	2,052 (2.7)
	近接空間	29,422	27,994 (95.1)	447 (1.5)	981 (3.3)
	非近接空間	47,563	45,555 (95.8)	937 (2.0)	1,071 (2.3)

表 2-2 非近接空間における環境基準の類型別の環境基準達成状況

	騒音に係る環境基準の類型	評価区間内戸数	環境基準達成状況 (単位 上段：戸、下段：%)		
			昼・夜とも達成	昼・夜のいずれかが非達成	昼・夜とも非達成
福島市	A類型	498	466 (93.6)	5 (1.0)	27 (5.4)
	B, C類型	4,497	4,445 (98.8)	45 (1.0)	7 (0.2)
	類型なし	808	796 (98.5)	3 (0.4)	9 (1.1)
会津若松市	A類型	198	179 (90.4)	8 (4.0)	11 (5.6)
	B, C類型	3,854	3,847 (99.8)	1 (0.0)	6 (0.2)
	類型なし	210	210 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
郡山市	A類型	6,070	5,645 (93.0)	174 (2.9)	251 (4.1)
	B, C類型	6,486	5,440 (83.9)	466 (7.2)	580 (8.9)
	類型なし	734	721 (98.2)	3 (0.4)	10 (1.4)
いわき市	A類型	1,058	1,031 (97.4)	5 (0.5)	22 (2.1)
	B, C類型	7,455	7,368 (98.8)	26 (0.3)	61 (0.8)
	類型なし	2	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
白河市	A類型	145	145 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	B, C類型	2,533	2,497 (98.6)	9 (0.4)	27 (1.1)
	類型なし	480	480 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
須賀川市	A類型	347	346 (99.7)	1 (0.3)	0 (0.0)
	B, C類型	2,109	1,920 (91.0)	146 (6.9)	43 (2.0)
	類型なし	515	515 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
喜多方市	A類型	85	85 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	B, C類型	1,286	1,286 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	類型なし	101	101 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

	騒音に係る環境基準の類型	評価区間内戸数	環境基準達成状況 (単位 上段：戸、下段：%)		
			昼・夜とも達成	昼・夜のいずれかが非達成	昼・夜とも非達成
相馬市	A類型	0	0 —	0 —	0 —
	B, C類型	0	0 —	0 —	0 —
	類型なし	1,782	1,778 (99.8)	3 (0.2)	1 (0.1)
二本松市	A類型	27	27 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	B, C類型	1,528	1,499 (98.1)	25 (1.6)	4 (0.3)
	類型なし	817	815 (99.8)	2 (0.2)	0 (0.0)
南相馬市	A類型	317	316 (99.7)	0 (0.0)	1 (0.3)
	B, C類型	1,349	1,342 (99.5)	6 (0.4)	1 (0.1)
	類型なし	26	26 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
本宮市	A類型	0	0 —	0 —	0 —
	B, C類型	673	672 (99.9)	1 (0.1)	0 (0.0)
	類型なし	574	574 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
西郷村	A類型	0	0 —	0 —	0 —
	B, C類型	219	212 (96.8)	7 (3.2)	0 (0.0)
	類型なし	87	87 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
石川町	A類型	44	42 (95.5)	0 (0.0)	2 (4.5)
	B, C類型	390	388 (99.5)	0 (0.0)	2 (0.5)
	類型なし	259	252 (97.3)	1 (0.4)	6 (2.3)
合計	A類型	8,789	8,282 (94.2)	193 (2.2)	314 (3.6)
	B, C類型	32,379	30,916 (95.5)	732 (2.3)	731 (2.3)
	類型なし	6,395	6,357 (99.4)	12 (0.2)	26 (0.4)

※類型区分のない住居については、B類型の環境基準を当てはめて評価した

*幹線交通を担う道路に近接する空間とは：

高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道のうち、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定される範囲。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

また、時間帯別の環境基準達成状況については、表2-3のとおりです。

表2-3 時間帯別の環境基準達成状況

	環境基準達成戸数 (単位 上段：戸、下段：%)					
	評価区間内 戸数	近接空間		評価区間内 戸数	非近接空間	
		昼	夜		昼	夜
福島市	3,341	3,233 (96.8)	3,108 (93.0)	5,803	5,758 (99.2)	5,709 (98.4)
会津若松市	2,333	2,317 (99.3)	2,309 (99.0)	4,262	4,242 (99.5)	4,239 (99.5)
郡山市	8,116	7,473 (92.1)	7,452 (91.8)	13,290	12,365 (93.0)	11,890 (89.5)
いわき市	4,512	4,370 (96.9)	4,328 (95.9)	8,515	8,427 (99.0)	8,406 (98.7)
白河市	2,275	2,258 (99.3)	2,234 (98.2)	3,158	3,130 (99.1)	3,123 (98.9)
須賀川市	2,189	2,144 (97.9)	2,113 (96.5)	2,971	2,925 (98.5)	2,784 (93.7)
喜多方市	1,089	1,089 (100.0)	1,089 (100.0)	1,472	1,472 (100.0)	1,472 (100.0)
相馬市	1,086	1,055 (97.1)	1,086 (100.0)	1,782	1,778 (99.8)	1,781 (99.9)
二本松市	1,792	1,782 (99.4)	1,765 (98.5)	2,372	2,368 (99.8)	2,341 (98.7)
南相馬市	956	956 (100.0)	952 (99.6)	1,692	1,690 (99.9)	1,684 (99.5)
本宮市	763	724 (94.9)	697 (91.3)	1,247	1,247 (100.0)	1,246 (99.9)
西郷村	176	176 (100.0)	141 (80.1)	306	306 (100.0)	299 (97.7)
石川町	794	792 (99.7)	792 (99.7)	693	682 (98.4)	683 (98.6)
合計	29,422	28,369 (96.4)	28,066 (95.4)	47,563	46,390 (97.5)	45,657 (96.0)

*昼間(6:00~22:00)、夜間(22:00~6:00)

さらに、道路種類別の環境基準達成状況をみると、表2-4のとおり、一般国道の達成率が最も低い状況でした。

表2-4 道路種類別の環境基準達成状況

		評価区間内 戸数	環境基準達成状況 (単位 上段：戸、下段：%)		
			昼・夜とも 達成	昼・夜の いずれかが 非達成	昼・夜とも 非達成
福島市	高速自動車国道	442	404 (91.4)	8 (1.8)	30 (6.8)
	一般国道	4,334	4,045 (93.3)	174 (4.0)	115 (2.7)
	県道	4,532	4,525 (99.8)	6 (0.1)	1 (0.0)
会津若松市	高速自動車国道	27	21 (77.8)	0 (0.0)	6 (22.2)
	一般国道	3,480	3,454 (99.3)	2 (0.1)	24 (0.7)
	県道	3,192	3,164 (99.1)	21 (0.7)	7 (0.2)
郡山市	高速自動車国道	351	341 (97.2)	3 (0.9)	7 (2.0)
	一般国道	6,748	5,659 (83.9)	340 (5.0)	749 (11.1)
	県道	9,120	8,066 (88.4)	339 (3.7)	715 (7.8)
	市町村道	5,985	5,881 (98.3)	68 (1.1)	36 (0.6)
いわき市	高速自動車国道	102	85 (83.3)	16 (15.7)	1 (1.0)
	一般国道	5,262	4,985 (94.7)	54 (1.0)	223 (4.2)
	県道	7,862	7,846 (99.8)	9 (0.1)	7 (0.1)
白河市	高速自動車国道	36	36 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	一般国道	2,197	2,126 (96.8)	36 (1.6)	35 (1.6)
	県道	3,043	3,022 (99.3)	14 (0.5)	7 (0.2)
	市町村道	278	278 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
須賀川市	高速自動車国道	280	279 (99.6)	1 (0.4)	0 (0.0)
	一般国道	1,069	807 (75.5)	175 (16.4)	87 (8.1)
	県道	3,386	3,380 (99.8)	4 (0.1)	2 (0.1)
	市町村道	694	694 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

		評価区間内 戸数	環境基準達成状況 (単位 上段：戸、下段：%)		
			昼・夜とも 達成	昼・夜の いずれかが 非達成	昼・夜とも 非達成
喜多方市	一般国道	806	806 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	県道	1,831	1,831 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
相馬市	一般国道	1,099	1,068 (97.2)	30 (2.7)	1 (0.1)
	県道	1,900	1,887 (99.3)	12 (0.6)	1 (0.1)
二本松市	高速自動車国道	87	84 (96.6)	2 (2.3)	1 (1.1)
	一般国道	1,129	1,074 (95.1)	42 (3.7)	13 (1.2)
	県道	3,146	3,134 (99.6)	8 (0.3)	4 (0.1)
南相馬市	一般国道	84	72 (85.7)	10 (11.9)	2 (2.4)
	県道	2,688	2,688 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
本宮市	高速自動車国道	27	27 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	一般国道	326	326 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	県道	1,666	1,599 (96.0)	28 (1.7)	39 (2.3)
西郷村	高速自動車国道	77	77 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	一般国道	253	211 (83.4)	42 (16.6)	0 (0.0)
	県道	159	159 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
石川町	一般国道	323	310 (96.0)	1 (0.3)	12 (3.7)
	県道	1,206	1,206 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	高速自動車国道	1,429	1,354 (94.8)	30 (2.1)	45 (3.1)
	一般国道	27,110	24,943 (92.0)	906 (3.3)	1,261 (4.7)
	県道	43,731	42,507 (97.2)	441 (1.0)	783 (1.8)
	市町村道	6,957	6,853 (98.5)	68 (1.0)	36 (0.5)

参 考 [騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）]

騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

地 域 の 類 型		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
		6:00～22:00	22:00～6:00
一般の 地 域	AA（特に静穏を要する地域）	50以下	40以下
	A（専ら住居の用に供される地域）	55以下	45以下
	B（主として住居の用に供される地域）		
	C（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）	60以下	50以下
道路に 面する 地 域	A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
	B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

(注) 本県では類型AAの指定はありません。

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

(単位：デシベル)

該 当 地 域		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
		6:00～22:00	22:00～6:00
幹線交通を担 う道路に近接 する空間	2車線以下の道路の端から1.5m	70以下	65以下
	2車線を超える道路の端から2.0m		

(注) 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいいます。

Ⅲ 環境騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型を当てはめる地域を有する市町村が実施した騒音測定結果について、環境基準（一般地域）の維持達成状況を取りまとめたものです。

調査を実施した9市46地点のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは、9市41地点であり、達成率は89.1%でした。

B、Cの各類型地域で環境基準の非達成地点がありましたが、これは、主として自動車交通騒音によるものと考えられます。

1 調査の概要

(1) 調査時期

令和4年4月～令和5年1月

(2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、南相馬市、本宮市

(3) 調査地点

環境基準の類型を当てはめる地域のうち、当該地域の騒音レベルを代表すると思われる地点として46地点で実施しました。（表3-1）

表3-1 市町村別・類型区分別調査地点数

市町村名	調査時期	A類型	B類型	C類型	計
福島市	11月	3	1	4	8
会津若松市	12～1月	3	1	2	6
郡山市	4～6月	2	1	2	5
いわき市	6～11月	2	6	2	10
白河市	11月	1	0	1	2
喜多方市	10月	0	1	0	1
二本松市	12月	1	1	1	3
南相馬市	8～10月	3	2	5	10
本宮市	12月	0	0	1	1
合計		15	13	18	46

(4) 調査方法

「騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）」に基づき、昼間（6:00～22:00）及び夜間（22:00～翌日の6:00）について、JIS Z8731に定める方法により原則として24時間連続で騒音測定を行い、Leq（等価騒音レベル）を算出しました。

2 調査結果の概要

全体の調査地点において、昼間及び夜間の両時間帯で環境基準を達成した地点は46地点のうち41地点であり、達成率は89.1%でした。

また、地域類型別に両時間帯で環境基準を達成した地点をみると、A類型では全15地点で達成しており、B類型では13地点のうち10地点で達成しており、達成率は76.9%、C類型では18地点のうち16地点で達成しており、達成率は88.9%でした。（表3-2）

表3-2 環境基準の達成状況

	調査地点数	昼・夜とも達成	昼・夜いずれかが非達成	昼・夜とも非達成
全 体	46地点	41地点 (89.1%)	4地点 (8.7%)	1地点 (2.2%)
A 類 型	15地点	15地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)
B 類 型	13地点	10地点 (76.9%)	3地点 (23.1%)	0地点 (0.0%)
C 類 型	18地点	16地点 (88.9%)	1地点 (5.6%)	1地点 (5.6%)

さらに、時間帯別の達成状況をみると、それぞれの類型地域において、夜間に1地点で環境基準の非達成地点がありました。（表3-3）

表3-3 時間帯別環境基準達成状況

時 間 区 分 地 域 類 型	A 類 型		B 類 型		C 類 型	
	環境基準 達成	環境基準 非達成	環境基準 達成	環境基準 非達成	環境基準 達成	環境基準 非達成
昼 間	15地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	12地点 (92.3%)	1地点 (7.7%)	17地点 (94.4%)	1地点 (5.6%)
夜 間	15地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	11地点 (84.6%)	2地点 (15.4%)	16地点 (88.9%)	2地点 (11.1%)

別表 令和4年度環境騒音（一般地域） 地点別調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査月	環境基準 準類型	都市計画法用途地域	等価騒音レベル(dB)				代表的な 騒音	
						環境基準		測定結果			
						昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	福島市	渡利	11	A	第一種低層住居専用地域	55	45	42	36	1・5	1
2		南沢又	11	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	46	33	1・5	1
3		東浜町	11	B	第一種住居地域	55	45	46	36	1	1
4		大町	11	C	商業地域	60	50	47	41	1	1
5		郷野目	11	C	工業地域	60	50	53	45	1・3	1
6		黒岩	11	C	近隣商業地域	60	50	46	39	1	1
7		飯坂町	11	C	商業地域	60	50	44	33	1・5	1
8		蓬萊町	11	A	第二種低層住居専用地域	55	45	40	32	1	1
9	会津若松市	堤町	12	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	47	42	8	8
10		真宮新町南	1	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	44	36	8	8
11		河東町広田	12	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	49	44	8	8
12		古川町	12	B	第一種住居地域	55	45	56	35	8	8
13		日新町	12	C	商業地域	60	50	45	34	8	8
14		門田町飯寺	1	C	工業地域	60	50	42	35	8	8
15	郡山市	朝日三丁目	4	B	第一種住居地域	55	45	51	48	1	1
16		喜久田町卸三丁目	6	C	準工業地域	60	50	53	48	1・4	1
17		清水台一丁目	5	C	商業地域	60	50	52	46	1	1
18		安積町長久保一丁目	4	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	46	38	5	5
19		緑ヶ丘東七丁目	6	A	第一種低層住居専用地域	55	45	43	39	4・5	5
20	いわき市	中央台鹿島一丁目	6	A	第一種低層住居専用地域	55	45	47	44	1・5	1・5
21		四倉町字西四丁目	6	B	第一種住居地域	55	45	46	41	1・5	1・5
22		中央台飯野四丁目	6	B	第二種住居地域	55	45	43	39	1・5	1・5
23		小名浜大原	6	B	第一種住居地域	55	45	55	41	1・5	1・5
24		小名浜花畑町	6	C	商業地域	60	50	55	42	1・5	1・5
25		小名浜玉川町	11	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	44	38	1・5	1・5
26		金山町朝日台	6	B	市街化調整区域	55	45	48	43	1・5	1・5
27		山田町林崎前	6	B	市街化調整区域	55	45	47	43	1・5	1・5
28		内郷宮町代	6	B	市街化調整区域	55	45	45	37	1・5	1・5
29		常磐湯本町向田	6	C	工業地域	60	50	48	40	1・5・6	1・5
30	白河市	みさか二丁目	11	A	第一種低層住居専用地域	55	45	51	41	1・4	1・4
31		白坂勝多石	11	C	工業地域	60	50	43	41	1・3	1・3
32	喜多方市	水上	10	B	第一種住居地域	55	45	44	36	8	8
33	二本松市	若宮一丁目	12	C	近隣商業地域	60	50	51	44	1	1
34		金色	12	B	第二種住居地域	55	45	49	42	1	1
35		表一丁目	12	A	第一種低層住居専用地域	55	45	47	40	1	1
36	南相馬市	鹿島区西町二丁目	10	B	第一種住居地域	55	45	47	42	8	8
37		鹿島区鹿島	10	C	近隣商業地域	60	50	43	44	8	8
38		原町区仲町二丁目	8	A	第一種低層住居専用地域	55	45	51	43	8	8
39		原町区桜井町一丁目	8	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	47	44	8	8
40		原町区栄町三丁目	8	C	商業地域	60	50	52	54	1	1
41		原町区大町二丁目	9	C	商業地域	60	50	64	60	1	1
42		原町区二見町一丁目	9	B	第一種住居地域	55	45	54	50	8	8
43		原町区旭町四丁目	10	C	準工業地域	60	50	46	45	8	8
44		小高区関場二丁目	9	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	53	41	8	8
45		小高区上町一丁目	9	C	商業地域	60	50	58	50	8	8
46	本宮市	本宮	12	C	商業地域	60	50	48	48	1・5	1・5

(注) 測定結果の**太字斜体**は環境基準を超過していることを表します。代表的な騒音 1：自動車音、2：自動車以外の道路音、3：工場・事業場音、4：家庭音、5：自然音
6：特殊音、7：その他、8：不特定音

IV 自動車交通騒音実態調査結果

この調査結果は、騒音規制法第3条に基づき指定した騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）内における自動車騒音の実態を把握するため、市町村が実施した騒音測定結果について、同法第17条に基づく限度（以下「要請限度」という。）の達成状況をとりとまとめたものです。

要請限度が適用されない国道2地点を除いた調査地点62地点中、要請限度を超過した地点は、夜間で1地点ありました。

1 調査の概要

(1) 調査時期

令和4年5月～12月

(2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、南相馬市、本宮市、会津美里町、西郷村、富岡町（10市2町1村）

(3) 調査方法

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 地域評価編（道路に面する地域）」に基づき、各調査機関が調査地点を選定し、昼間（6:00～22:00）及び夜間（22:00～翌日の6:00）の時間帯について、JIS Z8731に定める方法により、原則として24時間連続（1日間のみ）で自動車騒音の測定を行い、 L_{eq} （等価騒音レベル）を算出しました。

(4) 調査地点

令和4年度における調査地点の総数は64地点で、そのうち国道が26地点と全調査地点の40.6%となっています。

市町村別及び道路の種類別の内訳は表4-1のとおりです。

表4-1 市町村別及び道路の種類別の調査地点数

市町村名	調査時期	国 道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
福島市	10月	8	2	2	0	12
会津若松市	5, 11月	3	3	0	0	6
郡山市	11月	2	3	3	2	10
いわき市	9~10月	3	3	1	0	7
白河市	11月	2	1	0	0	3
須賀川市	11月	2	1	0	0	3
喜多方市	10月	0	0	0	1	1
二本松市	12月	0	0	3	0	3
南相馬市	11月	4	0	8	1	13
本宮市	12月	0	0	1	0	1
会津美里町	11月	1	0	0	1	2
西郷村	9月	1	0	0	0	1
富岡町	10月	0	0	1	1	2
合 計		26	13	19	6	64

(注) 要請限度が適用されない2地点を含む

2 調査結果

指定地域内の62地点の調査結果(区域別、時間帯別、道路種類別の要請限度超過状況)は、それぞれ表4-2、表4-3、表4-4のとおりです。

要請限度超過は1地点で、国道の夜間に要請限度を超過していました。

表4-2 区域区分別要請限度超過状況

地域の区分	調査地点数	昼・夜とも 要請限度以下	昼・夜いずれかが 要請限度超過	昼・夜とも 要請限度超過
全 体	62地点	61地点 (98.4%)	1地点 (1.6%)	0地点 (0.0%)
a 区域	7地点	7地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)
b 区域	25地点	25地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)
c 区域	30地点	29地点 (96.7%)	1地点 (3.3%)	0地点 (0.0%)

(注) 要請限度が適用されない4地点を除く

表 4 - 3 時間帯別の要請限度超過状況

区域の区分	調査地点数	時間帯別要請限度超過地点数	
		昼 間	夜 間
全 体	62地点	0地点 (0.0%)	1地点 (1.6%)
a 区域	7地点	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)
b 区域	25地点	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)
c 区域	30地点	0地点 (0.0%)	1地点 (3.3%)

(注) 要請限度が適用されない4地点を除く

表 4 - 4 道路種類別の要請限度超過状況

	国 道	主要 地方道	一般県道	市町村道	計
調査地点数	24地点	13地点	19地点	6地点	62地点
要請限度を 超過した地点	1地点 (4.2%)	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)	1地点 (1.6%)

(注) 要請限度が適用されない2地点を除く

参 考〔騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度〕

指定地域内の自動車騒音の要請限度は、騒音規制法に基づき定められており、この限度を超過している場合は、市町村長は関係機関（道路管理者又は公安委員会）に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べることができることとなっています。

表 自動車騒音の限度

(単位：デシベル)

	時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
		午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌日の午前6時
1	a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	6 5	5 5
2	a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0	6 5
3	b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0

(注) 1 車線とは、1 縦列の自動車（2 輪を除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分です。

2 区域は騒音規制法第3 条に基づき指定された地域とします。

3 「a 区域」：用途地域のうち第1 種低層住居専用地域、第2 種低層住居専用地域、第1 種中高層住居専用地域、第2 種中高層住居専用地域及びそれに相当する地域

「b 区域」：第1 種住居地域、第2 種住居地域、準住居地域及びそれに相当する地域

「c 区域」：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びそれに相当する地域

4 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2 車線を超える車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、表の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとなっています。

5 幹線交通を担う道路とは、道路法第3 条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2 条第8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7 条第1 号に規定する自動車専用道路をいいます。

別表 令和4年度自動車騒音実態調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査月	道路名	車線数	道路種別	道路端からの距離(m)	騒音規制法	要請限度区分	要請限度(dB)		環境基準類型	環境基準(dB)		測定結果(dB)	
										昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
1	福島市	松浪町	10	一般国道4号	5	国	3.3	3種	c	75	70	C	70	65	73	70
2		鳥谷野	10	一般国道4号	4	国	3.0	4種	c	75	70	C	70	65	73	72
3		天神町	10	一般国道13号	4	国	4.0	3種	c	75	70	C	70	65	70	65
4		泉	10	一般国道13号福島西道路	4	国	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	67	60
5		南中央二丁目	10	一般国道13号福島西道路	4	国	3.5	3種	c	75	70	C	70	65	67	61
6		渡利	10	一般国道114号	4	国	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	67	60
7		舘ノ前	10	一般国道115号	4	国	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	66	59
8		方木田	10	一般国道115号	4	国	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	66	60
9		笹谷	10	福島・飯坂線	2	主	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	61	54
10		野田町一丁目	10	福島・吾妻・裏磐梯線	2	主	1.5	2種	b	75	70	B	70	65	64	55
11		鎌田	10	飯坂・保原線	4	県	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	66	61
12		大森	10	南福島停車場線	4	県	3.5	3種	c	75	70	C	70	65	70	65
13	会津若松市	一箕町亀賀	5	一般国道49号	4	国	5.0	3種	c	75	70	C	70	65	71	66
14		一箕町亀賀	11	一般国道118号	4	国	4.5	4種	c	75	70	C	70	65	65	58
15		館馬町	11	一般国道401号	4	国	5.5	2種	b	75	70	B	70	65	69	60
16		花春町	11	会津若松・裏磐梯線	4	主	11.0	3種	c	75	70	C	70	65	65	57
17		河東町南高野	5	会津坂下・河東線	2	主	6.2	2種	a	75	70	A	70	65	64	61
18		河東町広田	5	北山・会津若松線	2	主	1.5	2種	b	75	70	B	70	65	67	59
19	郡山市	日和田町高倉	11	磐越自動車道	4	国	19.4	-	-	-	-	-	-	-	56	51
20		安積三丁目	11	郡山停車場線(旧一般国道4号)	4	主	2.4	3種	c	75	70	C	70	65	67	62
21		図景一丁目	11	郡山停車場線(旧一般国道4号)	4	主	2.5	3種	c	75	70	C	70	65	71	65
22		堤下町	11	郡山停車場線(旧一般国道4号)	5	主	5.4	3種	c	75	70	C	70	65	69	64
23		富久山町久保田	11	一般国道288号(旧一般国道4号)	3	国	5.3	2種	b	75	70	B	70	65	71	66
24		笹川一丁目	11	須賀川二本松線	2	県	5.8	2種	b	75	70	B	70	65	68	62
25		小原田四丁目	11	須賀川二本松線	2	県	2.9	3種	c	75	70	C	70	65	60	53
26		富久山町福原	11	須賀川二本松線	2	県	2.1	2種	b	75	70	B	70	65	67	62
27		安積二丁目	11	安積成田線	4	市	4.7	2種	b	75	70	B	70	65	63	56
28		富久山町八山田	11	昭和二丁目八山田線	4	市	4.2	2種	b	75	70	B	70	65	68	63
29	いわき市	自由が丘	10	一般国道6号常盤バイパス	4	国	4.6	3種	c	75	70	C	70	65	75	70
30		平中神谷	9	一般国道399号(旧一般国道6号)	4	国	1.5	3種	c	75	70	C	70	65	72	68
31		好間町中好間	9	一般国道49号平バイパス	4	国	3.0	4種	c	75	70	C	70	65	68	63
32		鹿島町船戸	10	小名浜平線	4	主	4.4	3種	c	75	70	C	70	65	66	60
33		常磐関船町	9	常盤勿来線	2	主	1.8	2種	b	75	70	B	70	65	61	52
34		錦町	10	勿来浅川線	2	主	2.5	4種	c	75	70	C	70	65	67	60
35		泉町下川	10	泉岩間植田線	2	県	2.2	4種	c	75	70	C	70	65	62	54
36	白河市	米村道北	11	一般国道4号	4	国	7.7	3種	c	75	70	C	70	65	70	67
37		南湖	11	一般国道289号	2	国	4.7	1種	a	75	70	A	70	65	68	64
38		中田	11	白河石川線	2	主	3.6	2種	b	75	70	B	65	60	63	57
39	須賀川市	季の郷	11	東北自動車道	4	国	27.9	-	-	-	-	-	-	-	55	54
40		前田川柳作	11	一般国道118号	2	国	4.3	2種	b	75	70	B	70	65	69	65
41		西川町	11	I-16号線・須賀川駅インター線	4	主	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	66	61
42	喜多方市	押切一丁目	10	押切東線	2	市	2.0	2種	b	75	70	B	65	60	63	51
43	二本松市	表一丁目	12	安達太良山線	2	県	2.5	1種	a	75	70	A	70	65	62	51
44		若宮二丁目	12	須賀川二本松線	2	県	1.9	3種	c	75	70	C	70	65	64	56
45		金色	12	二本松安達線	2	県	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	60	51

別表 令和4年度自動車騒音実態調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査月	道路名	車線数	道路種別	道路端からの距離(m)	騒音規制法	要請限度区分	要請限度(dB)		環境基準類型	環境基準(dB)		測定結果(dB)	
										昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
46	南相馬市	原町区日の出町	11	一般国道6号	2	国	1.0	3種	c	75	70	C	70	65	68	66
47		鹿島区鹿島	11	一般国道6号	2	国	1.0	3種	c	75	70	C	70	65	73	69
48		原町区桜井町一丁目	11	原町川俣線	2	県	1.0	3種	c	75	70	C	70	65	67	59
49		原町区三島町二丁目	11	原町二本松線	2	県	1.0	2種	a	75	70	A	70	65	65	56
50		原町区本陣前一丁目	11	浪江鹿島線	2	県	1.0	3種	c	75	70	C	70	65	63	54
51		鹿島区横手	11	浪江鹿島線	2	県	1.0	2種	b	75	70	B	70	65	64	55
52		原町区青葉町二丁目	11	小浜字町線	2	県	1.0	3種	c	75	70	C	70	65	65	57
53		原町区高見町二丁目	11	下渋佐南新田線	2	県	1.0	4種	c	75	70	C	70	65	63	53
54		小高区大井	11	一般国道6号	2	国	1.0	3種	c	75	70	C	70	65	72	69
55		小高区上町二丁目	11	浪江鹿島線	2	県	1.0	2種	a	75	70	A	70	65	65	58
56		原町区高見町一丁目	11	一般国道6号	2	国	1.0	3種	c	75	70	C	70	65	70	66
57		小高区小高	11	浪江鹿島線	2	県	1.0	2種	b	75	70	B	70	65	67	58
58		原町区仲町二丁目	11	原町高倉線	2	市	1.0	1種	a	70	65	A	60	55	64	54
59		本宮市	本宮	12	本宮熱海線	2	県	1.3	2種	b	75	70	B	70	65	62
60	会津美里町	字宮里	11	一般国道401号	2	国	-	4種	c	75	70	-	-	-	63	53
61		字外川原甲	11	町道2008号線	2	町	-	2種	a	70	65	-	-	-	67	58
62	西郷村	字石塚北	9	一般国道4号線	4	国	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	67	65
63	富岡町	小浜中央	10	富岡・大越線	2	県	-	3種	c	75	70	-	-	-	58	55
64		夜の森南	10	大原・原線	2	町	-	2種	b	75	70	-	-	-	59	56

(注) ・測定結果で、網掛けは要請限度超過を、**太字斜体**は環境基準非達成を表します。

・道路種別 国：国道 主：主要地方道 県：県道 市、町：市町村道を表します。

・昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～翌日の午前6時を指します。

・環境基準類型指定がなされている地域では、あわせて環境基準値を表示しました。

(福島県では、いわき市を除いて環境基準の類型区分と要請限度の区域区分を同一に指定しています。)

令和4年度

公害苦情調査の結果

令和5年10月

福 島 県

令和4年度に県及び市町村の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の件数や処理状況等を取りまとめ、公表します。

令和4年度に県及び市町村が新たに受理した公害苦情総件数は517件（前年度469件）であり、前年比10.2%の増加となりました。

1 公害苦情の概況

「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」のいわゆる典型7公害の苦情件数は385件（前年度337件）で、全体の74.5%（同71.9%）でした。典型7公害以外の苦情件数は132件（同132件）で、全体の25.5%（同28.1%）でした。（図－1、図－2、表－1）

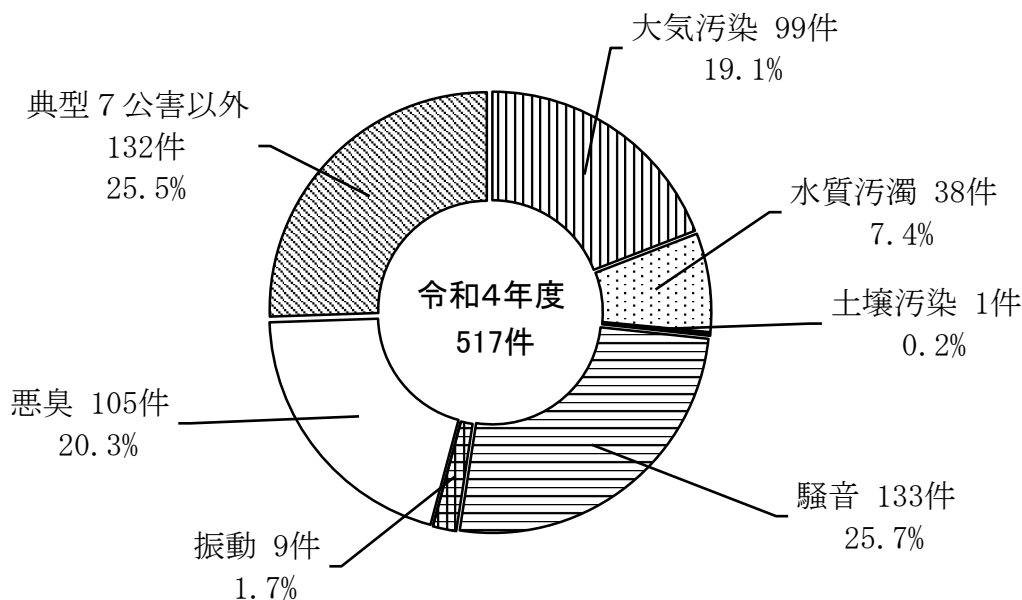
2 公害の種類別苦情件数

(1) 典型7公害の種類別苦情件数

典型7公害の種類別の苦情件数は「騒音」が133件（公害苦情総件数の25.7%）で最も多く、次いで「悪臭」が105件（同20.3%）、「大気汚染」が99件（同19.1%）、「水質汚濁」が38件（同7.4%）、「振動」が9件（同1.7%）、「土壌汚染」が1件（同0.2%）、「地盤沈下」が0件（同0.0%）でした。（図－1）

(2) 典型7公害以外の種類別苦情件数

典型7公害以外の苦情件数を種類別に見ると、「廃棄物投棄」が35件（公害苦情総件数の6.8%）、「その他」が97件（同18.8%）となっています。なお、「その他」の苦情内容は、雑草等の繁茂や害虫の発生に関する苦情などです。



図－1 公害の種類別苦情件数の構成比

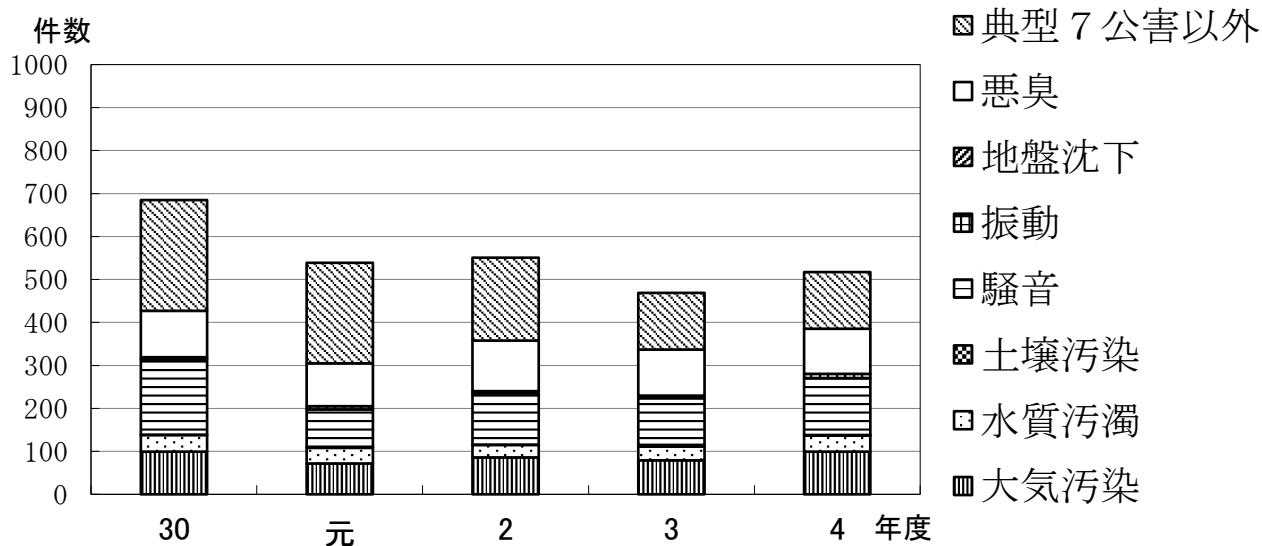


図-2 公害苦情件数の年度別推移

表-1 公害の種類別苦情件数の構成比及び推移

種類	年度	典型7公害							小計	典型7公害以外		合計	前年比 (%)
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		廃棄物投棄	その他		
苦情件数	30	99	39	1	175	5	0	108	427	35	223	258	
	元	72	36	1	89	7	0	100	305	37	197	234	△ 21.3
	2	86	29	1	119	5	0	118	358	86	107	193	2.2
	3	79	32	4	109	6	0	107	337	41	91	132	△ 14.9
	4	99	38	1	133	9	0	105	385	35	97	132	10.2
構成比※	30	14.5	5.7	0.1	25.5	0.7	0.0	15.8	62.3	5.1	32.6	37.7	100
	元	13.4	6.7	0.2	16.5	1.3	0.0	18.6	56.6	6.9	36.5	43.4	100
	2	15.6	5.3	0.2	21.6	0.9	0.0	21.4	65.0	15.6	19.4	35.0	100
	3	16.8	6.8	0.9	23.2	1.3	0.0	22.8	71.9	8.7	19.4	28.1	100
	4	19.1	7.4	0.2	25.7	1.7	0.0	20.3	74.5	6.8	18.8	25.5	100

※端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

3 公害の発生源別苦情件数

(1) 典型7公害の発生源別苦情件数

典型7公害の苦情件数を発生源別に見ると、「個人」を発生源とするもの、発生源が「不明」のもの以外では、「建設業」が59件と最も多く、次いで「製造業」が50件、「運輸業、郵便業」が18件などとなっています。（表－2）

ア 「大気汚染」の発生源別苦情件数は、「建設業」が26件で最も多くなっています。

イ 「水質汚濁」の発生源別苦情件数は、「製造業」が5件で最も多くなっています。

ウ 「騒音」の発生源別苦情件数は、「建設業」が22件で最も多くなっています。

エ 「悪臭」の発生源別苦情件数は、「製造業」が23件で最も多くなっています。

(2) 典型7公害以外の発生源別苦情件数

典型7公害以外の公害に関する苦情を発生源別に見ると、「個人」又は「不明」のものが110件と、8割以上を占めています。

表－2 発生源別苦情件数

発生源	公害の種類	典型7公害						計	典型7公害以外	合計	構成比	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下					悪臭
農業、林業		0	2	1	2	0	0	2	7	1	8	1.5%
漁業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業		4	0	0	1	0	0	0	5	0	5	1.0%
建設業		26	2	0	22	3	0	6	59	5	64	12.4%
製造業		9	5	0	13	0	0	23	50	1	51	9.9%
電気・ガス・熱供給・水道業		0	1	0	2	0	0	0	3	0	3	0.6%
情報通信業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
運輸業、郵便業		6	1	0	9	1	0	1	18	0	18	3.5%
卸売業、小売業		0	3	0	10	0	0	1	14	1	15	2.9%
金融業、保険業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
不動産業、物品賃貸業		0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0.6%
学術研究、専門・技術サービス業		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.2%
宿泊業、飲食サービス業		2	0	0	8	0	0	5	15	1	16	3.1%
生活関連サービス業、娯楽業		4	1	0	1	0	0	3	9	0	9	1.7%
教育、学習支援業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
医療、福祉		1	2	0	5	0	0	0	8	0	8	1.5%
複合サービス事業		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.2%
サービス業（他に分類されないもの）		1	2	0	10	0	0	3	16	1	17	3.3%
公務（他に分類されないもの）		0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0.8%
分類不能の産業		0	1	0	3	0	0	1	5	3	8	1.5%
発生源が「個人」、「不明」		46	18	0	47	5	0	60	176	110	286	55.3%
合計		99	38	1	133	9	0	105	385	132	517	100.0%

※端数処理の関係で合計と内訳が一致していません。

4 公害苦情の被害の種類別件数

典型7公害の被害の種類別苦情件数は、「煙い、きたない、うるさい、臭い」といった「感覚的・心理的被害」が455件（典型7公害の苦情件数の88.0%）と大半を占めています（表-3）。

表-3 典型7公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比

種類		健康被害	財産被害	動・植物被害	感覚的・心理的被害	その他	合計
年度							
苦情件数	30	28	11	3	360	25	427
	元	16	1	—	274	14	305
	2	12	0	—	326	20	358
	3	20	4	—	291	22	337
	4	18	4	—	455	40	517
構成比※	30	6.6	2.6	0.7	84.3	5.9	100.0
	元	5.2	0.3	—	89.8	4.6	100.0
	2	3.4	0.0	—	91.1	5.6	100.0
	3	5.9	1.2	—	86.4	6.5	100.0
	4	3.5	0.8	—	88.0	7.7	100.0

※端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

※令和元年度調査から、「動・植物被害」の項目がなくなりました。

5 地区別公害苦情件数

地区別の公害苦情件数は、県中地方が244件（公害苦情総件数の47.2%）と最も多く、次いで、いわき地方の111件（同21.5%）、県北地方の78件（同15.1%）の順となっています。（表-4）

表-4 地区別公害苦情件数の推移及び構成比

年度	地区								構成比 (%)							
	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
30	107	175	23	70	2	206	102	685	15.6	25.5	3.4	10.2	0.3	30.1	14.9	100.0
元	66	151	35	66	4	142	75	539	12.2	28.0	6.5	12.2	0.7	26.3	13.9	100.0
2	73	222	57	44	10	57	88	551	13.2	40.3	10.3	8.0	1.8	10.3	16.0	100.0
3	67	214	17	43	11	47	70	469	14.3	45.6	3.6	9.2	2.3	10.0	14.9	100.0
4	78	244	7	43	5	29	111	517	15.1	47.2	1.4	8.3	1.0	5.6	21.5	100.0

※端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

6 市町村別公害苦情件数

市町村別の公害苦情件数は、郡山市が 187 件（公害苦情総件数の 36.2%）と最も多く、次いで、いわき市の 111 件（同 21.5%）、須賀川市の 44 件（同 8.5%）の順となっています。（表－5）

表－5 市町村別公害苦情件数

市町村名	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	7公害以外	合計	
福島県	9	4	0	16	2	0	6	1	38	7.4%
二本松市	4	1	0	6	0	0	2	23	36	7.0%
伊達市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
本宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
桑折町	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.2%
国見町	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.2%
川俣町	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0.4%
大玉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
小計	(0)	13	(0)	22	(0)	2	(0)	25	78	15.1%
郡山市	15	0	0	53	4	0	39	76	187	36.2%
須賀川市	4	7	0	5	1	0	9	18	44	8.5%
田村市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
鏡石町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
天栄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
石川町	1	2	1	1	0	0	1	3	9	1.7%
玉川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
平田村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
浅川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
古殿町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
三春町	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0.4%
小野町	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0.4%
小計	(0)	20	(0)	62	(0)	6	(0)	49	97	47.2%
白河市	0	(1)	1	0	1	0	(1)	1	3	0.6%
西郷村	0	1	0	1	0	0	0	1	3	0.6%
泉崎村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
中島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
矢吹町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
棚倉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
矢祭町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
塙川村	0	(1)	1	0	0	0	0	0	1	0.2%
小計	(0)	(2)	3	(0)	2	(0)	(1)	1	7	1.4%
会津若松市	13	0	0	12	0	0	7	1	33	6.4%
喜多方市	2	5	0	2	0	0	1	0	10	1.9%
北塩原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
西会津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
警梯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
猪苗代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
会津坂下町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
湯川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
柳津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
三島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
金山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
昭和村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
会津美里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
小計	(0)	15	(0)	14	(0)	0	(0)	8	43	8.3%
南会津	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
下郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
只見町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
南会津町	0	1	0	0	0	0	0	4	5	1.0%
小計	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	4	5	1.0%
相馬市	6	0	0	1	0	0	5	1	13	2.5%
南相馬市	0	3	0	4	0	0	2	1	10	1.9%
広野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
楡葉町	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0.4%
富岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
川内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
大熊町	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.2%
双葉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
浪江町	0	0	0	2	0	0	0	1	3	0.6%
鷲尾村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
新地町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
飯館村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
小計	(0)	6	(0)	8	(0)	0	(0)	8	29	5.6%
いわき市	45	10	0	25	1	0	29	1	111	21.5%
計	(0)	99	(2)	133	(0)	9	(1)	105	517	100.0%

※括弧内は県地方振興局で受け付けた件数（内数）です。

7 公害苦情処理係属件数

(1) 公害苦情処理係属件数

令和4年度に処理することとなった公害苦情処理係属件数（令和4年度に県又は市町村の公害担当機関が新たに受理した件数に、前年度からの繰越件数を加え、これから他の機関へ移送した分を差し引いた件数）は512件でした。（表-6）

そのうち、令和4年度中に公害苦情窓口で直接処理された苦情は468件で、その処理率は91.4%となっています。

(2) 公害苦情長期未解決件数

令和4年度末現在、受理後3年以上経過（令和2年3月31日以前に受理）しても未解決となっている長期未解決件数は8件となっています。（大気汚染1件、騒音1件、悪臭3件、廃棄物投棄3件）

表-6 公害苦情処理係属件数の推移

年度	区分 公害苦情 処理係属 件数(A) (B)+(C)-(E)	受理件数		処理件数				処理率 (D)÷(A)×100 (%)
		新規受理 件数 (B)	前年度 から繰越 (C)	直接処理 (D)	他へ移送 (E)	翌年度へ 繰越 (F)	その他 (G)	
30	680	685	21	596	26	14	70	87.6
元	527	539	14	478	26	12	37	90.7
2	541	551	12	501	22	11	29	92.6
3	451	469	11	379	29	15	57	84.0
4	512	517	15	468	20	16	28	91.4

※1 (G)欄の「その他」の主なものは、「原因又は加害行為をした者が不明のとき」などです。

※2 前年度の(F)欄の「翌年度へ繰越」と翌年度の(C)欄の「前年度から繰越」の件数の差は、繰越で処理していたが、苦情が全く発生しないため既に解決したこととして取り扱ったものなどです。

令和4年度
猪苗代湖の
水質測定結果等

令和5年10月
福島県

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第7条第6項に基づき、水環境保全推進計画の進捗状況について公表します。

まず、猪苗代湖の水質測定結果については、湖心においては、環境基準（COD、SS、DO、大腸菌数）は全ての項目が達成しています。水質保全目標（COD、全窒素、全りん、大腸菌数）は大腸菌数のみが達成しています（大腸菌数については令和4年度から適用）。

なお、COD75%値は1.4mg/Lとなり、前年度と同じでした。

猪苗代湖の北岸部及び南岸部においては、水質保全目標（COD、全窒素、全りん）のうち全窒素のみが達成しています。

裏磐梯湖沼群（檜原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼）においては、水質保全目標（COD、全窒素、全りん）は毘沙門沼の全窒素と全りんのみが達成しております。

水質保全目標達成のために取り組むこととした各種事業については、令和12年度までに実施することとした事業達成水準の目標に到達できるよう、引き続き、関係機関と連携し、積極的に推進してまいります。

1 猪苗代湖の水質測定結果

猪苗代湖（湖心）の水質測定結果（生活環境項目）は以下のとおりであり、環境基準を達成しました。

表-1 令和4年度の猪苗代湖(湖心)における水質測定結果(生活環境項目)

項目	年間平均	75%値 ^{※1}	90%値 ^{※2}	最小～最大 ^{※3}	環境基準
pH (水素イオン濃度)	6.8	—	—	6.5～7.0	6.5～8.5 (適用外)
COD (mg/L) (化学的酸素要求量)	1.4	<u>1.4</u>	—	1.1～2.0	3 以下
SS (mg/L) (浮遊物質)	1	—	—	<u>≤1～5</u>	5 以下
DO (mg/L) (溶存酸素量)	10	—	—	<u>8.1～12</u>	7.5 以上
大腸菌数 (CFU/100ml)	<1	—	<u>≤1</u>	<1	300 以下

※1 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n 番目のデータ値の事。

※2 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、0.9×n 番目のデータ値の事。

※3 各項目の測定結果の最小・最大を示す。ただし、CODについては、日平均値の最小・最大を示す。

注1 大腸菌数は、令和4年度から大腸菌群数に代わるふん便汚染の指標として適用となった。

注2 環境基準は下線部の値で評価する。

(1) pH

pHは、平成7年度までは5.1以下の酸性でしたが、平成8年度以降、その値が上昇し中性化しています。令和4年度の年間平均は6.8で、概ね横ばいに推移しています。

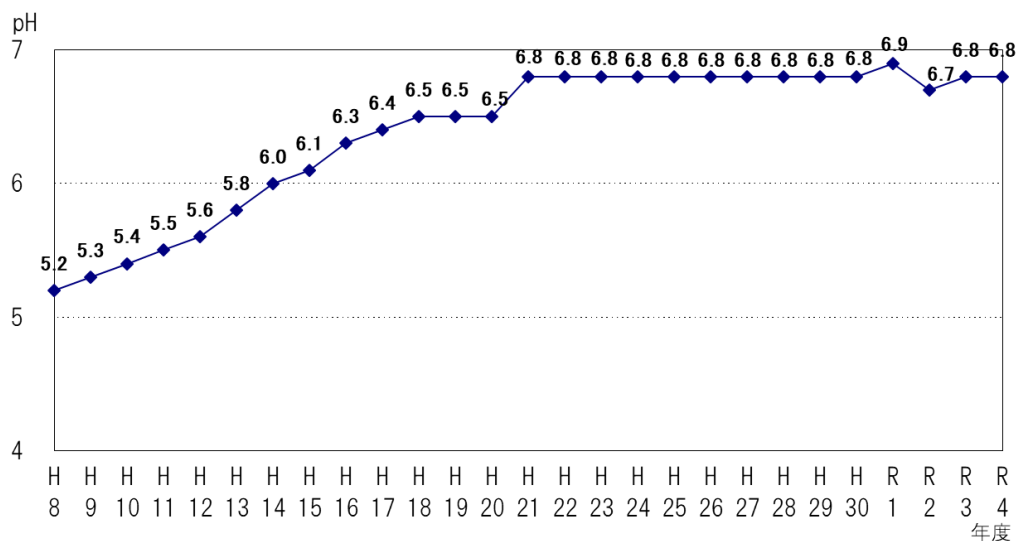


図-1 猪苗代湖（湖心）のpH（全層 年間平均）の推移

※ pHは7が中性、7より小さいほど酸性が強くなることを示す。

(2) COD

令和4年度のCOD75%値は1.4mg/Lで昨年度と同じでした。

COD増加の要因として、湖水の中性化に伴う自然の浄化機能（汚濁物質を湖底に沈めるメカニズム）の低下や湖内における内部生産（プランクトン等の水生生物の繁殖）の増大、水生植物の増加などが考えられます。

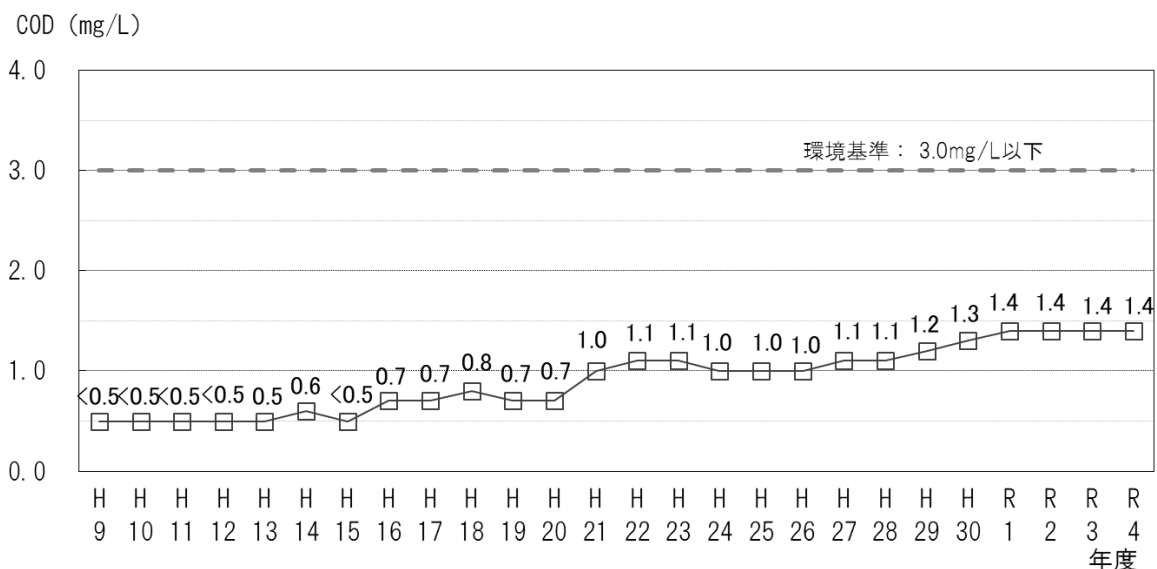


図-2 猪苗代湖（湖心）におけるCOD（全層 75%値）の推移

※ CODの定量下限値は0.5mg/Lである。

(3) 大腸菌数

大腸菌数は、令和4年度から新たに環境基準項目に追加され、大腸菌群数に代わるふん便汚染の指標として調査を開始しました。令和4年度は1年を通じて不検出 (< 1 CFU/100ml) でした。

なお、従来調査の対象項目となっていた大腸菌群数については、平成18年度から令和3年度まで、夏季に環境基準を超過する傾向を確認していました。大腸菌群数は、その測定値に土壌等に分布する自然由来の細菌をも含んだ値が検出されるため、猪苗代湖においても、基準超過はふん便性細菌ではなく、自然由来によるものと考えられます。

2 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画における事業達成水準

計画の推進状況を把握する事業達成水準は次のとおりです。

(1) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質状況と水質保全目標

ア 猪苗代湖

表-2 猪苗代湖の水質状況と水質保全目標

項目	計画策定時の現況値 令和元年度	目標値 令和12年度	測定結果		
			令和3年度	令和4年度	
湖心	COD (mg/L)	1.4	1.0以下	1.4	1.4
	全窒素 (mg/L)	0.17	0.1以下	0.16	0.17
	全りん (mg/L)	0.003	0.003未満	0.003	0.004
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,300	設定しない ^注	3,300	-
	大腸菌数 (CFU/100mL)	-	300以下	-	<1
北岸部	COD (mg/L)	2.1	1.5以下	2.6	2.7
	全窒素 (mg/L)	0.2	0.20以下	0.23	0.15
	全りん (mg/L)	0.012	0.005以下	0.019	0.014
南岸部	COD (mg/L)	1.7	1.5以下	1.6	1.6
	全窒素 (mg/L)	0.18	0.20以下	0.16	0.17
	全りん (mg/L)	0.005	0.005以下	0.004	0.006

※ COD : 全層年間75%値

※ 全窒素及び全りん : 表層年間平均値

※ 大腸菌群数 : 表層年間最大値

※ 大腸菌数 : 全層年間90%値

注 令和4年4月1日から環境基準項目が大腸菌群数から大腸菌数へ見直されたことを踏まえ、計画における水質保全目標についても大腸菌数に見直しています。

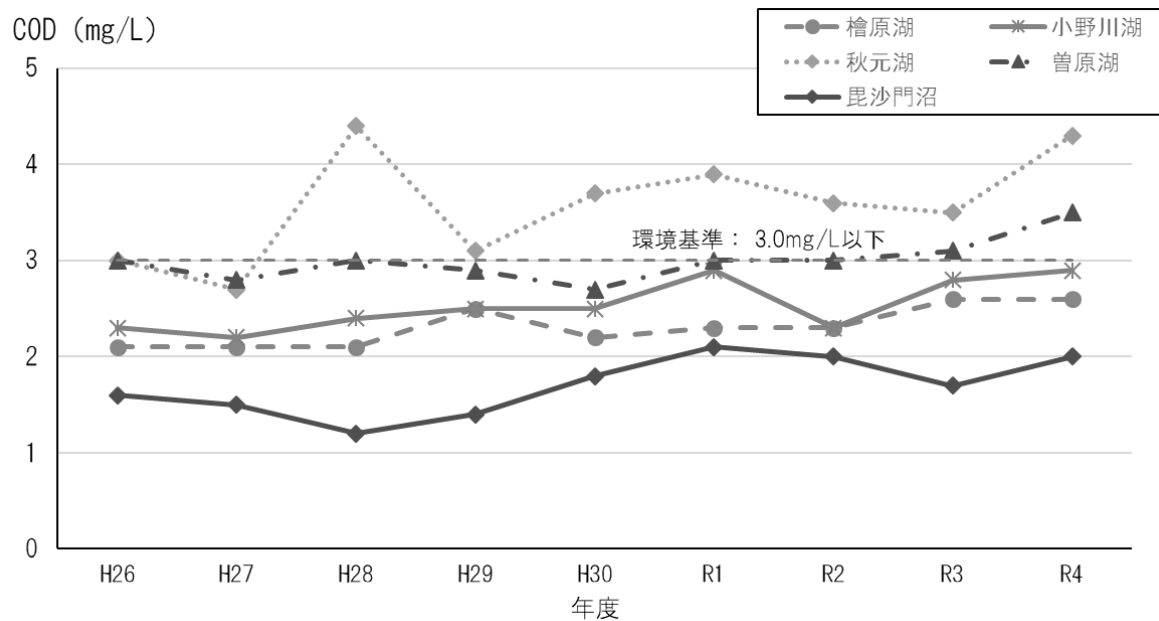
イ 裏磐梯湖沼（湖心）

表－3 裏磐梯湖沼（湖心）の水質状況と水質保全目標

項目	計画策定時の現況値 令和元年度	目標値 令和12年度	測定結果		
			令和3年度	令和4年度	
檜原湖	COD(mg/L)	2.3	2.0以下	2.6	2.6
	全窒素(mg/L)	0.12	0.10以下	0.13	0.12
	全りん(mg/L)	0.005	0.005以下	0.004	0.008
小野川湖	COD(mg/L)	2.9	2.0以下	2.8	2.9
	全窒素(mg/L)	0.13	0.10以下	0.11	0.13
	全りん(mg/L)	0.007	0.005以下	0.005	0.007
秋元湖	COD(mg/L)	3.9	2.0以下	3.5	4.3
	全窒素(mg/L)	0.15	0.10以下	0.11	0.14
	全りん(mg/L)	0.005	0.005以下	0.004	0.010
曾原湖	COD(mg/L)	3.0	2.0以下	3.1	3.5
	全窒素(mg/L)	0.15	0.10以下	0.17	0.13
	全りん(mg/L)	0.008	0.005以下	0.007	0.010
毘沙門沼	COD(mg/L)	2.1	1.0以下	1.7	2.0
	全窒素(mg/L)	0.07	0.10以下	0.06	0.07
	全りん(mg/L)	0.008	0.005以下	0.004	0.005

※ COD：全層年間75%値

※ 全窒素及び全りん：表層年間平均値



図－3 裏磐梯湖沼（湖心）におけるCOD（全層75%値）の推移

※ CODの定量下限値は0.5mg/Lである。

(2) 身近な水質指標

ア 湖沼の透明度

表－4 湖沼の透明度

項目	計画策定時の現況値 令和元年度	目標値 令和12年度	測定結果	
			令和3年度	令和4年度
猪苗代湖湖心 (m)	9.7	10以上	10.8	10.0
裏磐梯湖沼 (m)	3.6	5以上	4.4	3.2

※ 裏磐梯湖沼は、檜原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼の5湖沼の平均値。なお、水深が5mに満たない場合は湖底までの水深を目標値としている。

(3) 重点的に取り組む施策

ア 生活排水対策

人為汚濁低減のため、下水道及び農業集落排水処理施設等の整備、窒素・りん除去型浄化槽の設置促進、浄化槽の適正な維持管理の徹底などに努めています。

(ア) 流域における汚水処理人口普及率

表－5 流域における汚水処理人口普及率

項目	計画策定時の現況値 令和元年度	目標値 令和12年度	汚水処理人口普及率	
			令和3年度	令和4年度
汚水処理人口普及率 (%)	85.0	97.4	86.4	86.5

※ 汚水処理人口普及率＝(下水道整備人口＋農業集落排水処理施設整備人口＋合併処理浄化槽整備人口)／区域内総人口×100

(イ) 窒素・りん除去型浄化槽設置基数

表－6 窒素・りん除去型浄化槽設置基数

項目	計画策定時の現況値 令和元年度	目標値 令和12年度	設置基数(累計)	
			令和3年度	令和4年度
窒素・りん除去型浄化槽設置基数(基)	154	464	185	198

(ウ) 浄化槽法第11条の定期検査の実施率

表－7 浄化槽法第11条の定期検査の実施率

項目	計画策定時の現況値 令和元年度	目標値 令和12年度	実施率	
			令和3年度	令和4年度
実施率 (%)	41.0	100	43.2	44.0

イ 県民が一体となった水環境保全活動の活性化

県民参加による水環境保全活動の活性化を図るため、家庭や地域での実践活動の促進などに努めています。

表－８ ボランティアによるヨシ刈取り・清掃活動・水草回収等の参加者数

項目	計画策定時の現況値 令和元年度	目標値 令和12年度	参加数	
			令和3年度	令和4年度
ボランティアによるヨシ刈取り・清掃活動・水草回収等の参加者数（述べ人数）	5,657	12,000	2,305	3,209

ウ 水生植物の適切な管理による水質改善

猪苗代湖北岸部では湖岸に漂着した水生植物やヒシの枯死体が汚濁負荷源の一つになっており、生態系への影響等を配慮しながら、ヒシ等水生植物の刈取り・回収及びヨシの刈取りを行っています。

表－９ 水生植物回収量

項目	計画策定時の現況値 令和元年度	目標値 令和12年度	水生植物回収量	
			令和3年度	令和4年度
水生植物回収量（m ³ ）	1,054	3,500	1,051	2,059

エ 水環境にやさしい農業の推進

面的汚濁の低減のため、環境保全型農業を推進しています。

表－１０ エコファーマー※認定件数

項目	計画策定時の現況値 令和元年度	目標値 令和12年度	認定件数	
			令和3年度	令和4年度
エコファーマー※認定件数（件）	872	1,260	436	441

※ たい肥などによる土づくりと化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式を導入している農業者のこと。

(4) その他の施策

ア 除じんスクリーン設置基数

河川などからの猪苗代湖への除伐草の流入を防止するため、農業用排水路への除じんスクリーンの設置を進めています。

表－１１ 除じんスクリーン設置基数

項目	計画策定時の現況値 令和元年度	目標値 令和１２年度	設置基数（累計）	
			令和３年度	令和４年度
除じんスクリーン設置基数（基）	４６５	７２９	４７７	４７９

イ 排水基準適合率

人為汚濁低減のため、排水処理施設の維持管理の監視や排水自主測定の実施等、事業場に対する指導を行い、放流水質の向上を図っています。

表－１２ 排水基準適合率

項目	計画策定時の現況値 令和元年度	目標値 令和１２年度	排水基準適合率*	
			令和３年度	令和４年度
排水基準適合率（％）	８３．３	１００	１００	１００

※ 排水基準適合率＝（基準適合事業場数／立入排水規制対象事業場数）×１００

ウ 環境教育等の推進

県民参加による水環境保全活動の活性化・水環境保全の意識の啓発を図るため、環境教育を推進しています。

表－１３ 「水生生物による水質調査（せせらぎスクール）」への参加団体数、猪苗代水環境センターを活用した環境学習会参加者数、猪苗代水環境センター来訪者数

項目	計画策定時の現況値 令和元年度	目標値 令和１２年度	参加数	
			令和３年度	令和４年度
せせらぎスクールへの参加団体数	１	モニタリング指標*	１	１
猪苗代水環境センターを活用した環境学習会参加者数（人）	１７５	２４０	９０	１９３
猪苗代水環境センター来訪者数（人）	２，７００	モニタリング指標*	４，８１４	５，３７５

※ 「モニタリング指標」とは、目標値の設定が困難又は不適當であるが、毎年状況を把握し、公表することが望ましいものです。

令和5年10月

令和4年度 環境等測定調査結果

福島県生活環境部水・大気環境課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7258 / 024-521-7261

FAX 024-521-7927

URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/tyosakekka1.html>
